

保健福祉部の概要

平成25年度版

函館市保健福祉部

目次

函館市のあらまし.....	1
機構表.....	2
当初予算.....	11
地域福祉の推進について.....	13
障がい児・者福祉.....	16
1 障がい児・者の状況.....	16
2 函館市障がい者基本計画, 函館市障がい福祉計画.....	18
3 障害者総合支援法の施行.....	30
4 はこだて療育・自立支援センター.....	53
健康増進.....	56
1 市民の健康状況.....	56
2 「健康はこだて21」の概要.....	58
3 「はこだてげんきな子 食育プラン(函館市食育推進計画)」の概要.....	63
4 生活習慣病予防事業.....	66
5 栄養改善事業.....	73
6 歯科保健事業.....	76
7 保健師活動.....	77
8 健康づくり事業.....	79
9 口腔保健センター.....	82
10 健康増進センター.....	84
高齢者福祉.....	85
1 高齢者の状況.....	85
2 第6次函館市高齢者保健福祉計画, 第5期函館市介護保険事業計画.....	87
3 介護保険.....	98
4 高齢者福祉サービスの推進.....	108
5 高齢者の生きがいつくりの推進.....	114
6 要援護高齢者対策の推進.....	119
生活保護.....	121
1 生活保護制度のあらまし.....	121
2 生活保護の状況.....	123
指導監査.....	128
その他の社会福祉.....	133
社会福祉施設等一覧.....	148
介護保険施設等一覧.....	163
社会福祉法人一覧.....	169

函館市のあらまし

函館市は、北海道の南端部に位置し、恵まれた自然、集積した都市機能、歴史と伝統に培われた文化など数多くの優れた特性を背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の中核都市として成長してきました。

平成16年12月には渡島東部4町村と合併し、豊かな水産資源を有する国内屈指の水産都市となり、この合併を契機に、平成17年10月に政令指定都市に準じた事務権限を持つ「中核市」へと移行するとともに、平成27年度の北海道新幹線（仮称）新函館までの開業を見据えながら、国際水産・海洋都市構想の推進など、地域特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

福祉分野においては、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的に平成14年7月に「福祉のまちづくり条例」を施行し、市民や事業者が一体となった地域福祉推進の取り組みを進めているほか、平成23年3月には「函館市障がい者基本計画後期推進指針（平成23～27年度）」、平成24年3月には「第6次函館市高齢者保健福祉計画および第5期函館市介護保険事業計画（平成24～26年度）」、「第3期函館市障がい福祉計画（平成24～26年度）」を策定しました。

また、平成24年4月には、高齢化の進展に伴う業務量の増加や市民ニーズの多様化に対応し、市民がより利用しやすく、わかりやすい組織とするため、福祉部や保健所などを保健福祉部と子ども未来部に再編するとともに、市立障がい児・者施設である青柳学園、あおば学園およびともえ学園については、各事業間の連携による効果的なサービス提供を行うため統合整備し、療育機能の充実を図ることを目的として、新たにはこだて療育・自立支援センターとして開設しました。

国の構造改革や本格的な地方分権の推進など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しているなか、今後も地域特性を生かしながら、豊かな市民生活を実現し、魅力にあふれ個性豊かなまちづくりを進めていくため、「人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて」を将来像に、様々な交流を通じて、文化や産業をはぐくみ、新たな価値を生み出す地域社会の創造をめざしていきます。

1 位置と面積

面積	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.94km ²	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

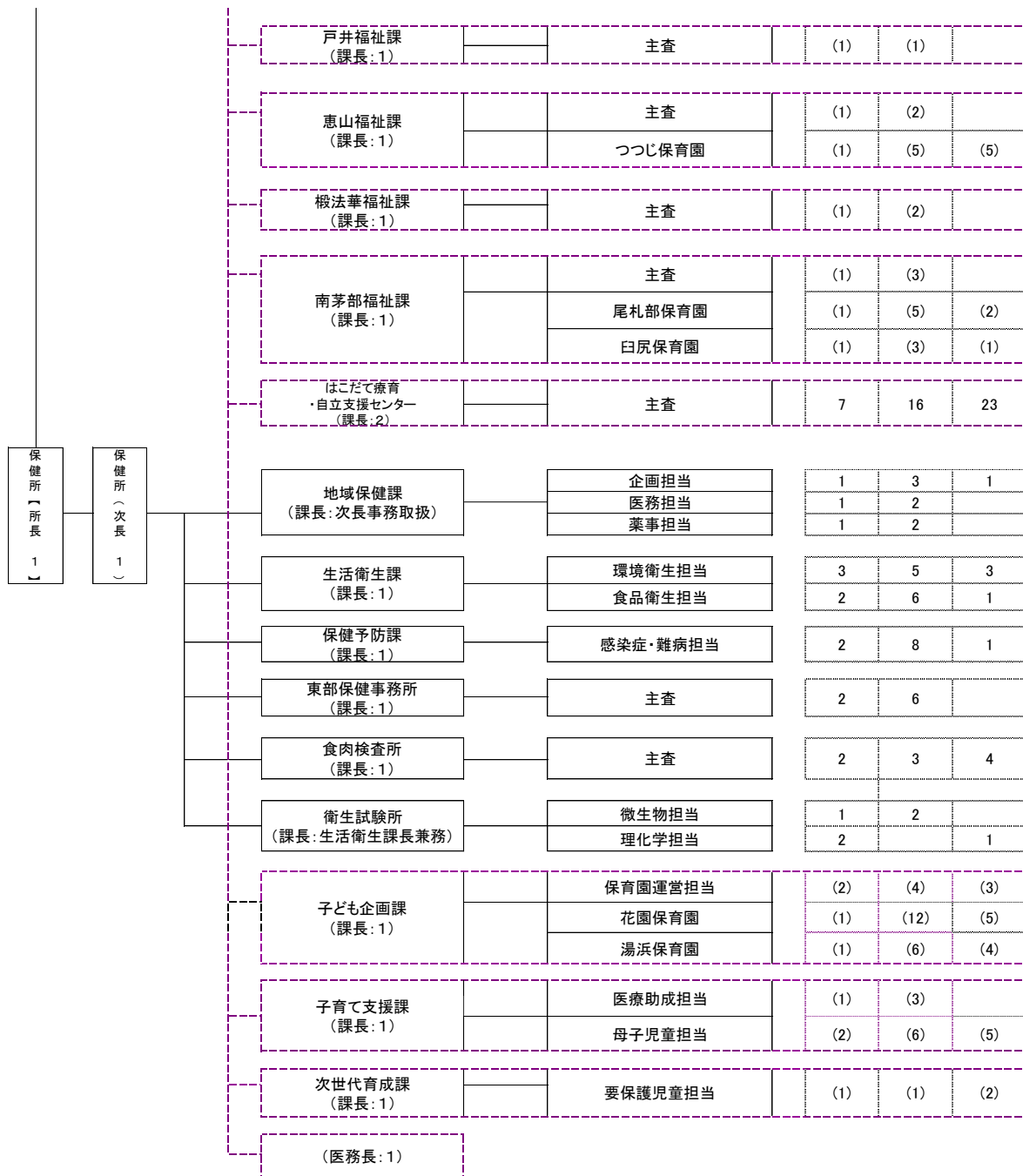
2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

年度	23	24	25
人口	281,076人	278,484人	275,813人
男	128,444人	127,147人	125,851人
女	152,632人	151,337人	149,962人
世帯数	143,625世帯	143,993世帯	143,950世帯

機構表

		【主査数】 【担当数】 (嘱託職員数)				
保健福祉部 (部長 1)	保健福祉部 (次長 1)	地域福祉課 (課長: 1)	庶務係	1	7	
			地域福祉担当	4	1	1
			苦情処理担当	1		2
		指導監査課 (課長: 1)	法人担当	1		
			施設担当	1		
			障がい等担当	1	1	
			高齢者担当	1	3	
		介護保険課 (課長: 1)	管理・計画担当	1	3	
			介護サービス担当	1	6	
			介護認定担当	1	7	15
介護保険料担当	1		7	6		
高齢福祉課 (参事: 1)	高齢者支援担当	1	3			
	介護予防・認知症担当	1	4			
	高齢者・介護総合相談窓口 (課長: 1)	2	7	1		
函館市福祉事務所 (所長 1)	健康増進課 (課長: 1)	健康増進担当	5	8	1	
	障がい保健福祉課 (課長: 1) (参事: 1)	社会参加・給付担当	2	5		
		公費医療等担当	2	5		
		相談支援担当	1	5	4	
		精神保健担当	2	5	2	
	生活支援第1課 (課長: 1)	管理担当	1	6		
		第1担当	2	5	11	
		第2担当	2	7		
		不正受給担当	1		1	
	生活支援第2課 (課長: 1)	第3担当	2	9	2	
第4担当		2	9			
第5担当		2	8			
湯川福祉課 (課長: 1)	福祉担当	2	2			
	湯川第1担当	2	7	3		
	湯川第2担当	2	7	2		
	湯川第3担当	2	7	1		
亀田福祉課 (課長: 1)	福祉担当	1	2	1		
	介護・高齢・障がい相談窓口	2	6	1		
	亀田第1担当	2	8	2		
	亀田第2担当	2	8	1		
	亀田第3担当	2	8	4		



※ [Dashed Box] は福祉事務所に属するもの

※ ○内数字は再任用職員数

※ ()内数字は兼務職員数

保健福祉部の職員数

(単位: 人)

保健福祉部長 保健所長	保健福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長	課参事3 長級	主査	担当	計	嘱託
2	3	18	83	229	335	95

※ 平成25年9月1日現在(再任用・兼務職員数を除く)

事務分掌

保健福祉部

地域福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (2) 旧軍人等の恩給に関する事。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関する事。
- (4) 行旅病人および行旅死亡人に関する事。
- (5) 災害救助に関する事。
- (6) 援護寄託品に関する事。
- (7) 社会福祉思想の啓発に関する事。
- (8) 民生委員および児童委員に関する事。
- (9) 民生委員推薦会に関する事。
- (10) 社会福祉協議会に関する事。
- (11) 総合福祉センターに関する事。
- (12) 総合福祉センター運営委員会に関する事。
- (13) 斎場に関する事。
- (14) 社会福祉審議会に関する事。
- (15) 地域福祉および福祉のまちづくりの推進に関する事。
- (16) 福祉のまちづくり推進委員会に関する事。
- (17) 福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する事。
- (18) 福祉サービス苦情処理委員に関する事。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関する事。
- (2) 使用料等の収納に関する事。
- (3) 社会福祉施設整備事業に関する事。

指導監査課

- (1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導および監査に関する事。
- (2) 社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (3) 社会福祉事業（他の主管に属するものを除く。）の許可等に関する事。
- (4) 介護保険法に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (6) 有料老人ホームの届出等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (7) 社会福祉施設等の整備の助成（他の主管に属するものを除く。）に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関すること。
- (3) 介護保険事業に係る報告等に関すること。
- (4) 地域支援事業に係る介護給付費等費用適正化事業等に関すること。
- (5) 保険給付等に関すること。
- (6) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (7) 要介護認定および要支援認定に関すること。
- (8) 介護認定審査会に関すること。
- (9) 被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (10) 介護保険料の賦課および収納に関すること。
- (11) 滞納処分に関すること。
- (12) 指定地域密着型サービス事業者の施設整備等の助成に関すること。

高齢福祉課

- (1) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 施設措置費負担金，使用料等の収納に関すること。
- (3) 認知症に関すること。
- (4) 地域支援事業（介護保険課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 老人福祉センターに関すること。
- (6) 老人デイサービスセンターに関すること。
- (7) 高齢者の総合相談に関すること。
- (8) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (9) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。
- (10) その他高齢者の生きがい支援および生活支援に関すること。

健康増進課

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 健康づくりの計画に関すること。
- (3) 健康づくり事業の企画および調整に関すること。
- (4) 食育の推進に関すること。
- (5) 栄養の指導および調査に関すること。
- (6) 歯科保健（乳幼児歯科健診に係るものを除く。）に関すること。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業（肝炎ウイルス検診に係るものを除く。）に関する
こと。
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関すること。
- (9) がんの予防および早期発見の推進に関すること。
- (10) 石綿による健康被害の救済に関すること。

障がい保健福祉課

- (1) 障がい者基本計画および障害福祉計画に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定等に関すること。
- (3) 指定自立支援医療機関に関すること。
- (4) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (5) 重度身体障害者等タクシー料金助成に関すること。
- (6) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費助成に関すること。
- (8) 自殺予防対策連絡会議に関すること。
- (9) 自殺予防普及啓発事業等に関すること。
- (10) 障害者の虐待の防止に関すること。

生活支援第1課

- (1) 生活保護に係る医療機関等の指定等に関すること。
- (2) 生活保護に係る医療機関等の運営指導に関すること。
- (3) 浮浪者の送還に関すること。
- (4) 生活保護に係る返還金および徴収金の収納に関すること。

湯川福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。
- (6) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (7) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

亀田福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 地域支援事業に係る介護予防事業の生活管理指導等に係るものに関すること。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (7) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。
- (8) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (9) その他高齢者の生きがい支援および生活支援に関すること。

- (10) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (11) 障害者の虐待の防止に関する事。

福祉事務所

高齢福祉課

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。

障がい保健福祉課

- (1) 障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 身体障害者手帳の交付に関する事。
- (3) 介護給付費等の支給に関する審査会に関する事。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関する事。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関する事。
- (6) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関する事。
- (7) 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当および福祉手当に関する事。

生活支援第1課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関する事。
- (2) 生活保護金品に関する事。
- (3) 生活保護の医療券に関する事。
- (4) 社会福祉統計に関する事。
- (5) 社会福祉の現業に関する事。

生活支援第2課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関する事。
- (2) 社会福祉の現業に関する事。

湯川福祉課

湯川支所および銭亀沢支所の所管区域内の次に掲げる事項ならびに戸井支所, 恵山支所, 椴法華支所および南茅部支所の所管区域内の第6号および第8号に掲げる事項

- (1) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (2) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (3) 児童, 母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 児童扶養手当, 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当, 福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。

- (5) 老人福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (6) 生活保護要保護者の保護に関する事。
- (7) 生活保護金品に関する事。
- (8) 生活保護の医療券に関する事。
- (9) 社会福祉の現業に関する事。

亀田福祉課

亀田支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関する事。
- (5) 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当および福祉手当に関する事。
- (6) 児童, 母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の保護に関する事。
- (9) 生活保護金品に関する事。
- (10) 生活保護の医療券に関する事。
- (11) 社会福祉の現業に関する事。

戸井福祉課

戸井支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関する事。
- (5) 児童, 母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (6) 児童扶養手当, 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当, 福祉手当, 児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (8) 生活保護金品に関する事。
- (9) 社会福祉の現業に関する事。

恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。

- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 市立保育所の入所および退所に関すること。
- (6) 児童，母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (9) 生活保護金品に関すること。
- (10) 社会福祉の現業に関すること。

楳法華福祉課

楳法華支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 楳法華高齢者福祉総合センターに関すること。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 児童，母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (9) 生活保護金品に関すること。
- (10) 社会福祉の現業に関すること。

南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 認可保育所の入所および退所に関すること。
- (6) 児童，母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関すること。
- (9) 生活保護金品に関すること。
- (10) 社会福祉の現業に関すること。

保健福祉部電話番号一覧

課(職)・施設名	電話番号	課(職)・施設名	電話番号
部長	21- 3251	生活支援第1課長	21- 3278
次長	21- 3252	管理	21- 3276
福祉事務所長	21- 3287	面接	21- 3285
地域福祉課長	21- 3253	第1	21- 3283
庶務係	21- 3256	第2	21- 3274
地域福祉担当	21- 3293	不正受給担当	21- 3087
福祉サービス苦情処理担当	21- 3297	生活支援第2課長	21- 3292
指導監査課長	21- 3924	第3	21- 3259
法人担当	21- 3262	第4	21- 3280
施設担当	21- 3262	第5	21- 3279
障がい等担当	21- 3925	湯川福祉課長	57- 6170
高齢者担当	21- 3926	福祉担当	〃
介護保険課長	21- 3020	生活支援第1～3	〃
管理・計画担当	21- 3041	亀田福祉課長	45- 5481
介護サービス担当	21- 3023	福祉担当	〃
介護認定担当	21- 3027	介護・高齢・障がい相談窓口	45- 5482
介護保険料担当	21- 3033	生活支援第1～3	45- 5483
賦課担当	21- 3034	戸井市民福祉課長	82- 2112
収納担当	21- 3037	主査	〃
高齢福祉課長	21- 3080	恵山市民福祉課長	85- 2335
高齢者・介護総合相談窓口	21- 3025	主査	〃
	21- 3026	榎法華市民福祉課長	86- 2111
介護予防・認知症担当	21- 3081	主査	〃
参事(高齢者支援担当)	21- 3066	南茅部市民福祉課長	25- 6038
高齢者支援担当	21- 3021	主査	25- 6043
健康増進課長	32- 1516	はこだて療育・自立支援センター	36- 0500
健康増進担当	32- 1515		
	32- 1532		
障がい保健福祉課長	21- 3266		
相談支援担当	21- 3302		
公費医療等担当	21- 3187		
手話・ろうあ相談	21- 3014		
社会参加・給付担当	21- 3263		
参事(精神保健担当)	21- 3076		
精神保健担当	21- 3077		

当初予算

一般会計

(単位：千円)

款 項 目	25年度当初予算	財源内訳(平成25年度分)					一般財源
		特定財源					
		国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
民生費	34,612,855	19,104,109	1,671,135	709,900	723,689	12,210,022	
社会福祉費	9,139,127	2,806,605	1,625,710	709,900	586,751	3,410,161	
社会福祉総務費	505,294	67,065	17,589	0	33	420,607	
総合福祉センター費	197,678	0	0	0	4,112	193,566	
障害者福祉費	5,636,175	2,733,514	1,365,991	0	8,123	1,528,547	
重度心身障害者医療助成費	822,701	0	242,130	0	179,082	401,489	
療育・自立支援センター費	88,475	0	0	0	228,141	△ 139,666	
老人福祉費	1,780,977	6,026	0	709,900	167,260	897,791	
老人福祉センター費	107,827	0	0	0	0	107,827	
生活保護費	21,851,754	16,297,504	40,527	0	94,497	5,419,226	
生活保護総務費	122,082	71,123	40,527	0	0	10,432	
扶助費	21,729,672	16,226,381	0	0	94,497	5,408,794	
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	
社会福祉施設等資金費	6,500	0	0	0	6,500	0	
社会福祉施設整備費	6,500	0	0	0	6,500	0	
在宅ふれあい資金費	35,809	0	0	0	35,809	0	
在宅福祉促進費	35,809	0	0	0	35,809	0	
介護保険費	3,575,915	0	2,086	0	132	3,379,697	
介護保険事業費	2,915	0	2,086	0	132	697	
介護保険事業特別会計繰出金	3,573,000	0	0	0	0	3,379,000	
衛生費	684,335	56,947	26,509	0	143,557	457,322	
保健衛生費	684,335	56,947	26,509	0	143,557	457,322	
保健衛生総務費	105,485	0	12,899	0	13,250	79,336	
総合保健センター費	84,297	0	0	0	1,019	83,278	
公衆衛生費	10,172	0	0	0	276	9,896	
健康増進事業費	214,235	35,407	4,318	0	11,023	163,487	
予防接種費	91,204	0	0	0	0	91,204	
衛生試験所費	9,946	25	0	0	11,156	△ 1,235	
保健所費	47,862	20,203	7,591	0	1,881	18,187	
環境衛生費	17,754	1,312	1,701	0	49,826	△ 35,085	
火葬場費	103,380	0	0	0	55,126	48,254	
保健福祉部予算	35,297,190	19,161,056	1,697,644	709,900	867,246	12,667,344	

国民健康保険事業特別会計

(単位:千円)

款 項 目	24年度当初予算A	25年度当初予算B	比 較 B-A
保健事業費	4,275	4,619	344
特定健康診査等事業費	4,275	4,619	344
特定健康診査等事業費	4,275	4,619	344
合 計	4,275	4,619	344

介護保険事業特別会計

(単位:千円)

款 項 目	24年度当初予算A	25年度当初予算B	比 較 B-A
総務費	244,562	235,781	△ 8,781
総務管理費	25,676	15,700	△ 9,976
一般管理費	24,009	14,363	△ 9,646
趣旨普及費	1,667	1,337	△ 330
徴収費	17,636	22,052	4,416
賦課徴収費	17,636	22,052	4,416
介護認定費	201,250	198,029	△ 3,221
介護認定費	201,250	198,029	△ 3,221
保険給付費	21,802,066	23,350,290	1,548,224
介護諸費	21,318,255	22,791,765	1,473,510
介護サービス給付費	21,295,108	22,766,173	1,471,065
審査支払委託費	23,147	25,592	2,445
高額介護サービス費	483,811	558,525	74,714
高額介護サービス費	429,944	494,855	64,911
高額医療合算介護サービス費	53,867	63,670	9,803
地域支援事業費	362,196	336,817	△ 25,379
地域支援事業費	362,196	336,817	△ 25,379
介護予防事業費	54,786	32,709	△ 22,077
包括的支援等事業費	307,410	304,108	△ 3,302
基金積立金	415,006	287,791	△ 127,215
基金積立金	415,006	287,791	△ 127,215
介護給付費準備基金積立金	415,006	287,791	△ 127,215
諸支出金	19,949	26,359	6,410
過年度支出金	19,949	26,359	6,410
過年度支出金	1	1	0
第1号被保険者保険料還付金	19,948	26,358	6,410
職員費	338,081	350,265	12,184
職員費	338,081	350,265	12,184
一般部局職員費	338,081	350,265	12,184
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
合 計	23,191,860	24,597,303	1,405,443

地域福祉の推進について

第2次函館市地域福祉計画 ～福祉のまちづくりのために～

(1) 計画策定の趣旨等

1) 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、地域で相互に支え合う意識の希薄化、さらには生活の質や豊かさを重視する志向の高まりなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化するなかで、公的な福祉サービスだけで十分に対応することができない課題、例えば、公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援、あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

このような課題に対応するためには、身近な地域におけるこれまでの取組みを有効に活用しながら、公的な福祉サービスと市民の自主的な活動の連携によって、利用者本位のサービスを総合的に提供する「共に支え合う社会」を構築することが求められます。

2) 地域福祉とは何か

地域福祉とは、地域住民や社会福祉法人、ボランティアなどが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、同じ地域社会の一員として日常生活を営み、自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことをいいます。

したがって、地域福祉を進めていくためには、すべての市民が福祉に対する理解を深め、地域での各種活動に積極的に参加するなど、行政だけではなく、地域住民や地域で活動する団体、事業者がさまざまな情報を共有し、相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

3) 計画の位置付け

公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題を解決するためには、地域福祉という考え方を共有し、地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。

地域におけるこれらの課題は、誰にも起こり得るものであり、住民の間でそれを共有し、解決に向かうような仕組みをつくっていくことは、地域の人々が安心して暮らせることにつながっていくものと考えられます。

本市においては、そのような仕組みづくりをめざし、平成16年度に地域福祉計画を策定し、地域福祉の理念の普及に努めてまいりましたが、地域福祉についてより具体的に取り組むことができるよう、第2次函館市地域福祉計画を策定しました。

4) 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5か年です。

(2) 地域福祉の基本理念

1) 住民参加

障がいの有無、年齢、性別など、人間にはそれぞれ異なった個性や特性がありますが、こうした特性等を超えて、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されなければなりません。

そして、このような社会は、福祉サービスを必要とする人にも必要としない人にも等しく望ましい社会であるという意識を共有しなければ達成できるものではありません。

したがって、このような意識を共有し、地域福祉を推進していくためには、計画の策定段階から具体的取組みにいたるさまざまな場面において、住民の主体的な参加を進めていくことが必要です。

2) 共に生きる社会づくり

地域福祉を推進するうえでは、人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要です。また、福祉サービスの利用にあたっては、利用者個人の尊厳や基本的人権が尊重されるよう、地域全体で擁護できる仕組みづくりを進めることが必要です。

3) 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要であり、地域福祉を推進するための諸活動は、男女共同参画の視点で展開されることが大切です。

4) 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会における問題を自らの問題としてとらえ、事業者とも連携しながら福祉サービスの提供に主体的に関わることが重要であり、また、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービス提供のあり方に常に目を向け、利用者の立場に立って検証する必要があります。

このような活動の積み重ねが、それぞれの地域における個性ある福祉、すなわち福祉文化を創造していくことにつながります。

(3) 計画の基本的方策

1) 地域での支援体制の構築

すべての住民が同じ地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら、地域住民や行政、事業者が共に協力・連携するなかで、保健・医療・福祉などのサービスについて、気軽に相談を受け、サービスに関する情報を提供することができるよう、地域での支援体制の整備を進めます。

2) 住民参加・人材育成の促進

地域住民の地域における自立した生活を支援するためには、住民自らも「サービスの

担い手」としての意識を高めながら、主体的に活動へ参加していくことが重要であり、そのためにも、生きがいつくりや交流事業などの充実に努めるほか、活動への参加機会の拡大や場の提供、さらには人材の養成・確保のための事業への参加の促進を図ります。

3) 活動団体の連携体制の整備

少子高齢化や核家族化の進行などにより、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題が生じてきていることから、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、住民が主体的に関わり支え合う、地域の「新たな支え合い」が求められています。

このため、多様な民間の活動団体が担い手となり、それぞれの団体が有する専門的な知識・能力を共有し連携を図りながら、きめ細かな活動をすることにより地域の課題の解決をめざします。

4) 情報の共有化の促進

地域における福祉の実情をよく把握している町会や民生委員・児童委員，社会福祉協議会，地域包括支援センターなどでは、それぞれが地域で活動し、さまざまな支援を行っていますが、それぞれが持つ情報を共有化することにより、地域での要援護者への対応などが円滑に進められることから、基本的人権に配慮しながら、情報の共有化を促進します。

5) 地域資源の活用

地域福祉の目的の一つは、地域住民の参加を促し、地域のなかで共に支え合う体制を構築することですが、その実現のためには、身近な地域で相談し、地域住民が必要な情報を得られることが重要であり、また、住民と地域において活動している人との交流が求められていることから、町会館などの利用のほか、福祉施設などの職員が有する専門的な知識を生かす取組みを促進します。

6) 意識の醸成

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている状況を踏まえ、地域福祉を推進するためには、その意義を市民自らが理解し、責任と自覚を持って参加していくことが重要であり、福祉サービスの受け手が場合によっては担い手になることもできることから、こうした意識の醸成に取り組めます。

※次期計画（平成26年度～平成30年度）策定中

障がい児・者福祉

核家族化の進行などに伴う社会環境の変化，障がいの重度化・重複化，精神障がい者や難病患者に対する福祉施策の拡充の必要性など，新たな課題が発生するとともに，障がいのある人のニーズも多様化してきており，国においても社会福祉構造改革が進められ，平成18年4月には身体，知的，精神の障がい種別に関わらず，一元的なサービスの提供や就労支援などを柱とした障害者自立支援法が，平成23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたところであり，さらに平成24年6月には，地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等，障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため，障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と改め，新たな障害保健福祉施策を講ずることとしています。

市においても平成18年度に障害者基本法に基づき，障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として「函館市障がい者基本計画」を策定するとともに，その実施計画として障害者自立支援法に基づく「函館市障がい福祉計画」を策定し，障害福祉サービスの必要量とその確保に関し定め，障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

1 障がい児・者の状況

〔身体障がい〕

身体障がい児・者の障がい別・等級状況

(平成25年4月1日現在 単位:人)

障がい区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比(%)
視覚障がい	18歳未満	6	1	0	2	3	1	13	7.4%
	18歳以上	346	303	83	59	117	76	984	
	計	352	304	83	61	120	77	997	
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	12	3	2	0	16	33	8.0%
	18歳以上	72	239	150	237	3	352	1,053	
	計	72	251	153	239	3	368	1,086	
音声・言語そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0.9%
	18歳以上	0	8	79	41	0	0	128	
	計	0	8	79	41	0	0	128	
肢体不自由	18歳未満	49	14	13	13	5	0	94	56.2%
	18歳以上	1,245	1,460	1,727	2,238	609	247	7,526	
	計	1,294	1,474	1,740	2,251	614	247	7,620	
内部障がい	18歳未満	20	0	6	4	0	0	30	27.4%
	18歳以上	2,564	33	513	578	0	0	3,688	
	計	2,584	33	519	582	0	0	3,718	
計	18歳未満	75	27	22	21	8	17	170	100.0%
	18歳以上	4,227	2,043	2,552	3,153	729	675	13,379	
	計	4,302	2,070	2,574	3,174	737	692	13,549	
構成比(%)		31.8%	15.3%	19.0%	23.4%	5.4%	5.1%	100.0%	

障がい別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	23			24			25		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	14	988	1,002	13	967	980	13	984	997
聴覚・平衡 機能障がい	31	1,083	1,114	32	1,087	1,119	33	1,053	1,086
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	1	125	126	1	128	129	0	128	128
肢体不自由	103	7,436	7,539	98	7,518	7,616	94	7,526	7,620
内部障がい	32	3,615	3,647	33	3,649	3,682	30	3,688	3,718
計	181	13,247	13,428	177	13,349	13,526	170	13,379	13,549

等級別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	23			24			25		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	86	4,140	4,226	77	4,217	4,294	75	4,227	4,302
2 級	27	2,134	2,161	31	2,105	2,136	27	2,043	2,070
3 級	25	2,586	2,611	26	2,574	2,600	22	2,552	2,574
4 級	21	2,961	2,982	18	3,047	3,065	21	3,153	3,174
5 級	7	755	762	7	729	736	8	729	737
6 級	15	671	686	18	677	695	17	675	692
計	181	13,247	13,428	177	13,349	13,526	170	13,379	13,549

〔知的障がい〕

知的障がい児・者の程度別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	23			24			25		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
重 度	139	828	967	116	862	978	114	891	1,005
中度・軽度	333	1,006	1,339	320	1,076	1,396	335	1,127	1,462
計	472	1,834	2,306	436	1,938	2,374	449	2,018	2,467

〔精神障がい〕

等級別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	23			24			25		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	0	218	218	0	213	213	1	206	207
2 級	2	1,369	1,371	1	1,434	1,435	1	1,444	1,445
3 級	2	422	424	0	516	516	2	571	573
計	4	2,009	2,013	1	2,163	2,164	4	2,221	2,225

2 函館市障がい者基本計画，函館市障がい福祉計画

◎函館市障がい者基本計画

(1) 計画策定の趣旨等

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら，本市の障がい者施策の基本となる計画であり，障がい者計画としては第4次になるものです。

(2) 計画の期間

計画の期間は，平成18年度から平成27年度までの10か年とし，社会情勢やニーズの変化，前期の事業の進捗状況などを踏まえ，中間年（平成22年度）に「函館市障がい者基本計画後期推進指針」を作成しました。

(3) 計画の基本的考え方

○ 計画の基本理念

この計画は，障がいのある人の基本的人権が尊重され，乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において，身体的，精神的，社会的な適応能力の回復にとどまらず，地域の中で自立した生活ができるよう，あらゆる分野のサービスが有機的，体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と，障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承し，この理念のもとに，障がいのある人が自立し，生きがいを持ち，安心して暮らすことのできるまちを目指します。

○ 計画の基本的な方向

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択により，できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら，住み慣れた地域での生活の継続や，入所施設から地域生活への移行が促進されるよう，一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し，障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実に努めます。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により，自立して主体的に行動し，その行動に責任を負うとともに，社会のあらゆる活動に参加し，地域において生きがいを持って生活できるよう，乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援，就労支援など，ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

③ バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から，地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア，住まいや移動等の環境のバリア，情報のバリアなど，地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに，障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。

(4) 分野別施策

第1 地域生活の支援体制の充実

① 生活支援

【基本的な考え方】

障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら、地域で生活するために、身近な相談支援体制や、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図るとともに、障がい福祉サービスの量的・質的な充実に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 相談支援機能の充実
 - ・相談支援体制の構築
- イ 日常生活支援体制の整備
 - ・障がい福祉サービスの提供基盤の整備
 - ・地域生活支援事業の創設
 - ・補装具・日常生活用具の有効活用
- ウ 重度化・高齢化への対応
 - ・家族等に対する支援体制の充実
 - ・ケアホーム（共同生活介護）の整備の推進
 - ・重度の障がいのある人に対する支援体制の整備
- エ 地域生活への移行の促進
 - ・地域生活への移行の支援
 - ・入所施設の機能の拡充・転換
- オ 住居の確保
 - ・グループホーム等の整備
 - ・公営住宅等の整備
- カ 各種障がいへの対応
 - ・障がいのある人への支援の充実
- キ 生活安定施策の推進
 - ・経済的支援の充実
- ク サービスの質の向上
 - ・各種研修の充実等
- ケ 権利擁護の推進
 - ・権利擁護施策の推進

② 保健・医療

【基本的な考え方】

障がいのある人に対する適切な保健・医療・リハビリテーション体制の充実と、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図るとともに、障がいのある人やその家族の療育・療養生活を支援します。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 障がいの予防対策の充実
 - ・母子保健対策の推進
 - ・生涯を通じた疾病予防対策の充実
- イ 早期発見と早期治療の充実
 - ・周産期・乳幼児期に対する早期発見・早期治療対策の推進
 - ・青年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進
- ウ 障がいのある人の保健・医療の充実
 - ・難病対策の充実
 - ・精神障がい者施策の充実
 - ・リハビリテーション医療体制の整備
 - ・医療給付等の充実

第2 自立と社会参加の促進

① 教育・育成

【基本的な考え方】

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび自閉症、LD、ADHD等の発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ります。

本人および保護者の意向を十分に尊重し、最も適切な教育を受けることができるよう、就学指導体制の充実や教育施設の整備を進めるほか、障がいのある子どもの特性に応じた多様な教育を展開し、関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どもに関する研修体制の整備や情報提供の場の確保を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 障がい児療育の充実
 - ・保健，医療，福祉，教育の連携
 - ・療育体制の充実
 - ・障がい児保育の充実
- イ 学校教育の充実
 - ・教育相談・指導体制の整備
 - ・教育内容の充実
 - ・障がいの特性に配慮した教育の充実
 - ・職員研修の充実
 - ・学校外活動の推進

- ・施設のバリアフリー化の促進

② 雇用・就労

【基本的な考え方】

事業主はもとより、広く市民に対し障がいのある人の雇用についての理解を深めることにより、働きやすい環境づくりに努めるとともに、障がいのある人の意欲と能力に応じた就業機会の拡大や北海道、公共職業安定所等の関係機関との連携のとれた就労支援を推進し、多様な働き方を可能にする施策の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 雇用の促進

- ・障がいのある人の雇用の啓発
- ・職場への定着のための支援
- ・相談、情報提供の充実
- ・各種助成制度の周知活用
- ・市職員への障がいのある人の雇用の促進

イ 就労機会の拡大

- ・職域の拡大

ウ 職業訓練の充実

- ・職業能力の向上

③ 社会参加

【基本的な考え方】

障がいのある人の生活を豊かにするため、社会生活を行ううえで必要な知識や技術を習得する機会を充実するとともに、スポーツ・文化活動などへの参加機会の拡大と指導員等の人材の確保に努め、社会参加活動に対する支援の拡充を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 社会参加の促進

- ・社会参加の促進
- ・ボランティアとの連携

イ スポーツ・文化活動の推進

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・文化活動の推進

ウ 行事等への参加の促進

- ・行事等への参加の促進
- ・情報提供の充実

第3 バリアフリー社会の実現

① 啓発・広報

【基本的な考え方】

障がいの有無に関わらず、互いの個性を尊重し、支え合うノーマライゼーションの理念

の普及や、障がいについての正しい理解の促進、市民全体の地域福祉活動の推進を図るため、各種広報手段を活用し、啓発・広報活動の充実に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア ノーマライゼーション理念の啓発
 - ・啓発活動の推進
- イ 心のバリアフリーの促進
 - ・福祉教育の推進
- ウ ボランティア活動の促進
 - ・ボランティア活動の促進
- エ 交流の促進
 - ・地域交流の促進
 - ・広域交流の促進
 - ・国際交流の促進

② 生活環境

【基本的な考え方】

障がいの有無に関わらず、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障がいのある人をはじめとするすべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、公共的建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー環境の整備を促進します。

また、障がいのある人等に配慮した防災・防犯対策を推進します。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 福祉のまちづくりの推進
 - ・福祉のまちづくりの推進
- イ 住まいの整備
 - ・住宅の確保
 - ・住宅改善の促進
- ウ 移動・交通対策の推進
 - ・道路、交通安全施設の整備
 - ・移動・交通手段の確保
 - ・外出支援の充実
- エ 防災・防犯対策の推進
 - ・防災・防犯対策の推進

③ 情報・コミュニケーション

【基本的な考え方】

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、情報の取得やコミュニケーションが円滑に行われるよう、適切な方法による情報の提供に努めるとともに、IT等を活用した情報バリアフリー化の促進やコミュニケーション体制の充実に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 情報バリアフリーの推進
 - ・情報提供の充実
- イ コミュニケーションの推進
 - ・コミュニケーション支援体制の充実

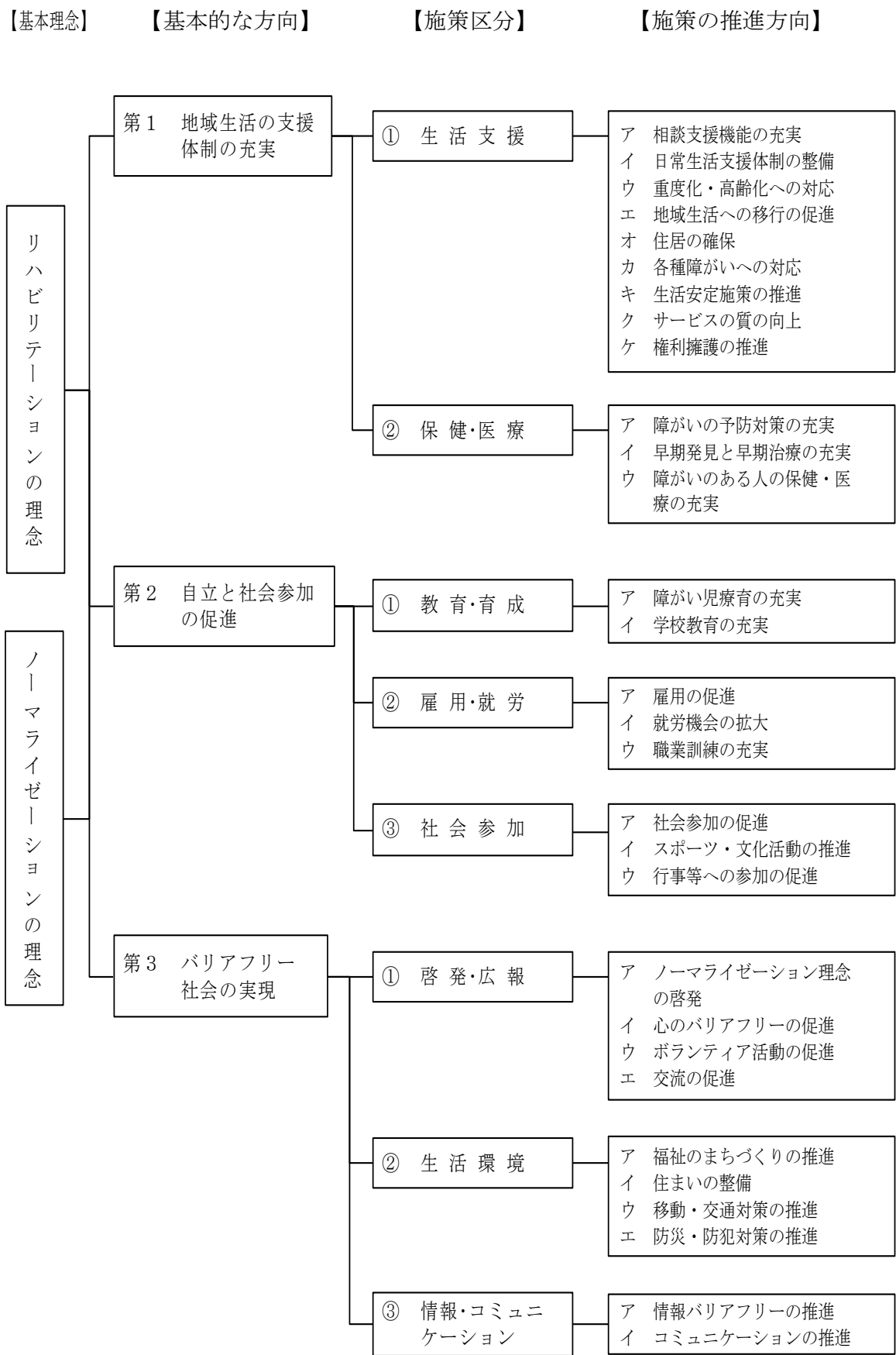
(5) 計画の推進

すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

関係部局等が密接に連携し、障がいのある人のニーズや事業の進捗状況等を把握しながら、一人ひとりの障がいの特性や、ライフステージに応じた支援を行うための適切なサービスが提供できるよう総合的に取り組みます。

必要に応じて国や北海道に要望などを行うとともに、これら関係機関との連携・協力を図りながら、各事業を推進します。

(6) 体系図



(7) 函館市障がい者基本計画後期推進指針

○ 後期推進指針の趣旨等

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えずに「障害者自立支援法」、「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無、年齢、性別などを超えて、地域で生活するすべての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築を目指す市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進することを目的とします。

○ 後期推進指針の期間

後期推進指針の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

○ 後期推進指針の方向

後期推進指針については、計画における基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組み状況から課題をとらえたうえで、次の視点で各種施策を推進していきます。

① 相談体制の充実と利用の促進

計画で示した主要施策・個別事業については、おおむね順調に推移してきていますが、事業所等が少ないあるいは現行の支援内容では十分な満足が得られないサービスや、内容が十分に周知されていないと思われるサービスなどもあるため、乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期のライフステージに応じて適切なサービス利用ができるよう相談体制のさらなる充実や情報の提供を行うとともに、民間事業者とも連携しながら、利用の促進を図っていきます。

② 地域社会の支え合い

計画では、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することとしており、障がいのある人に対する移動支援や軽度の障がい児・者に対する見守りなど、行政だけでは十分に対応できないサービスについては、町会、関係団体などの地域社会で支え合い、補完し合いながらノーマライゼーション理念の醸成や環境づくりを推進していきます。

③ 地域生活への移行の促進と環境の充実

国においては、施設入所者の地域生活への移行を促進していますが、障害福祉サービス等を利用している方（身体・知的・精神）を対象に市が平成22年度に実施した障がい者実態調査でも、多くの方が住み慣れた自宅や地域での生活を望んでいることが明らかとなり、そのため、障がいのある人の自立や家族等への支援が図られるよう、居宅サービスや日中活動サービスのほか、地域での居住の場となるグループホームやケアホームの整備についても、事業者に対して働きかけながら促進していきます。

また、施設のバリアフリー化のほか、教育や就労などのライフステージにおいても、障

がいのある人のニーズを踏まえながら各種施策を推進していきます。

◎第3期函館市障がい福祉計画

(1) 計画策定の趣旨等

この計画は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、平成18年2月に策定した「函館市障がい者基本計画」の実施計画と位置付けており、第1期計画（平成18年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）の計画の進捗状況等を踏まえ、障がい福祉サービスの必要量等を見込み、障害者施策のさらなる推進を図るため策定したものです。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。

(3) 計画推進のための基本的事項

○ 計画の基本理念

障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すという障がい者基本計画の理念のもとに、障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供その他の支援を行うこととします。

○ 計画推進のための基本的事項

① 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立し社会参加することができるよう、障がい福祉サービスおよび相談支援ならびに市町村や都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保を図ります。

② 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供の推進

身体、知的および精神の障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、障がい福祉サービスの実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

③ 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。

(4) 第3期計画における重点的な取組み

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域の生活基盤・生活環境の整備
- ③ 地域社会の支え合い

- ④ 障がいのある人の就労の推進
- ⑤ 精神障がいのある人に係る地域相談支援の充実
- ⑥ 虐待防止に対する取組みの強化
- ⑦ 地域生活支援事業の推進
- ⑧ 障がいのある子どもに対する支援の強化

(5) 平成26年度の数値目標

計画の策定にあたり、国および北海道から示された、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、第2期計画までの進捗状況や函館市の障がい福祉に関するアンケート調査の結果等から地域の実情を踏まえ、平成26年度を目標年度とする数値目標を設定しました。

○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数 値			備 考
平成17年10月1日時点の入所者数 A	623人			平成17年10月1日の施設入所者数
	身体	知的	精神	
	185	419	19	
平成26年度末入所者数 B	553人			平成26年度末時点の利用人員
【平成26年度目標値】 ① 減少見込数 A-B	70人 (11.2%)			差引減少見込数 () は、Aに対する割合
【平成26年度目標値】 ② 地域生活移行者数	144人 (23.1%)			施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数 () は、Aに対する割合

<第2期計画までの進捗状況>

入所者数と減少数

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度 (見込)		
年度末現在の全入所者数 C	594人			596人			591人			588人			572人		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
	162	416	16	164	414	18	158	418	15	152	419	17	145	415	12
減少数 A-C	29人			27人			32人			35人			51人		
比 率 (A-C)÷A	4.7%			4.3%			5.1%			5.6%			8.2%		

基準日から累積した地域生活移行者数

期間（基準日～）	基準日から左記期間までの 累積した地域生活移行者数 D					備 考
	比率	身体	知的	精神		
～平成20年 3月31日	50人	8.0%	10人	29人	11人	上記のうち、地域の グループホームや ケアホーム等への 移行者数 (割合は、D÷A)
～平成20年10月 1日	56人	9.0%	13人	32人	11人	
～平成21年10月 1日	68人	10.9%	15人	40人	13人	
～平成22年10月 1日	76人	12.2%	19人	44人	13人	

○ 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
第1期計画策定時の 一般就労移行者数 A	4人	平成18年度北海道調査における函館市の 一般就労移行者数
【平成26年度目標値】 目標年度の 一般就労移行者数	12人 (3倍)	平成26年度において福祉施設を退所し 一般就労する者の数 ()は、Aに対する倍率

<第2期計画までの進捗状況>

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間一般就労 移行者数 B	3人	6人	8人	9人	9人
倍 率 B÷A	0.8倍	1.5倍	2.0倍	2.3倍	2.3倍

○ 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数 A	1,915人	平成26年度末において福祉施設*を利用する者の数
【平成26年度目標値】 目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	40人 (2.1%)	平成26年度末において就労移行支援事業を使用する者の数 ()は、Aに対する割合

* 生活介護，自立訓練(機能訓練，生活訓練)，就労移行支援，就労継続支援(A型，B型)

○ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者 A	96人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者 B	481人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者 C = A + B	577人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【平成26年度目標値】 目標年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合 A ÷ C	16.6%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち，就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

(6) 計画の推進

① 関係機関との連携

自立支援給付および地域生活支援事業を円滑に実施するためには，障がいのある人と事業者，関係団体等，行政の連携が重要であることから，函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

② 国や北海道との連携

国や北海道と連携しながら，制度改正などの動向を的確に把握し，施策を推進していくとともに，本市の実情や課題を踏まえ，国や北海道に対し，制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

③ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては，函館市福祉計画策定推進委員会において，各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行の状況など，計画の進捗状況について点検・評価し，その結果をサービスの実施に反映させるとともに，市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。

3 障害者総合支援法の施行

平成15年4月から実施された支援費制度は、サービスのあり方を、それまでの「措置制度」から「契約制度」へと大きく変え、自己決定、利用者本位の考え方を明確にし、障がいのある人の地域生活支援を前進させましたが、新たな課題も浮き彫りになり、これに対応する制度として、平成18年4月から障害者自立支援法が実施されることとなりました。

障害者自立支援法は、身体、知的、精神の障がい種別ごとにサービス提供の仕組みが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者本位のサービス体系に再編し、就労支援の抜本的強化を図るなどの内容となっています。

※障害者自立支援法は、平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正されました。

(1) 障害福祉サービス利用者の決定状況

(平成25年4月1日現在)

区 分		決定者数(人)
障害福祉サービス	身体・知的障がい者	1,928
	障がい児	120
	精神障がい者	303
介護給付	身体・知的障がい者	1,433
	障がい児	120
	精神障がい者	106
訓練等給付	身体・知的障がい者	495
	精神障がい者	197

(2) 自立支援給付

① 障害福祉サービス

ア 居宅介護等サービス

内 容 居宅において、ホームヘルパーなどが介護、家事等の全般にわたる援助を行います。

実施状況

区分		年度		
		22	23	24
身体障がい者	実 人 員	138 人	173 人	207 人
	延利用回数	23,680 回	33,124 回	35,077 回
	支 給 額	77,008 千円	98,341 千円	122,888 千円
知的障がい者	実 人 員	36 人	45 人	49 人
	延利用回数	4,658 回	6,044 回	6,532 回
	支 給 額	15,935 千円	21,178 千円	24,860 千円
障 がい 児	実 人 員	13 人	9 人	11 人
	延利用回数	934 回	987 回	484 回
	支 給 額	3,010 千円	3,409 千円	1,784 千円
精神障がい者	実 人 員	67 人	69 人	71 人
	延利用回数	5,032 回	5,209 回	4,822 回
	支 給 額	9,771 千円	10,819 千円	10,374 千円

平成25年度予算額 127,405千円（身体障がい者）、25,750千円（知的障がい者）、
1,321千円（障がい児）、10,199千円（精神障がい者）、317千円（難病）
費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

イ 生活介護

内 容 施設における日中活動で、創作的活動、機能訓練、入浴等のサービスの提供を行います。

実施状況

年度		22	23	24
区分				
実 人 員		416 人	455 人	913 人
延 利 用 回 数		82,419 回	91,671 回	201,789 回
支 給 額		730,454 千円	849,472 千円	10,859,151 千円

平成 25 年度予算額 1,964,628 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

ウ 児童デイサービス

内 容 障がいのある児童等に対し、早期療育を目的として、施設に通いながら、日常生活における基本的な動作の指導や集団行動への適応訓練などを行います。

実施状況

年度		22	23	24
区分				
障 が い 児	実 人 員	36 人	96 人	70 人
	延 利 用 回 数	2,678 回	3,541 回	394 回
	支 給 額	15,297 千円	24,101 千円	2,904 千円
障 が い 児 (精 神)	実 人 員	0 人	1 人	1 人
	延 利 用 回 数	0 回	4 回	3 回
	支 給 額	0 千円	26 千円	20 千円

*平成 24 年度で事業終了（平成 24 年度については 1 ヶ月分のみの実績）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

エ 短期入所サービス

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい者に対して、短期間、入所した施設において適切な支援を行います。

実施状況

年度		22	23	24
区分				
身体障がい者	実 人 員	19 人	26 人	27 人
	延 利 用 回 数	383 回	507 回	433 回
	支 給 額	3,388 千円	4,219 千円	3,856 千円
知的障がい者	実 人 員	59 人	57 人	54 人
	延 利 用 回 数	2,005 回	1,816 回	1,595 回
	支 給 額	14,603 千円	12,813 千円	11,952 千円
障 が い 児	実 人 員	27 人	20 人	18 人
	延 利 用 回 数	211 回	344 回	313 回
	支 給 額	1,371 千円	2,071 千円	2,654 千円
精神障がい者	実 人 員	2 人	3 人	3 人
	延 利 用 回 数	174 回	345 回	169 回
	支 給 額	925 千円	2,192 千円	1,098 千円

平成 25 年度予算額 4,119 千円（身体障がい者）， 12,586 千円（知的障がい者），

4,355 千円（障がい児）， 1,322 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

オ 療養介護等

内 容 機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護および日常生活上の援助を行います。

実施状況

年度	22	23	24
区分			
実 人 員	5 人	5 人	55 人
支 給 額	20,069 千円	20,274 千円	183,864 千円

平成 25 年度予算額 182,807 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

カ 施設入所支援

内 容 施設に入所する人に，夜間や休日，入浴，排泄，食事の介護等を行います。

実施状況

年度	22	23	24
区分			
実 人 員	232 人	241 人	581 人
延 利 用 回 数	80,527 回	85,222 回	191,514 回
支 給 額	285,303 千円	310,717 千円	750,328 千円

平成 25 年度予算額 767,900 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

キ 就労継続支援

内 容 一般就労等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 【身体・知的障がい者分】

年度	22	23	24
区分			
実 人 員	283 人	315 人	436 人
延 利 用 回 数	57,715 回	69,197 回	84,733 回
支 給 額	305,136 千円	371,313 千円	485,171 千円

【精神障がい者分】

年度	22	23	24
区分			
実 人 員	26 人	65 人	130 人
延 利 用 回 数	3,189 回	6,161 回	19,615 回
支 給 額	16,233 千円	33,797 千円	107,585 千円

平成 25 年度予算額 548,135 千円（身体・知的障がい者），148,092 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

ク 就労移行支援

内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 【身体・知的障がい者分】

区分	年度	22	23	24
実 人 員		26 人	23 人	36 人
延 利 用 回 数		6,607 回	5,076 回	5,414 回
支 給 額		53,519 千円	39,489 千円	42,355 千円

【精神障がい者分】

区分	年度	22	23	24
実 人 員		0 人	1 人	0 人
延 利 用 回 数		0 回	12 回	0 回
支 給 額		0 千円	110 千円	0 千円

平成 25 年度予算額 48,383 千円（身体・知的障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

ケ 自立訓練

内 容 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 【身体・知的障がい者分】

区分	年度	22	23	24
実 人 員		35 人	23 人	31 人
延 利 用 回 数		7,920 回	5,027 回	4,725 回
支 給 額		50,640 千円	35,385 千円	31,571 千円

【精神障がい者分】

区分	年度	22	23	24
実 人 員		0 人	1 人	21 人
延 利 用 回 数		0 回	171 回	5,579 回
支 給 額		0 千円	1,161 千円	29,644 千円

平成 25 年度予算額 41,984 千円（身体・知的障がい者）， 44,441 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

コ 旧法施設支援

内 容 施設に入所または通所する人に、障がい種別に応じた治療や訓練・生活指導、職業訓練などを行います。

実施状況

年度		22	23	24
区分				
身体障がい者	実 人 員	133 人	119 人	117 人
	延利用回数	1,660 回	1,503 回	117 回
	支 給 額	512,029 千円	468,903 千円	36,504 千円
知的障がい者	実 人 員	334 人	313 人	259 人
	延利用回数	4,081 回	3,772 回	259 回
	支 給 額	833,370 千円	774,111 千円	53,912 千円

*平成 24 年度で事業終了（施設入所等のサービスへ移行）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

サ 旧知的障害者通勤寮支援

内 容 就労に際し、一定期間入所して社会適応能力の向上を目指し、自立に必要な指導を行います。

実施状況

年度		22	23	24
区分				
知的障がい者	実 人 員	7 人	4 人	4 人
	延利用回数	85 回	57 回	4 回
	支 給 額	7,114 千円	4,844 千円	425 千円

*平成 24 年度で事業終了（共同生活援助等のサービスへ移行）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

シ 共同生活介護・共同生活援助

内 容 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに相談や日常生活上の援助を行います。

実施状況

年度		22	23	24
区分				
身体・知的障がい者	実 人 員	118 人	151 人	186 人
	延利用回数	40,327 回	47,313 回	60,584 回
	支 給 額	138,292 千円	174,701 千円	258,262 千円
精神障がい者	実 人 員	34 人	42 人	41 人
	延利用回数	11,095 回	13,047 回	14,585 回
	支 給 額	23,722 千円	33,778 千円	46,186 千円

平成 25 年度予算額 270,878 千円（身体・知的障がい者）， 59,790 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

② 自立支援医療（更生医療）

開始年度 昭和 33 年度

内 容 身体の障がいの除去または軽減をして、職業能力を増進し、または日常生活を容易にすることなどを目的とした医療を行います。

対 象 者 18 歳以上の身体障害者手帳所持者

自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。

給付状況 (単位:人)

年度	22	23	24
区分			
視 覚 障 害	0	1	0
肢 体 不 自 由	35	30	25
じ ん 臓 機 能 障 害	714	790	833
肝 臓 機 能 障 害	2	2	3
免 疫 機 能 障 害	4	5	8
計	755	828	869
給付額(千円)	641,089	661,900	700,495

平成 25 年度予算額 727,456 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

③ 自立支援医療（精神通院）〔道事業〕

開始年度 平成 18 年度

内 容 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むことや精神障がいの適正な医療の普及を図ることを目的とした医療を行います。

対 象 者 統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するもの

自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。

給付状況 (単位:人)

年度	22	23	24
区分			
受給者数	4,564	4,591	4,691

平成 25 年度予算額 予算計上なし

費用の負担 全額道費負担

④ 補装具

開始年度 昭和 24 年度（身体障がい者），昭和 23 年度（身体障がい児）

内 容 身体障がい者・児の失われた機能を補い，日常生活を円滑にするため，障がいに適した用具の購入または修理費を支給します。

自己負担 費用の原則 1 割負担ですが，月額負担の上限があります。

交付状況 【身体障がい者分】

(単位:件)

区分	年度	22	23	24	区分	年度	22	23	24
義 手		9 (1)	9 (3)	3 (1)	補 聴 器		177 (44)	165 (48)	173 (50)
義 足		25 (13)	31 (16)	17 (9)	車 い す		157 (71)	166 (73)	198 (92)
装 具		95 (13)	119 (16)	134 (24)	歩 行 器		2	7	5
座位保持装置		14 (9)	14 (10)	15 (11)	歩行補助つえ		12	21	11
盲人安全杖		19	17	34	電 動 車 い す		36 (29)	22 (14)	38 (27)
義 眼		2	0	0	そ の 他		3 (1)	2 (2)	2 (1)
眼 鏡		34 (2)	36 (3)	126 (5)	計		585 (183)	609 (185)	756 (220)
					交付額(千円)		48,490	49,227	63,321

交付状況 【身体障がい児分】

(単位:件)

区分	年度	22	23	24	区分	年度	22	23	24
義 足		2	0	1	座位保持いす		0	0	0
装 具		28 (2)	33 (2)	28 (3)	起立保持具		0	1	2 (1)
座位保持装置		13 (3)	14 (5)	25 (6)	歩 行 器		1	0	1 (1)
義 眼		1	2	0	歩行補助つえ		2	0	0
眼 鏡		5	4	2	そ の 他		0	1	0
補 聴 器		21 (18)	31 (18)	22 (19)					
車 い す		19 (5)	29 (6)	14 (3)	計		97 (31)	117 (31)	97 (34)
電 動 車 い す		5 (3)	2	2 (1)	交付額(千円)		10,722	17,756	12,069

※ () 内数値は, 修理件数 (内数)

平成 25 年度予算額 54,317 千円 (身体障がい者), 17,323 千円 (身体障がい児), 71 千円 (難病)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(3) 地域生活支援事業

① 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 知的障がいや精神障がいのため，障がい者福祉サービスを利用するための手続きが困難で，一定の要件に該当する方に，成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

平成 25 年度予算額 1,728 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

② 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

開始年度 平成 14 年度（手話通訳者：平成元年度，要約筆記奉仕員：平成 9 年度）

内 容 聴覚および言語機能障がい者が，手話通訳を必要とする場合には通訳者を，主として話しことばをコミュニケーション手段としている聴覚障がい者（中途失聴者，難聴者）が要約筆記を必要とする場合には，筆記者を派遣します。

登録者数 手話 33 名，要約筆記 23 名

派遣状況

(単位:件)

区分	年度	22	23	24
手話通訳		1,658	1,546	1,556
要約筆記		290	263	284

平成 25 年度予算額 11,428 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

③ 日常生活用具給付等事業

開始年度 昭和 44 年度（障がい者），昭和 47 年度（障がい児）

内 容 在宅の重度障がい児・者の日常生活の便宜を図るため，障がいの種類と程度に応じて，各種の生活用具を給付（一部貸与）します。

給付・貸与状況（障がい者）

(単位:件)

区分	年度	22	23	24	区分	年度	22	23	24
特殊寝台		4	8	5	点字器		2	2	2
特殊マット		3	7	4	点字タイプライター		1	0	0
移動用リフト		1	0	1	視覚障がい者用ポータルコーダー		14	16	25
入浴補助用具		21	23	18	視覚障がい者用活字文書読上装置		0	4	4
頭部保護帽		8	0	7	視覚障害者用拡大読書器		23	24	38
T字状・棒状のつえ		10	14	10	盲人用時計		11	15	22
移動・移乗支援用具		10	18	11	聴覚障害者用通信装置		14	10	8
特殊便器		1	0	0	聴覚障害者用情報受信装置		34	48	36
電磁調理器		4	3	5	人工喉頭		4	6	11
聴覚障害者用屋内信号装置		19	10	3	点字図書		6	5	4
透析液加温器		8	7	6	居宅生活動作補助用具		8	14	10
ネプライザー		1	0	1	ストマ		5,148	5,358	5,728
電気式たん吸引器		1	3	1	紙おむつ		405	389	453
盲人用音声式体温計		4	5	8	その他		8	0	0
盲人用体重計		9	7	10	【貸与】福祉電話		0	0	0
携帯用会話補助装置		0	1	0	計		5,786	6,004	6,441
情報・通信支援用具		4	7	10	給付額(千円)		63,257	66,901	71,095

給付・貸与状況（障がい児）

（単位：件）

区分	年度			区分	年度		
	22	23	24		22	23	24
特殊寝台	0	0	0	情報・通信支援用具	0	1	1
特殊マット	2	0	1	点字器	0	0	0
移動用リフト	1	0	0	点字タイプライター	0	1	0
入浴補助用具	1	1	2	視覚障がい者用ホータブルコーダー	0	0	0
頭部保護帽	3	1	0	視覚障がい者用活字文書読上装置	0	0	0
T字状・棒状のつえ	0	0	0	視覚障害者用拡大読書器	0	0	1
移動・移乗支援用具	0	2	2	盲人用時計	0	0	0
特殊便器	0	0	0	聴覚障害者用通信装置	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	聴覚障害者用情報受信装置	24	24	30
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0	人工喉頭	0	0	0
透析液加温器	0	0	0	点字図書	0	0	0
ネプライザー	0	0	0	居宅生活動作補助用具	0	0	0
電気式たん吸引器	0	1	0	ストマ	24	24	24
盲人用音声式体温計	0	0	0	紙おむつ	328	360	373
盲人用体重計	0	0	0	その他	1	0	2
携帯用会話補助装置	0	0	0	計	384	415	436
				給付額(千円)	3,799	4,088	4,411

平成 25 年度予算額 67,715 千円（身体・知的障がい者）、4,809 千円（身体・知的障がい児）、530 千円（難病）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

④ 移動支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

実施状況

区分	年度	22	23	24
		実人員	72 人	53 人
身体障がい者	延利用回数	3,275 回	1,729 回	20 回
	支給額	7,590 千円	4,031 千円	144 千円
	実人員	54 人	56 人	69 人
知的障がい者	延利用回数	1,460 回	1,369 回	1,449 回
	支給額	8,605 千円	8,273 千円	9,124 千円
	実人員	20 人	20 人	12 人
障がい児	延利用回数	160 回	126 回	75 回
	支給額	838 千円	608 千円	371 千円
	実人員	0 人	0 人	0 人
精神障がい者	延利用回数	0 回	0 回	0 回
	支給額	0 千円	0 千円	0 千円

平成 25 年度予算額 202 千円（身体障がい者）、9,285 千円（知的障がい者）、345 千円（障がい児）、47 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

⑤ 障害者地域活動支援センター事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流促進等の日中活動の場を提供し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

実施施設 【身体・知的障がい者】 あいよる 21, おはよう

【精神障がい者】 千蚕社, 函館地域生活支援センター, 函館夢ファクトリー, 陽だまり, もみの木・函館, 夕陽が丘

平成 25 年度予算額 9,000 千円 (身体・知的障がい者), 54,000 千円 (精神障がい者)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

⑥ 障害者訪問入浴サービス事業

開始年度 平成 12 年度 (平成 11 年度までは高齢者等在宅生活支援事業で実施)

内 容 歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者を訪問し, 宅内もしくは車内で入浴サービスを提供します。

実施施設 【車内入浴】 函館リハビリセンター

【宅内入浴】 函館はくあい園, 旭ヶ岡の家, (株)ジャパンケアサービス

平成 25 年度予算額 2,813 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

⑦ 日中一時支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により, 自宅で介護を受けられない障がい児・者に対して, 昼間, 一時的に施設において日常生活の支援を行います。

実施施設 障がい者対象 19ヶ所, 障がい児対象 13ヶ所

平成 25 年度予算額 912 千円 (身体・知的障がい者), 1,007 千円 (障がい児),
23 千円 (精神障がい者)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

⑧ 点訳奉仕員等養成事業

開始年度 平成 9 年度

内 容 点訳または, 朗読, 手話, 要約筆記に必要な技術等の指導を行い, これらに従事する奉仕員を養成します。

実施状況 点訳奉仕員養成講座 8 回, 朗読奉仕員養成講座 8 回, 要約筆記奉仕員養成講座 (手書き) 10 回, 同 (パソコン) 10 回, 手話奉仕員養成講座 (入門) 30 回, 同 (基礎) 18 回, 同 (レベルアップ) 10 回

実施施設 函館市総合福祉センター

平成 25 年度予算額 1,175 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

⑨ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

開始年度 昭和 50 年度

内 容 身体障がい者 4 級以上の方に対して、第 1 種普通自動車運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。(限度額 100 千円)

助成の状況

年度	22	23	24
区分			
助 成 人 員	6 人	3 人	2 人
助 成 金 額	600 千円	300 千円	200 千円

平成 25 年度予算額 500 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

⑩ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 身体障がい者 1・2 級の重度の肢体不自由者が就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操作装置および駆動装置などの改造に要した経費の一部を助成します。(限度額 100 千円)

助成の状況

年度	22	23	24
区分			
助 成 人 員	4 人	4 人	7 人
助 成 金 額	400 千円	400 千円	655 千円

平成 25 年度予算額 500 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

⑪ 身体障害者スポーツ教室

開始年度 平成 8 年度

内 容 障がい者の体力維持, 機能回復, 自立更生を図ることを目的に, サウンドテニス教室(初心者コース, 競技者コース), フロアバレーボール教室, 車椅子バスケットボール教室, ボーリング教室, ブラインドサッカー教室等を開催します。

委 託 先 函館地区障害者スポーツ指導者協議会

平成 25 年度予算額 293 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

⑫ 障がい者のしおり発行

開始年度 昭和 54 年度

内 容 障がい福祉制度の周知を図るため、障がい者を対象とした各種制度（日常生活援助、費用負担軽減、年金・手当、医療等）の概要等を紹介した冊子を発行しています。

平成 25 年度発行予定部数 3,800 冊

平成 25 年度予算額 1,796 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

⑬ 視覚障害者用福祉ガイドブック作成

開始年度 昭和 60 年度

内 容 視覚障がい者の知識の向上を図るため「障がい者のしおり」等を録音し、障がい者へ配布します。

作成数 270 巻

平成 25 年度予算額 145 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

⑭ 中途障害者生活訓練事業

開始年度 平成 10 年度

内 容 中途障がい者に対し、自宅内およびその周辺地域等において、講師を派遣し、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

委託先 (社福) 侑愛会

実施状況 受講人数 0 人 (平成 24 年度)

平成 25 年度予算額 197 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

⑮ 福祉機器リサイクル事業

開始年度 平成 6 年度

内 容 不用になった福祉機器を市民から提供してもらい、消毒やメンテナンスをして再利用し、福祉機器を必要とする障がい者等に給付します。

委託先 社会福祉法人 かいせい

実施状況

(単位:台)

区分	年度	22	23	24
提 供		20	11	20
給 付		6	6	7

平成 25 年度予算額 663 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

⑩ 知的障害者青年教室

開始年度 平成6年度

内 容 知的障がい者に余暇を利用した集団活動を通じて、自立する力を身につけ、社会参加の機会を拡大することや、障がい者と健常者がレクリエーションを通じて、ふれあいを図ることを目的とした各種教室を開催します。

実施状況 リズム教室（年13回2教室）、スポーツ教室（年24回5教室）
レクリエーション（年5回1教室）、創作（年6回2教室）

参加者 知的障がい者、身体障がい者、ボランティア等 延650人

平成25年度予算額 942千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

⑪ 精神障害者地域生活支援事業（精神障害者福祉ホーム）

開始年度 平成18年度

内 容 住居を必要としている精神障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行い地域における自立生活および社会参加を促進します。

実施施設 啓明ホーム

平成25年度予算額 2,880千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

（４）障害児通所給付

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、都道府県に替わり市町村が給付することになりました。

① 児童発達支援

内 容 医療型児童発達支援センター、児童発達支援センター等で、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団適応訓練を行います。

実施状況 平成24年度延利用回数 16,508回、支給額 150,753千円

平成25年度予算額 180,677千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

② 放課後等デイサービス

内 容 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を行います。

実施状況 平成24年度延利用回数 5,256回、支給額 44,870千円

平成25年度予算額 49,723千円（身体・知的障がい児）、243千円（精神障がい児）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

③ 保育所等訪問支援

内 容 児童発達支援センター等の職員が、保育所等を利用中の児童に対し、集団生活の適応に必要な支援を行います。

平成 25 年度予算額 351 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

(5) 障がい児・者援護事業

① 重度心身障害者医療費助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 函館市では、重度心身障がい者の方が病院等で診療を受けたときの、保険診療に係る医療費の一部を助成しています。

医療費の助成を受けるためには、事前に「重度心身障害者医療費受給者証」の交付申請手続きが必要です。

対 象 者 ・身体に障がいのある方で、1～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方。
・知的障がいのある方で、IQ50 以下の方。
・精神障がいのある方で、1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

※ ただし、対象者の要件に所得制限があります。

主たる生計維持者等の所得額が下表を下回るものが対象要件です。

扶養人数	所得限度額(控除後の額)
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

助成される医療費 ・保険内の入院（精神障がいは入院を除く）・通院・調剤・補装具等の費用。

※ ただし、以下のものは「自己負担」となります。

・ 3 歳以上の市民税課税世帯の受給者

「かかった医療費の 1 割」。

(1 ヶ月の上限額 通院：12,000 円，入院：44,400 円)

後期高齢者医療保険 1 割負担の場合は「助成無」。

後期高齢者医療保険の被保険者証をご使用ください。

・ 3 歳未満の受給者，3 歳以上の市民税非課税世帯の受給者

「初診時一部負担金」。

(医科：580 円，歯科：510 円，柔整：270 円)

※ なお、保険外診療，食事療養標準負担額，生活療養標準負担額，訪問看護基本利用料（1 割）は自己負担です。

平成 25 年度予算額 822,701 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 以内の道費補助があります。

医療助成費の推移

年度	受給者 年間平均 (人)	年間受診件数		年間助成費(円)		
			1人当り (件)		1人当り (円)	1件当り (円)
22	8,598	188,211	21.9	784,404,353	91,231	4,168
23	8,521	191,020	22.4	778,173,736	91,324	4,074
24	8,458	192,735	22.8	757,376,273	89,546	3,930

② 障害者地域活動緊急介護人派遣事業

開始年度 平成13年度

内 容 障がい児(者)を日常的に介護している方に、緊急な出来事などが生じ、介護できない場合に生活支援員を派遣します。

利用登録者 211人

生活支援員 20人

派遣状況

(単位:件)

年度	22	23	24
区分 派遣件数	21	46	52

平成25年度予算額 111千円

費用の負担 全額市費負担

③ ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム

開始年度 平成12年度

内 容 在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、火災・急病その他の緊急時に、簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を貸与します。

実施状況

(単位:台)

年度	22	23	24
区分 台数	10	7	8

平成25年度予算額 151千円

費用の負担 全額市費負担

④ じん臓機能障害者通院助成事業

開始年度 平成4年度

内 容 腎臓の機能に障害があり、かつ、旧南茅部町から交付決定を受けた方が、人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費を助成します。

平成25年度予算額 36千円

費用の負担 全額市費負担

⑤ 子ども発達支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が、日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センターの機能を整備するとともに、専門的支援を確保することによって、発達支援体制の充実を図ります。

実施施設 おしま地域療育センター

平成 25 年度予算額 2,166 千円

費用の負担 全額市費負担

⑥ 特別障害者手当等

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ア 特別障害者手当

20 歳以上で精神または身体に重度の障がいを有し、常時特別の介護を必要とする方に支給します。

イ 障害児福祉手当

20 歳未満で、常時介護を必要とする重度障がい児に支給します。

ウ 福祉手当（経過措置）

昭和 61 年 3 月 31 日福祉手当支給要件該当者であって、「特別障害者手当」および「障害基礎年金」をともに受給できない方に引き続き支給します。

実施状況

(各年度4月1日現在 単位:人,円)

年度 区分	23		24		25	
	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額
特別障害者手当	123	26,340	133	26,260	134	26,260
障害児福祉手当	158	14,330	141	14,280	136	14,280
福祉手当	30	14,330	32	14,280	29	14,280

平成 25 年度予算額 71,878 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

⑦ 障害者見舞金

開始年度 昭和 46 年度

内 容 10 月 1 日現在，本市に居住する身体障がい児・者 1～3 級または知的障がい児・者重度もしくは中度の方のうち，給与所得や年金収入等がない方，生活保護を受給していない方に見舞金を支給します。

支給額 身体 1・2 級または知的重度 8,000 円
 身体 3 級または知的中度 5,000 円

実施状況

(単位:件,千円)

区分		22		23		24	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
身体障がい	1・2級	269	2,152	260	2,080	88	704
	3 級	152	760	148	740	64	320
	計	421	2,912	408	2,820	152	1,024
知的障がい	重 度	4	32	5	40	1	8
	中 度	4	20	6	30	2	10
	計	8	52	11	70	3	18

平成 25 年度予算額 1,128 千円

費用の負担 全額市費負担

⑧ 重度身体障害者等タクシー料金助成事業

開始年度 昭和 56 年度 (平成 8 年度改正)

内 容 重度身体障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合に，料金の一部（基本料金×年間 36 回）を助成します。

対 象 者 重度身体障がい者のうち，1～3 級の下肢または体幹機能障がい者，1・2 級の視覚障がい者，1 級の内部障がい者および重度知的障がい者

実施状況

区分		22	23	24
交付人員	下肢・体幹	2,901 人	2,502 人	538 人
	視 覚	639 人	541 人	2,410 人
	内 部	2,312 人	2,190 人	2,188 人
	重度知的	454 人	424 人	434 人
	合 計	6,306 人	5,657 人	5,570 人
交 付 枚 数	222,462 枚	197,397 枚	194,490 枚	
利 用 枚 数	84,947 枚	85,874 枚	86,435 枚	
金 額	39,874 千円	40,337 千円	40,560 千円	

平成 25 年度予算額 41,548 千円

費用の負担 全額市費負担

⑨ 障害者等外出支援事業（身体・知的障がい者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 身体・知的障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 身体障がい児・者（1～4級）、知的障がい児・者（重度・中度）、特別児童扶養手当受給者

助成内容 ① 施設等通所者

無料利用証を交付

② 施設等通所者以外

年間 36 枚（36,000 円分）を上限として乗車カードを交付

③ 施設等通所者以外で介護人対象者（身体 1 種、身体 2 種で 2 級、視覚 4 級、および音声・言語・そしゃく 3 級、知的重度・中度、特別児童扶養手当受給者）

年間 36 枚（36,000 円分）を上限として介護人専用乗車カードを交付

平成 25 年度予算額 93,839 千円（身体・知的障がい者）

費用の負担 全額市費負担

⑩ 障害者等外出支援事業（精神障がい者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 精神障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

助成内容 ① 施設通所者

1・2 級：無料利用証を交付

3 級：半額利用証を交付

② 施設等通所者以外

1・2 級：年間 72 枚（72,000 円分）の乗車カードと交換できる引換券を交付

3 級：年間 72 枚（72,000 円分）の乗車カードを半額で購入できる助成券を交付

平成 25 年度予算額 52,863 千円（精神障がい者）

費用の負担 全額市費負担

⑪ 心身障害者扶養共済掛金助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 心身障がい児・者をもつ保護者に万一のことがあったとき、保護者に代わって、残された心身障がい児・者に年金（1 口加入 2 万円、2 口加入 4 万円）を支給する共済制度（道事業）の掛金のうち、規則で定める額を助成します。

助成状況

(単位:人,千円)

年度 区分	22		23		24	
	1口目	2口目	1口目	2口目	1口目	2口目
延人員	1,379	1,135	1,283	1,029	1,131	945
金額	4,008	3,643	3,639	3,328	3,124	3,042

平成25年度予算額 3,408千円(1口目のみ助成に改正)

費用の負担 全額市費負担

(6) 社会参加関連事業

① 障害者のふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内容 障がい者の見識を広め、社会参加を促進するため、列車を利用し、近郊の緑豊かな自然の中で、レクリエーションなどを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深め、有意義な一日を過ごしてもらいます。

参加者 (平成24年度)障がい者等217人、ボランティア等196人

会場 (平成24年度)森町青葉ヶ丘公園で開催

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

平成25年度予算額 1,551千円

費用の負担 全額市費負担

② ノーマライゼーション推進事業

開始年度 昭和61年度

内容 ノーマライゼーションの理念を啓蒙・普及することを目的に、一般市民の方が参加できるような各種事業を行います。

実施状況 (平成24年度)ノーマリー教室、障害者週間記念行事等

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

平成25年度予算額 954千円

費用の負担 全額市費負担

③ 福祉副読本の発行

開始年度 平成6年度

内容 ノーマライゼーションの理念の普及・啓発を図るために、市内の小学5年生全員を対象に、障がい者や高齢者の家族などの体験談(交流)等を記載した副読本を発行・配布します。

作成予定部数 2,300部

平成25年度予算額 1,000千円

費用の負担 全額市費負担

④ 精神保健ふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 精神障がい者の地域への参加や市民の障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、スポーツ大会やレクリエーションを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深めます。

参加人数 (平成 24 年度)

スポーツ大会 195 名

ボウリング大会 236 名

会 場 スポーツ大会 函館市民体育館

ボウリング大会 ラウンドワン

委 託 先 特定非営利活動法人 函館レクリエーション協会

平成 25 年度予算額 329 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(7) 障がい児・者相談援護施策

① 障がい者総合相談窓口

開始年度 平成 14 年度

内 容 障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、適切な助言や情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課, 亀田福祉課

② 精神保健福祉相談事業

開始年度 平成 14 年度

内 容 保健師や精神保健福祉相談員が、障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、助言や情報提供を行うとともに福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課

③ 心の健康相談事業

内 容 心の健康について不安のある方やその家族に対し、月 2 回専門医がこれからの対応や関わりなどについて個別に助言しています。

費用の負担 全額市費負担

④ 障害者生活支援センター運営事業

開始年度 平成 11 年度

内 容 在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談および福祉、保健に関する情報の提供を行います。

施設数 2施設

平成 25 年度予算額 15,000 千円

費用の負担 全額市費負担

⑤ 障害者相談員

開始年度 昭和 44 年度

内 容 障がい者に適切な指導助言を行い、障がい者の福祉の増進を図るため、専門の相談員を配置しています。

相談員 身体障害者相談員 24 名、知的障害者相談員 5 名

平成 25 年度予算額 875 千円

費用の負担 全額市費負担

⑥ ろうあ相談員の配置

開始年度 昭和 47 年度

内 容 ろうあ者の職場復帰、社会復帰に必要な相談相手として、助言、指導を行う専門の相談員を配置しています。

相談員 1 名

相談状況

(単位：件)

内容 年度	生活	職業	医療	年金等の 公的手続	その他	計
22	286	4	47	11	388	736
23	279	2	36	7	271	595
24	237	5	21	9	198	470

⑦ 専任手話通訳者の配置

開始年度 昭和 51 年度

内 容 聴覚障がい者とのコミュニケーションを促進するために、手話通訳者を配置しています。

相談員 2 名 (障がい保健福祉課 1 名、亀田福祉課 1 名)

⑧ 知的障害者巡回相談事業 [道事業]

開始年度 昭和 35 年度

内 容 18 歳以上の知的障がい者を対象に医学的および心理学的判定を行い、必要な指導を行います。

実施状況

(単位:回,人)

年度	22	23	24
区分			
回数	5	5	6
判定人数	63	79	89

⑨ 精神保健家族セミナー

開始年度 平成 3 年度

内 容 精神障がい者を抱える家族に対して、病気と障がいに対する正しい知識・情報を提供し、家族機能の回復と強化を図ります。また、グループワークを通じて、お互いの悩みを知るとともに、家族同士が支えあい、交流しあえる場となっています。

委 託 先 函館市地域生活支援センター (平成 23 年度より一部委託)

平成 25 年度予算額 116 千円

費用の負担 全額市費負担

⑩ 家族会支援

内 容 精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活出来るように支援をしています。

(8) その他

① 税の減免

内 容 所得税，市道民税，自動車税，軽自動車税，自動車取得税，相続税，事業税

② 旅客運賃等の割引（精神障がい者を除く）

内 容 ○日本旅客鉄道株（5割） ○市電・函バス（5～10割） ○タクシー（1割）
○航空運賃（各航空会社にて設定） ○有料道路（5割）

③ 放送受信料の減免

内 容 ア 全額免除（障がい者の属する世帯で市民税非課税世帯）
イ 半額免除（世帯主が視覚もしくは聴覚障がい者，身体障がい1・2級，
重度の知的障がいまたは精神障がい1級の方）

④ 公営住宅の優先入居

対 象 身体障害者手帳1～4級，療育手帳中・重度または精神障害者保健福祉手帳の
交付を受けている方

⑤ 公共施設の使用料減免

内 容 ア 全額免除（身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交
付を受けている方）
イ 半額免除（65歳以上の高齢者）

⑥ 点字郵便物

内 容 点字のみの内容の郵便物を無料で郵送

⑦ 駐車禁止の対象除外

内 容 視覚障がい3級以上と4級の一部，聴覚障がい2～3級，平衡機能障がい3～
5級，下肢障がい5級以上，上肢障がい1級と2級の一部，運動機能障がいの
うち上肢機能2級以上（ただし，一上肢のみに障がいがある場合を除く）もしく
は移動機能障がい5級以上，体幹障がい5級以上，内部障がい3級以上，療育
手帳A判定，精神障害者保健福祉手帳1級の方または戦傷病者手帳もしくは小
児慢性特定疾患児手帳の交付を受けた方の一部

⑧ スパイクタイヤ

内 容 肢体および内部障がい者本人が運転する場合に，規制免除あり

⑨ 電話番号案内料免除

内 容 身体障害者手帳（視覚障がい1～6級，上肢，体幹機能障がい1・2級，乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1・2級の方），療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方，戦傷病者手帳の交付を受けている方の一部

⑩ 各種証明書の発行

内 容 障がい者に対して実施している各種割引，減免等の制度を受けるために必要な証明書を発行します。

発行状況 各種証明書の発行状況 (単位:件)

年度	区分	障害者手帳	NHK受信料	自動車税等	有料道路	その他	計
22		10	427	3	576	0	1,016
23		12	413	5	593	0	1,023
24		11	393	5	721	0	1,130

4 はこだて療育・自立支援センター

施設の目的 市立障がい児・者施設であった青柳学園，あおば学園，ともえ学園の3園を統合整備し，平成24年4月から供用を開始しました。

これまで各園で実施してきた事業を継続するとともに，発達障がいの専門医の常勤配置により，療育体制を強化するなど，統合によるメリットを生かし，障がい児・者の福祉を推進する中核的な機能を有する施設として運営していくものです。

敷地面積 4,736.72 m²

延床面積 4,588.20 m²

構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

所在地 函館市湯川町2丁目39番26号

共通設備 玄関，ふれあいホール，情報コーナー，相談室2室，多目的ホール，会議室

平成25年度予算額 88,475千円（人件費除く）

費用の負担 利用料一部負担および給食費・特定費用分

実施事業

① 医療型児童発達支援センター事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター はぐみ

利用定員 1日20名（契約者数 28名（H25.8.1現在））

内 容 運動発達に遅れや障がいのある児に対し、日常生活における基本的な動作や、知識技能の習得を目的とし、それぞれの身体・精神の状況や、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練・治療を行います。

設 備 保育室2室、理学療法室3室、作業療法室、言語聴覚療法室、準備室、トイレ、食堂等

② 児童発達支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター つぼみ

利用定員 1日20名（契約者数 36名（H25.8.1現在））

内 容 成長や発達に不安や遅れのある児にに対し、日常生活における基本的な動作や、知識技能の習得を目的とし、それぞれの身体・精神の状況や、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練・治療を行います。

設 備 保育室2室、個別支援室1室、訓練用トイレ、準備室・授乳スペース、食堂

③ 生活介護事業

ア

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター あおやぎ

利用定員 1日20名（契約者数 55名（H25.8.1現在））

内 容 主として身体に障がいのある者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会等を提供します。

設 備 社会適応訓練室2室、日常生活訓練室1室、多目的室、静養室、食堂、浴室・脱衣室、男女トイレ等

イ

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ともえ

利用定員 1日20名（契約者数 22名（H25.8.1現在））

内 容 主として知的障がいのある者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会等を提供します。

設 備 訓練室4室、多目的室、食堂、浴室・脱衣室、男女トイレ、男女更衣室等

⑤ 自立訓練（生活訓練）事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ライフあおば
利用定員 1日6名（契約者数 3名（H25.8.1現在））
内 容 障がいの状況から自立生活が困難な者に対して、有期限のプログラムに基づき、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練等を行います。
設 備 自立訓練室、（準備室、トイレ、多目的室、静養室、シャワー室、更衣室、洗濯室・乾燥室はワークあおばと共用）

⑥ 就労継続支援B型事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ワークあおば
利用定員 1日30名（契約者数 33名（H25.8.1現在））
内 容 継続した就労機会を提供し、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
設 備 作業訓練室3室、食堂（準備室、トイレ、多目的室、静養室、シャワー室、更衣室、洗濯室・乾燥室はライフあおばと共用）

⑦ 診療所

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター診療所
診療科目 小児科、精神科、整形外科、リハビリテーション
内 容 予約制で中学生までを対象として、運動・精神発達や心の問題についての診療・検査・訓練などを行います。

⑧ 日中一時支援事業

利用定員 1日10名（契約者数 39名（H25.8.1現在））
内 容 障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するため、見守り、社会に適応するための訓練等を行います。
設 備 「はぐみ」および「つぼみ」の保育室等を利用

⑨ 幼児ことばの教室

教室名称 函館市幼児ことばの教室「ゆう」
利用定員 1日10名（契約者数 1名（H25.8.1現在））
内 容 ことばやコミュニケーションの発達に不安のある子どもを対象に、小グループによる遊びや活動の場を提供し、保護者の相談を受け、子どもの発達を促し、保護者の不安を解消することを目的としています。

健康増進

生活習慣病は、健康寿命を延ばすうえで、最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えるものですが、その多くは個人が日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙を実践することによって予防することができるものです。

国では、平成12年に「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、国民が主体的に取り組める国民健康づくり運動として推進してきたほか、平成15年には「健康増進法」の施行、平成17年に「食育推進基本法」の施行、平成19年に「がん対策基本法」を施行し、生活習慣病の予防および改善につながる各種施策の推進に取り組んでいます。

函館市は、全国平均を上回る少子高齢化の進展や生活習慣病が死因の約6割を占める状況にあることから、市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本として、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防するための各種健康増進事業を家庭、学校、地域、職場等の協力のもとに推進しています。

1 市民の健康状況

(1) 平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命をみると、男女とも年々延びていますが、全国および北海道より低くなっています。

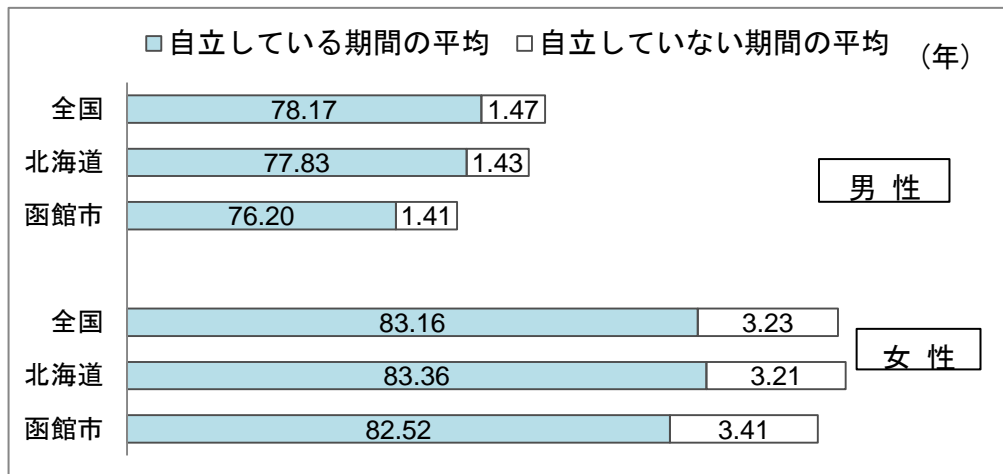
また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を健康寿命といい、その指標である「日常生活が自立している期間の平均」も全国および北海道と比較すると低い状況にあります。

表1 函館市の平均寿命の推移と全国、北海道との比較

区 分		平成12年	平成17年	平成22年
全 国	男	77.7歳	78.8歳	79.6歳
	女	84.6歳	85.8歳	86.4歳
北海道	男	77.6歳	78.3歳	79.2歳
	女	84.8歳	85.8歳	86.3歳
函館市	男	75.9歳	77.0歳	77.5歳
	女	83.3歳	84.7歳	85.3歳

(厚生労働省 市区町村別生命表の概況)

図1 函館市の「日常生活動作が自立している期間の平均」の全国、北海道との比較
(平成22年)



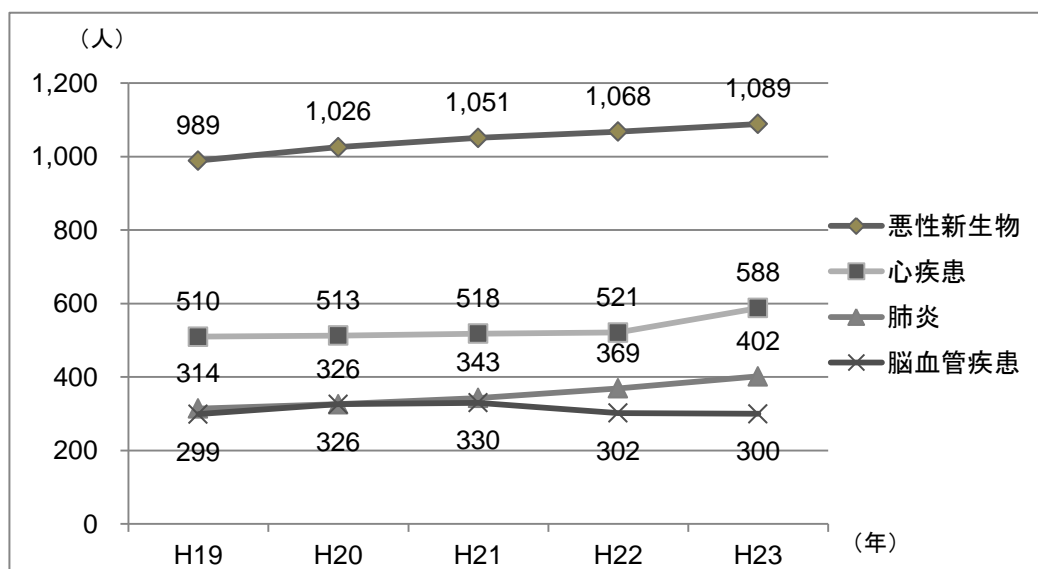
(厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」および 北海道健康増進計画「すこやか北海道21」資料編)

(2) 主要死因

本市の主な死因は、1位が悪性新生物(がん)、2位は心疾患、3位は平成21年から肺炎、4位が脳血管疾患という状況が続いています。死亡総数の約3割が悪性新生物(がん)で、心疾患、脳血管疾患等を合わせると、生活習慣病が死因全体の約6割を占めています。

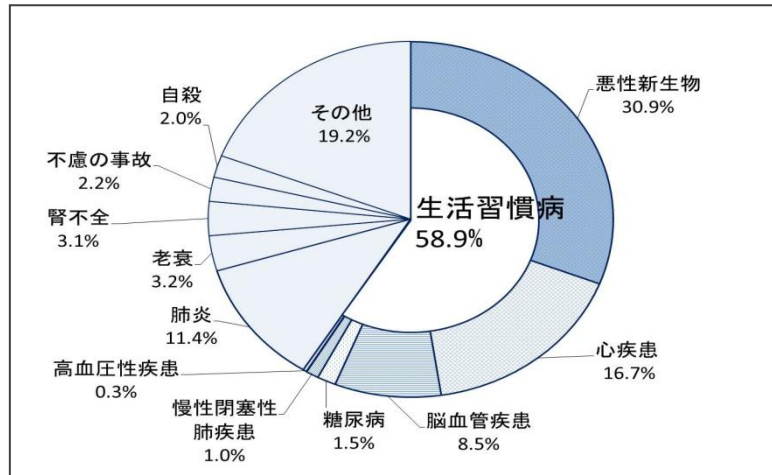
また、過去5年間の年代別死因では、19歳までは不慮の事故、39歳までは自殺、40歳以上では悪性新生物(がん)が第1位となっています。

図2 函館市の年次別主要死因の推移



(人口動態統計)

図3 函館市の死因別死亡割合



(平成23年人口動態統計)

表2 函館市の年代別主要死因

区分	死亡数	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
0～19歳	54	不慮の事故	周産期に発生した病態	先天奇形	自殺	悪性新生物
20～39歳	228	自殺	悪性新生物	不慮の事故	心疾患	肝疾患
40～59歳	1,378	悪性新生物	自殺	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
60～79歳	6,412	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	他循環器
80歳以上	8,536	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
全体	16,608	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	他循環器

(平成19年～平成23年人口動態統計)

2 「健康はこだて21」の概要

「健康はこだて21」（改訂版）は、すべての市民が心身ともに健やかに生活できるよう、本市の健康づくりを進めていくための計画です。

「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識をもって、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、また、個人の健康づくりを、家族や地域、職域、学校、企業などが一体となって支援していくことが必要です。

(1) 「健康はこだて21」のこれまでの経過

① 「健康はこだて21」の策定（平成14年度）

市民ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

② 「健康はこだて21」の中間評価（平成18年度）

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実とより効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

③ 「健康はこだて21」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

(2) 計画の概要

① 目的

生活習慣病による死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。

② 基本方針

ア 一次予防の重視

イ 個人の健康づくりを支援するための環境の整備

ウ 目標の設定と評価

エ 多様な実施主体による連携のとれた効果的な計画の推進

オ 年代別の健康づくり

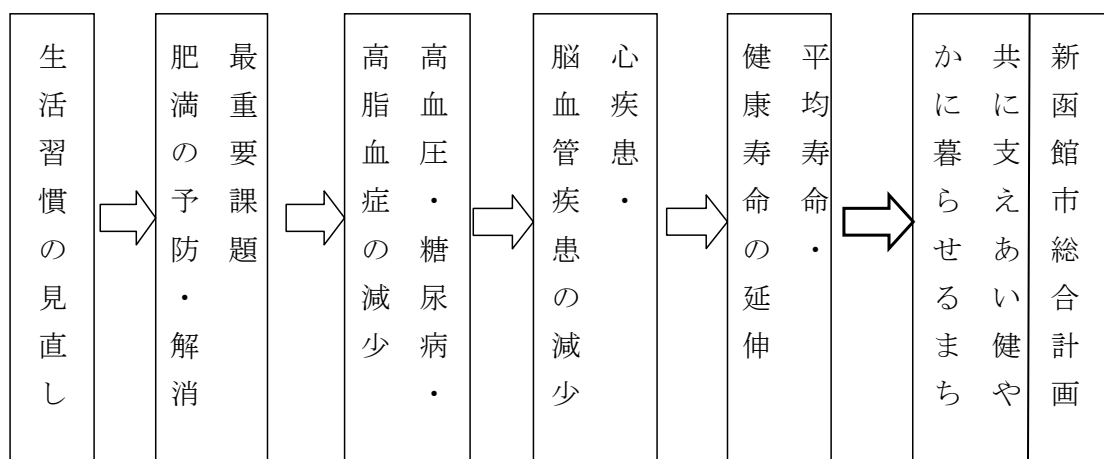
③ 計画の期間

平成14年度から平成24年度までの11か年

※平成25年度 2次計画策定中

④ 計画がめざす姿

生活習慣の見直しによる肥満の予防を最重要課題として、生活習慣病を予防し、平均寿命と健康寿命の延伸を図り、新函館市総合計画の「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の具体化をめざします。



⑤ 年代ごとのめざす姿と健康指標および目標値

年代ごとのめざす姿	健康指標	対象	目標値
0歳～14歳 「外でたくさん遊び、よく食べ、よく眠る良い生活習慣を身につけよう」	朝食を欠食する子どもの割合	幼児	4.0%以下
		小学生	5.0%以下
	おやつとの与え方に「特に気をつけていない」親の割合		20.0%以下
	幼児がテレビ・ビデオを3時間以上見る割合		36.3%以下
	就寝時間が遅い子どもの割合 (幼児・小学生は22時以降) (中学生は23時以降)	幼児	30.1%以下
		小学生	50.0%以下
		中学生	68.0%以下
未成年者の喫煙・飲酒経験の割合 たばこを吸ったことがある割合 時々飲酒をしたことがある割合	小学生	0.0%	
		0.0%	
15歳～39歳 「自分の健康を過信せず、健康管理をしっかりしよう」	喫煙者の割合	男性	50.0%以下
		女性	26.2%以下
	朝食を欠食する人の割合	男性	26.9%以下
		女性	15.6%以下
	砂糖を含む飲み物を多くとる人の割合	男性	23.1%以下
		女性	21.3%以下
	自分の体格を正しく自己評価できる人の割合		100.0%
30歳代男性の肥満の割合		20.0%以下	
がん検診の受診者の割合 子宮がん 胃がん		30.8%以上	
		10.5%以上	
40歳～64歳 「仕事と余暇のバランスを取り、健やかな老後を迎えるための生活を続けよう」	肥満者の割合	男性	20.0%以下
		女性	15.0%以下
	喫煙者の割合	男性	55.6%以下
		女性	30.2%以下
	歯科検診受診者の割合	男性	35.6%以上
		女性	29.4%以上
	特定健康診査の実施率		65.0%
	特定保健指導の実施率		45.0%
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率		10.0%
	がん検診の受診者の割合 子宮がん 胃がん 肺がん 大腸がん 乳がん		30.8%以上
		10.5%以上	
		16.1%以上	
		14.4%以上	
		19.4%以上	

65歳以上 「やりたいことができる身体と、前向きに楽しく過ごせる心を持つ」とう	女性の肥満者の割合		15.0%以下
	健康診査受診者に占めるHbA1c6.1以上の人割合		8.9%以下
	健康診査受診者に占める高血圧(最高血圧140mmHg以上、最低血圧90mmHg以上)の人割合		22.6%以下
	社会活動に積極的に参加できる心身の健康を保てる人の割合	男性	4.7%以上
		女性	2.7%以上
	特定健康診査の実施率		65.0%
	特定保健指導の実施率		45.0%
	メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率		10.0%
	がん検診の受診者の割合	子宮がん	
胃がん			10.5%以上
肺がん			16.1%以上
大腸がん			14.4%以上
乳がん			19.4%以上

⑥ 重点取組

ア 「早寝早起き朝ごはん」の推進

朝食を欠食する幼児や小学校低・中学年、10歳代の女性が増加しており、規則正しい生活や食事に関する知識の啓発が必要なことから、教育機関や地域と連携し、子どもたちの健やかな成長を促すために、「早寝早起き朝ごはん」の普及を推進します。

イ 運動の推進

30歳代、40歳代の男性の肥満が増加してきており、規則正しい生活や食事、運動に関する知識の啓発が必要なことから、特に、若い時から運動する習慣を身につけることができるように職域等と連携し、運動する機会の提供や運動の継続を推進します。

ウ 禁煙の推進

男女とも喫煙率は減少しておりますが、全国と比較するとまだ高い割合の年代もあることから、教育機関や職域等との連携を強化し、喫煙防止教育や職場の禁煙を推進します。

(3) 計画の推進

各年代にあわせたきめ細かな健康づくりを実施するためには、全市一体となった取組が必要なことから、関係団体からなる「健康はこだて21推進協議会」で計画の進捗状況の把握や進行管理を的確に行います。

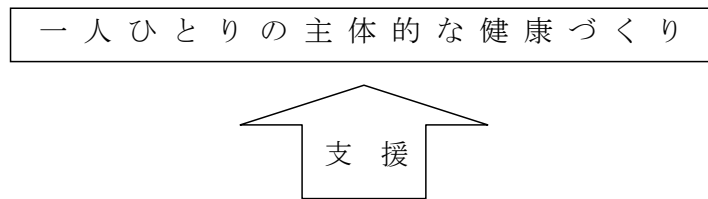
人材の育成や地域関係団体との連携を図り、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するとともに、家庭、地域、職域、学校、企業、保健・医療機関、保険者、ボランティア、マスメディア、行政などが日常的に連携を保ちながら、計画の推進に努めます。

○「健康はこだて21推進協議会」構成団体

区 分	団 体
地域関係団体	函館市町会連合会，市民健康づくり推進員連絡会，函館市食生活改善協議会，函館市女性会議，函館市民生児童委員連合会，函館市体育協会，函館市社会福祉協議会
学校等関係団体	函館市小学校長会，函館市中学校長会，北海道高等学校長協会道南支部，函館地区私立高等学校長会，函館市PTA連合会，函館保育協会，函館市幼児教育研究会
職域関係団体	函館労働基準監督署，函館商工会議所，函館市亀田商工会，函館東商工会，連合北海道函館地区連合会，函館市漁業協同組合，銭亀沢漁業協同組合，戸井漁業協同組合，えさん漁業協同組合，南かやべ漁業協同組合，新函館農業協同組合，函館市亀田農業協同組合
健康保険団体	函館市市民部
保健・医療関係団体	函館市医師会，函館歯科医師会，函館薬剤師会，北海道栄養士会函館支部，北海道看護協会道南南支部，市立函館保健所

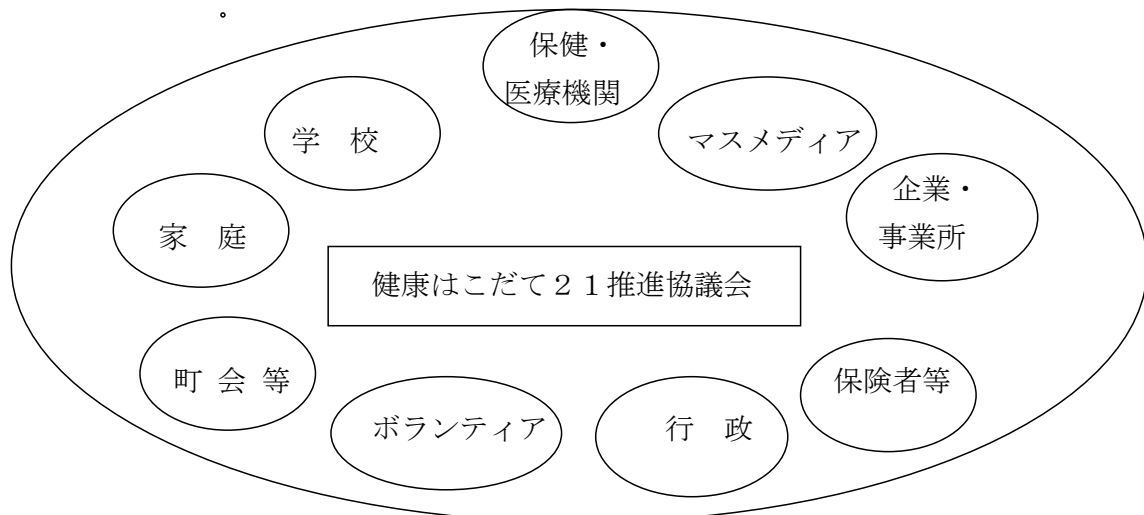
○推進体制

健康はこだて21の推進



健康づくり推進のキャッチフレーズ

「まず1歩 応援します あなたの健康」



(4) 次期計画の策定

健康はこだて21の計画期間が平成24年度で終了することから、今後の本市の健康づくりを総合的・計画的に推進するため、現計画を評価・検証し新たな計画を策定します。

3 「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」の概要

はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）

(1) 計画策定の背景

社会を取り巻く環境の変化から、ライフスタイルや価値観、嗜好が多様化する中で、家庭内での「食」が変化している。朝食の欠食、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、生活習慣病の増加、過度の瘦身志向、「食」の安全性に対する不安の高まりなど、健全な食生活が失われつつある。

国は、このような状況の中、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」として食育基本法を制定した。

函館市では、こうした状況を踏まえ「食育推進庁内関係課長会議」を設置し、食育に関する取組を一元的に推進するための体制づくりを進めてきたが、総合的かつ計画的な食育を関係団体との連携を図りながら更に推進するため、計画を策定した。

計画では、特に、函館の未来を担う子どものための食育を組織的、総合的に推進することによって、市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的にしている。

(2) 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

(3) 計画の推進体制等

これまで、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などで食育に関する取組を個別に推進してきたが、これらの取組を連携させ、総合的に食育を推進するため、関係する各部署が連絡を一層密にし、関係団体との連携を図りながら計画を推進する。

また、施策の実施状況や計画の進捗状況等の進行管理を行うとともに、計画期間満了時に評価を行い、第二次の計画を策定するものとする。

(4) 施策体系

① 食育推進の理念

食育は、函館市民一人ひとりが食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるように推進する。

② 食育推進の基本目標

- ・食で健康なからだをつくる
- ・食で豊かな心を育む
- ・函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

③ 食育推進の具体的目標

食育推進の理念および基本目標にそって食育を推進するための具体的な目標として、「はこだてげんきなこ」を設定し、取り組む。

具体的目標は、家庭が子どもたちの食育を実践する最も大切な場所であることから、家庭で取り組みやすい内容とした。

は：「早寝・早起き・朝ごはん」規則正しく毎日を過ごそう。

こ：心とからだを育てるみんなで囲む食卓を大切にしよう。

だ：大事だよ、しっかりかむこと、磨くこと。

て：手間かけて、愛情こめて作りましょう。

げん：元気なからだをつくる、食事をきちんととろう。

き：郷土の食材を取り入れた料理を覚えよう。

な：何でもおいしく食べよう。

こ：声に出し、「いただきます」のごあいさつ

④ 各分野の役割と取組

食育は、その実践の場が幼少期に始まり生涯にわたる広範囲なものであることから、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域など様々な場面でそれぞれの取組を進めてきたが、より効果的な食育の推進のため、各分野における役割や取り組むべき事項を明確にし、更に連携を深めて実践的な食育に取り組んでいくものとする。

⑤ 目標値

客観的な指標の目標値を掲げ、食育の推進に努力する。

基本目標	指 標	現 状 値	目 標 値
食で健康なからだをつくる	朝食を必ずとる子どもの割合が増える。	小学4年生 82.0%	どの学年でも 100%
		中学1年生 76.0% (平成21年度)	
食で豊かな心を育む	子どもの肥満の割合が減る。	1歳6か月児 1.3%	現状値以下
函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る		3歳児 2.4% (平成20年度)	
食で健康なからだをつくる	子どものむし歯のある割合が減る。	1歳6か月児 5.4%	1歳6か月児 3.0%
		3歳児 30.1% (平成20年度)	3歳児 25.0%

学校給食における地場産食材の割合が増える。	米・パン用小麦	100%	現状値以上
	生鮮野菜	70%	
	海草類	39%	
	生鮮果物	3%	
	魚介類	28%	
	肉	91%	
	牛乳	100%	
	卵	100%	
(平成21年度)			
食生活改善推進員を増やす。		93人	現状値以上
(平成21年度)			

4 生活習慣病予防事業

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患といういわゆる生活習慣病によるものが全死因の約3分の2を占めています。

これらは、壮年期から増加しはじめるため、健康増進法に基づき生活習慣病に着目した健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動等の生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣病の予防に努めています。

(1) 健康手帳の交付

開始年度 昭和58年度

内 容 健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40歳以上の希望する市民に対し交付しています。

平成25年度予算額 31千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

表1 健康手帳の交付状況

区 分	40～74歳	75歳以上
平成22年度	2,514	483
平成23年度	3,035	529
平成24年度	1,649	406

(2) 健康診査

開始年度 平成20年度

内 容 医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法(健康増進法施行規則第4条の2第4号)に基づき、40歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っています。

平成25年度予算額 1,141千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

表2 健康診査受診状況 (平成24年度)

受診者 性別	総数	受診者の年齢内訳					
		40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
男	28	4	4	8	4	3	5
女	71	4	8	16	16	14	13
計	99	8	12	24	20	17	18

(3) がん検診

がんを早期に発見し、治療に結びつけることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施しています。なお、がんに関する知識の普及啓発と受診率向上のため、無料クーポン券等を送付する女性特有のがん検診（H21～）、働く世代への大腸がん検診（H23～）を実施しています。

平成25年度予算額	ア	がん検診	109,185千円
	イ	女性特有のがん検診	60,229千円
	ウ	働く世代へのがん検診	9,608千円

費用の負担 アは全額市費負担、イ・ウは補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

①胃がん検診

開始年度 昭和58年度

内容 国の指針では40歳以上とされていますが、市では35歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

②肺がん検診

開始年度 平成6年度

内容 40歳以上の市民を対象に、集団検診を実施しています。

③乳がん検診（マンモグラフィ併用）

開始年度 平成元年度

内容 40歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（平成24年度は偶数年生まれが対象）なお、がん検診受診率向上のため、特定の年齢の女性に対して検診の無料クーポン券等を配布する「女性特有のがん検診推進事業」を平成21年度から行っています。

④子宮がん検診

開始年度 平成元年度

内容 20歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受

診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（平成24年度は偶数年生まれが対象）なお、がん検診受診率向上のため、特定の年齢の女性に対して検診の無料クーポン券等を配布する「女性特有のがん検診推進事業」を平成21年度から実施しています。

⑤大腸がん検診

開始年度 平成9年度

内 容 40歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。なお、がん検診受診率向上のため、特定の年齢の男女に対して検診の無料クーポン券等を配布する「働く世代への大腸がん検診推進事業」を平成23年度から実施しています。

表3 各種がん検診受診者の推移

区 分	胃 が ん 検 診	肺 が ん 検 診	乳 が ん 検 診	子宮がん検診		大腸がん 検 診
				子宮頸部	子宮体部	
平成22年度	3,962	6,719	5,245	7,968	2,579	3,814
平成23年度	4,125	8,636	5,446	7,845	2,282	7,370
平成24年度	4,094	9,145	5,230	7,365	2,114	8,021

(4) 骨粗しょう症検診

開始年度 平成7年度

内 容 転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっています。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の女性に骨粗しょう症検診を実施しています。平成24年度は、保健センターで156人、東部保健事務所管内で18人の計174人が受診しました。

平成25年度予算額 103千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

表4 骨粗しょう症検診受診者数

区 分	総 数	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
平成22年度	164 (130)	3 (1)	17 (5)	10 (9)	27 (21)	45 (39)	28 (21)	34 (24)
平成23年度	154 (113)	5 (5)	11 (10)	12 (8)	14 (11)	49 (34)	26 (16)	37 (29)
平成24年度	174 (135)	3 (3)	10 (7)	15 (14)	22 (21)	30 (23)	50 (37)	44 (30)

()は異常なしであった者の内数

(5) 健康教育

内 容 成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり、介護予防等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。

平成 25 年度予算額 129 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。
(保健指導費部分のみ)

表 5 健康増進法による健康教育実施状況（40～64 歳）（平成 24 年度）

区 分	集団健康教育						総 数
	一般	歯周疾患	骨粗しょう症	病態別	COPD	薬	
開催回数	103	1	2	133	0	0	239
延参加人員	3,423	73	510	3,591	0	0	7,597

(6) 健康相談

内 容 心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な指導や助言により家庭における健康管理を支援しています。

平成 25 年度予算額 9 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

表 6 健康相談実施状況（平成 24 年度）

区 分	重点健康相談							総合健康相談	総 数
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	歯周疾患	骨粗しょう症	女性の健康	病態別		
開催回数	2	4	18	112	0	0	23	19	178
被指導延人員	2	6	21	244	0	0	67	73	413

(7) 訪問指導

内 容 家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師・理学療法士が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施しています。

平成 25 年度予算額 439 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の国庫補助があります。

表7 訪問指導（平成24年度）

区 分		被訪問指導者数	
		実人員	延人員
要指導者	64歳以下	37	68
	65歳以上	23	25
	計	60	93
閉じこもり予防	64歳以下	4	9
	65歳以上	57	88
	計	61	97
介護家族者	64歳以下	9	16
	65歳以上	14	26
	計	23	42
寝たきり者	64歳以下	4	7
	65歳以上	4	6
	計	8	13
認知症の者	64歳以下	0	0
	65歳以上	29	62
	計	29	62
合 計		181	307

(8) たばこ対策

開始年度 平成13年度

内 容 ①普及啓発と禁煙相談

喫煙は、がんや慢性疾患を引き起こす重大な危険因子であることから、ホームページ等を媒体としてたばこによる健康被害等に関する正しい知識の普及啓発を図る他、5月31日の「世界禁煙デー」等に合わせ、「禁煙キャンペーン」を開催します。

また、禁煙したい人に対し適切な禁煙支援を行うため、呼気中一酸化炭素濃度測定、呼吸機能検査等や、禁煙治療を行う医療機関の情報提供による禁煙相談を実施します。

禁煙相談件数 (件)

区分	面接	電話	合計
平成23年度	12	19	31
平成24年度	113	4	117

②未成年者対策

未成年者の喫煙は、成年に比べて健康への影響が大きく、吸い始める前の対策を徹底する必要があることから、小・中高生の児童・生徒を対象に、喫煙防止講座を開催します。

また、親が喫煙者の場合、子供の喫煙率が高いという実態や、家庭での受動喫煙を防止する観点から、学校やPTA等と連携し、児童・生徒の保護者に対する喫煙防止対策を推進します。

喫煙防止講座開催実績 (件)

区分		小学校	中学校	高校	合計
平成23年度	学校数	7	-	2	9
	参加者数	293	-	517	810
平成24年度	学校数	13	-	2	15
	参加者数	522	-	484	1,006

③受動喫煙防止対策

健康増進法の対象となる施設の管理者に対し、受動喫煙防止対策の取り組みを促すため、「おいしい空気の施設推進事業」による登録制度を実施します。また、登録施設に対しステッカーを交付し、ホームページ等で紹介すること等により、禁煙・分煙の社会的な認識の定着を図ります。

「おいしい空気の施設」登録状況

平成25年3月末現在

区分	禁煙		分煙		合計	
		H24年度 登録数		H24年度 登録数		H24年度 登録数
01飲食店	49	4	6	0	55	4
02学校等	152	129	2	1	154	130
03医療機関・社会福祉施設・薬局等	183	1	15	0	198	1
04体育施設・娯楽施設	16	0	0	0	16	0
05社会・文化施設	60	3	0	0	60	3
06小売業・サービス業等店舗	1	1	2	0	3	1
07公共交通機関等	0	0	1	1	1	1
08ホテル・旅館等の宿泊施設	0	0	0	0	0	0
09金融施設	4	3	3	0	7	3
10事務所・会社等	4	0	0	0	4	0
11官公庁	16	1	6	0	22	1
12公衆浴場・日帰り温泉	3	0	0	0	3	0
合計	488	142	35	2	523	144

完全禁煙ステッカー



完全分煙ステッカー



平成 25 年度予算額 30 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(9) 特定保健指導

開始年度 平成 20 年度

内 容 ①からだサポートコース

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームに着目した対象者の選定を行い、対象者の生活習慣の改善に向けて半年間保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病予防を図ります。

「からだサポートコース実施数」 (人)

区 分	積極的支援	動機付け支援
平成 2 2 年度	4 5	2 6 0
平成 2 3 年度	4 5	2 3 2
平成 2 4 年度	6 8	2 4 3

②生活習慣病対策全般

健康診査受診者が健診結果を理解し、適切な生活習慣の改善を自分で選択できるように、健診結果へリーフレットを同封したり、町会館等で健診結果説明会を実施するなど、広く生活習慣病対策を推進します。

平成 25 年度予算額 4,619 千円

費用の負担 負担基準額に対して、国 3 分の 1，道 3 分の 1 の負担があります。

5 栄養改善事業

近年の食生活の状況は、食環境の変化に伴い、栄養のアンバランス、過食や欠食など健康管理に大きな影響を与えています。栄養の過剰摂取、運動不足など健康管理をどのように進めていくかが大きな課題となっています。

健康増進法に基づき、栄養指導（個別または集団）を通して適正な食生活の理解と実践を促すことにより健康の保持増進を図っています。

(1) 個別栄養指導

① 母子

乳幼児健診（3～4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）等における離乳食や幼児食の栄養指導や妊娠中の栄養指導などを実施しています。（子ども未来部主管）

② 成人

特定保健指導、健康教育等で肥満予防を中心に、栄養指導を実施しています。また、健康増進センターの健康づくりプログラムにおいて栄養・運動指導を実施しています。

平成25年度予算額 1,028千円

費用の負担 全額市費負担

表1 個別指導実施状況

区分	乳 幼 児						成 人			実施 総数
	3～4 か 月 児	10 か 月 児	1 歳 6 か 月 児	3 歳 児	の び っ こ	そ の 他	健 康 づ く り プ ロ グ ラ ム	特 定 保 健 指 導	そ の 他	
平成22年度	1,856	1,747	1,693	1,661	20	151	34	144	141	7,447
平成23年度	1,775	1,598	1,772	1,678	22	153	21	183	111	7,313
平成24年度	1,638	1,523	1,489	1,574	12	75	58	183	79	6,631

(2) 特定給食施設等

開始年度 昭和34年度（特定給食施設としては平成14年度から）

内 容 特定給食施設その他給食施設への訪問指導を実施しています。

平成25年度予算額 11千円

費用の負担 全額市費負担

表2 給食施設数および個別指導数 (平成24年度)

区 分		学	病	介護	老人	児童	社会	事	寄	矯	自	給食	そ	合
		校	院	老人	福祉	福祉	福祉	業	宿	正	衛	セ	の	計
特定 給食施設	施設数	40	19	9	11	9	6	2	4	1	1	0	1	103
	指導数	0	19	2	1	1	3	0	0	1	0	0	0	27
その他の 給食施設	施設数	5	10	0	6	36	3	1	1	0	0	3	5	70
	指導数	0	10	0	2	0	2	0	0	0	0	3	1	18

(注) 特定給食施設：1回100食以上または1日250食以上の施設
 その他の給食施設：1回50食以上

(3) 集団栄養指導

内 容 母子および成人を対象に食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため
 健康教育を実施しています。

平成25年度予算額 129千円 (離乳食教室, パクパク教室)

費用の負担 全額市費負担

表3 健康教育実施状況 (平成24年度)

区 分	名 称	内 容	開催回数	参加者数
母 子	プレパパ・プレママ のためのセミナー	妊娠中の栄養や食生活等についての指導	2	30
	離乳食教室	離乳食についての指導	4	82
	パクパク教室	幼稚園児への食育についての指導	5	295
	そ の 他	幼児の食生活や食育についての指導	7	221
成 人	女性のための 健康教室	女性を対象に、栄養・運動について指導	1	24
	食生活改善推進員の 養成および研修	地域における栄養改善活動のボランティアで ある推進員の養成や研修	30	1,004
	そ の 他	特定保健指導の対象者や各地域団体からの要 請で行っている健康教育における栄養指導	51	1,134

(注) : プレパパ・プレママのためのセミナーは子ども未来部が主管

(4) 学生実習

内 容 管理栄養士養成校の学生に対し、研修および実習指導を行っています。
平成 25 年度予算額 予算計上なし

表 4 学生実習受け入れ実績 (平成 24 年度)

学校名	実習人数
酪農学園大学酪農学部食品科学科	3名
藤女子大学人間生活学部食物栄養学科	3名

(5) 国民健康・栄養調査

開始年度 昭和 21 年度

内 容 健康増進法に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために調査を実施しています。

平成 25 年度予算額 582 千円

費用の負担 補助基準額の 10 分の 10 の国庫補助があります。

表 5 国民健康・栄養調査実施状況

年度	対象地区
平成 21 年度	柏木町, 白鳥町
平成 23 年度	日吉町 1 丁目, 弁才町
平成 24 年度	末広町

※平成 22 年度は当市該当対象地区なし

(6) 食育啓発事業

開始年度 平成 22 年度

内 容 「食育月間」の 6 月に「はこだてげんきな子食育プラン」(※ 63~65 ページに概要を記載)を周知することにより、函館市民等への食育の啓発を図る。

平成 25 年度予算額 152 千円

費用の負担 全額市費負担

(7) 3 歳児健康診査時食育啓発事業

開始年度 平成 23 年度

内 容 3 歳児健診時の待ち時間に、食育啓発エプロンシアターを開催しています。

平成 25 年度予算額 102 千円

費用の負担 全額市費負担

6 歯科保健事業

歯・口腔の健康は、食べる、話す等の口腔機能を保つ上で重要であり、身体的健康のみではなく、精神的、社会的な健康にも大きく寄与します。

生涯を通して口腔の健康を維持することができるように、歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めています。

(1) 歯科健康診査

開始年度 平成 18 年度（現在の形態での開始年度）

内 容 妊産婦および 40 歳以上の成人に対し、歯周疾患の予防等を目的に歯科健康診査を実施しています。

平成 25 年度予算額 5,981 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

（成人・節目のみ）

表 1 妊産婦歯科健康診査実施結果

区分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯石・歯周疾患		
			現在歯	処置歯	未処置歯	歯石あり	歯肉炎	歯周炎
平成 22 年度	74	111	27.6	10.4	0.3	28	26	1
平成 23 年度	70	103	28.5	10.0	0.3	16	16	3
平成 24 年度	74	106	28.2	8.6	0.2	17	23	2

表 2 成人歯科健康診査実施結果

区分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯周疾患 (CPITN)					
			現在歯	処置歯	未処置歯	0	1	2	3	4	不詳
平成 22 年度	99	264	23.8	12.4	0.2	120	-	22	52	66	4
平成 23 年度	113	338	24.9	13.0	0.4	147	1	22	86	82	-
平成 24 年度	112	346	24.4	13.3	0.4	120	1	16	117	88	4

(注) CPITN：歯周疾患状況を 0 (健全な状態) から 4 (重症) まで 5 段階のコードに分類したもの

(2) 歯科保健啓発事業

内 容 歯科保健に関する正しい知識を普及するために各種の健康教育等を実施しています。

平成 25 年度予算額 1,046 千円

費用の負担 全額市費負担

表3 歯科啓発事業実施状況

(平成24年度)

名 称	内 容	開催回数	参加者数
歯の学校	小・中学生を対象に、学級単位で歯科保健に関する体学習を実施	10	271
けんこう教室	40歳以上の成人を対象に、歯周病予防や口腔機能の維持・増進のための実習や講話を実施	5	62
歯の衛生週間行事	6月の歯の衛生週間中に函館歯科医師会と共催で、健康講座、歯のコンクール、パネル展等を実施	1	99
8020推進週間 [※] 初展	11月の「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」期間中に歯科保健に関するパネル展を実施	1	—

7 保健師活動

保健師活動は、看護を基盤とする公衆衛生看護活動であり、地域住民が自らの健康について考え、個人や地域における健康のレベルアップが図られるように支援する活動です。

様々な健康状態にある個人、家族、集団に対して、健康相談、健康教育、家庭訪問、健康診査等の具体的方法を用いて働きかけを行うとともに、必要に応じて関係機関との調整を行っています。

平成24年度の実施状況は、次のとおりです。

(1) 健康相談

内 容 健康上の問題を抱えている市民に対し、健康相談を行っているが、近年は電話による相談が増え、その内容も多岐にわたっています。

平成25年度予算額 9千円(4 生活習慣病予防事業の6の再掲)

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

表1 健康相談受付状況

区 分	年 度	母 子	成人老人	感染症	精 神	認知症	特定疾患	計
来所相談	平成22年度	140	1,127	71	200	19	32	1,589
	平成23年度	385	1,543	46	468	23	54	2,519
	平成24年度		1,598		493	14		(2,105)
電話相談	平成22年度	1,671	1,276	453	656	59	109	4,224
	平成23年度	5,059	1,437	412	874	33	108	7,959
	平成24年度		347		860	24		(1,231)

(2) 健康教育

内 容 ① 健康教室

疾病の予防および健康増進を目的に、成人・老人を対象に、各種教室を総合保健センター等で開催し、必要な知識の普及を図っています。

② 講師派遣

地域住民組織や事業所、官公庁等からの要請により、健康に関する集会に対して講師の派遣を行っています。

平成 25 年度予算額 129 千円(4 生活習慣病予防事業の 5 の再掲)

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

(保健指導費部分のみ)

表 2 健康教育実施状況 (平成 24 年度)

区 分		総 数	テ ー マ 内 訳				
			精神 保健	認知症	栄養	健康 増進	
回 数		205	14	4	3	184	
参 加 数		6,675	527	46	53	6,049	
(再) 講 師 派 遣 先	地域住民組織	回 数	184	12	4	3	165
		参加数	5,937	467	46	53	5,371
	官 公 庁	回 数	5	2	0	0	3
		参加数	206	60	0	0	146
	事 業 所	回 数	16	0	0	0	16
		参加数	532	0	0	0	532
	そ の 他	回 数	0	0	0	0	0
		参加数	0	0	0	0	0
	計	回 数	205	14	4	3	184
		参加数	6,675	527	46	53	6,049

(3) 家庭訪問

内 容 療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が家庭訪問して、本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施しています。

平成 25 年度予算額 439 千円(4 生活習慣病予防事業の 7 の再掲)

費用の負担 補助基準の 3 分の 2 の道費補助があります。

表3 家庭訪問指導状況 (平成24年度)

区分	総数		生活習慣病		精神障害		心身障害	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
合計	373	778	114	197	246	561	13	20

(4) 健康診査

内容 乳児から老人までを対象に各種健康診査を行っており、乳幼児には心身ともに健康な発育をしていけるように母子への支援を、また、成人、高齢者には各自が健康状態を把握し、生活習慣をふりかえる機会になることを目的に実施しており、保健師は保健指導を担当しています。また、健診結果に応じて、家庭訪問、健康教育等による事後指導を行っています。

(成人の健康診査の受診状況については、※67～69 ページ参照)

平成25年度予算額 各健康診査の項目参照

8 健康づくり事業

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、市は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒等の普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行っています。

(1) 市民健康づくり推進員の育成

開始年度 平成7年度

内容 地域に根ざした市民自らの自主的健康づくりを積極的に推進するため、町会・自治会単位にボランティアとしての市民健康づくり推進員を設置しています。推進員としての意識の高揚と健康づくりに必要な知識や技術を習得し、資質の向上を図るために、平成24年度は研修会を7回開催し(内、2回はヘルスマイトとの合同研修会)、地区別懇談会で推進員同士の情報交換を行っています。平成25年3月末現在118町会で161人が委嘱され、活動しています。

平成25年度予算額 80千円

費用の負担 全額市費負担

(2) ヘルスマイトの育成

開始年度 昭和61年度

内容 食生活の改善を中心とした健康づくりのための普及啓発活動をするため、ボランティアとしてのヘルスマイトを育成し、地域において健康増進に必要な食生活に関する知識の普及に努めています。平成24年4月現在103人が活動しています。平成24年のヘルスマイト養成講座では、23人が修了しています。

平成 25 年度予算額 102 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) **ウォーキングマップの作成**

開始年度 平成 17 年度

内 容 「健康はこだて 21」の健康課題でもある肥満の予防と解消を図るため、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間で、市民健康づくり推進員の協力を得て作成した 47 か所のウォーキングコースのマップを配布しています。

平成 25 年度予算額 予算計上なし

(4) **健康体操「函館いか踊り体操」の普及**

開始年度 平成 20 年度

内 容 子どもから高齢者までを対象に、健康体操「函館いか踊り体操」の普及を図っています。

- ・DVD等の貸出し

- ・平成 24 年度第 87 回函館市立五稜郭林間学校（市教育委員会主催）で活用
実施日：平成 24 年 7 月 27, 28, 29 日

会 場：五稜郭公園広場

参加者：259 人

平成 25 年度予算額 予算計上なし

(5) **市民健康教室**

開始年度 昭和 52 年度

内 容 函館市医師会および函館歯科医師会との共催により、講演テーマなどについて町会等の要望をとり入れ開催しています。平成 24 年度は、各町会の市民健康づくり推進員をはじめ町会の方々の協力を得ながら開催し、開催回数は 11 回、合計参加者数は 596 人でした。

平成 25 年度予算額 178 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

表1 市民健康教室の開催状況

(平成24年度)

日程	テーマ・講師	実施場所	参加数
4月14日	特集「何といても早期発見が大切！眼科疾患も」 (座長) 本間眼科医院院長 本間 哲 先生 「白内障について」 江口眼科病院院長 江口秀一郎先生 「緑内障について」 吉田眼科病院副院長 目谷 千聡先生 「眼底疾患と硝子体手術について」 藤岡眼科院長 藤岡 達彦先生	市民会館 小ホール	320
5月7日	「脳卒中治療の最先端 ～血管内治療を中心に～」 函館新都市病院副院長 原口 浩一先生	北浜町会館	20
6月11日	「高齢者の眼の病気について」 清水眼科クリニック院長 清水 信晶先生	香雪団地 自治会	25
6月29日	「血管を元気に保つ秘訣」 市立函館保健所所長 山田 隆良	山の手町会館	43
6月29日	「歯の病気について」 ホワイト歯科クリニック院長 鈴木 均史先生	船見第一 町会館	14
7月20日	「2型糖尿病に対する効果的なインスリン療法について」 内科高橋清仁クリニック院長 高橋 清仁先生	海岸町会館	14
8月31日	「高齢者に多い整形外科の病気」 大村病院院長 大村 健久 先生	宮前町会館	26
9月12日	「年をとると出てきやすい腰痛の原因について」 函館中央病院整形外科診療部長 重信 恵一先生	東富岡町会館	44
9月27日	「泌尿器の病気について」 たかひろクリニック院長 高廣 努先生	大川町会館	22
10月26日	「認知症について」 函館渡辺病院名誉院長 三上 昭廣先生	八幡町会館	43
11月6日	「消化器のがんについて」 中島胃腸科内科クリニック院長 中島 俊雄先生	石崎町会館	25

(6) 広報・啓発活動

開始年度 平成 22 年度 (カレンダー)

内 容 市民に健診・検診をPRするため「がん検診・特定健診カレンダー」を作成し、全戸配布をしているほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っています。

平成 25 年度予算額 646 千円 (カレンダー関係・健康増進課負担分)

費用の負担 全額市費負担

9 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者（児）等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施しています。

(1) 障がい者（児）歯科診療

開始年度 平成 15 年度

内 容 心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施しています。(予約制)

診療日時：土曜日 9時～12時 (口腔ケア)

14時～17時 (歯科診療・口腔ケア)

平成 25 年度予算額 7,623 千円 (市が支出している補助金の額)

費用の負担 全額市費負担

(2) 休日救急歯科診療

開始年度 平成 58 年度

内 容 日曜、祝日、年末年始の救急歯科診療を実施しています。

診療日時：日曜、祝日、年末年始の9時～15時

平成 25 年度予算額 1,584 千円 (市が支出している補助金の額)

費用の負担 全額市費負担

表1 障がい者（児）歯科診療内訳（年代別、主たる障害別）

区分		年代別受診者								合計	主たる障害						
		10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
平成22年度	新規	17	8	2	3	-	2	2	1	35	5	-	6	11	4	-	9
	再来	259	191	142	73	34	36	36	28	799	56	6	135	355	58	3	186
	計	276	199	144	76	34	38	38	29	834	61	6	141	366	62	3	195
平成23年度	新規	22	6	1	4	4	2	3	1	43	3	-	5	15	3	-	17
	再来	214	227	115	75	28	18	34	35	746	49	-	131	326	40	-	200
	計	236	233	116	79	32	20	37	36	789	52	-	136	341	43	-	217
平成24年度	新規	15	4	4	3	4	1	2	-	33	5	-	5	12	3	-	8
	再来	184	171	160	65	47	9	15	10	661	45	8	168	296	50	16	78
	計	199	175	164	68	51	10	17	10	694	50	8	173	308	53	16	86

(注) 主たる障害：①脳性麻痺②筋疾患③精神遅滞④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

表2 障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別、受診理由別）

区分		重 度			軽 度			合計	主 な 受 診 理 由				
		男	女	計	男	女	計		①	②	③	④	⑤
平成22年度	新規	16	6	22	8	5	13	35	31	-	3	1	-
	再来	314	244	558	143	98	241	799	422	28	39	300	10
	計	330	250	580	151	103	254	834	453	28	42	301	10
平成23年度	新規	20	6	26	9	8	17	43	36	2	4	1	-
	再来	308	211	519	116	111	227	746	374	36	38	292	6
	計	328	217	545	125	119	244	789	410	38	42	293	6
平成24年度	新規	19	5	24	6	3	9	33	27	3	1	2	-
	再来	269	221	490	90	81	171	661	342	7	11	293	8
	計	288	226	514	96	84	180	694	369	10	12	295	8

(注) 主な受診理由：①歯が痛い、しみる、などむし歯の治療 ②歯肉の炎症
③義歯関係（入れ歯があわない・入れ歯をいれたいなど）
④歯科検診（口腔ケア・リコール） ⑤その他（トレーニング）

表3 休日救急歯科診療利用状況

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
平成22年度	70	975
平成23年度	70	898
平成24年度	71	950

10 健康増進センター

開始年度 平成15年度（現在の利用形態は平成23年度から）

内 容 少子高齢化社会を迎えた現在，生活習慣病を未然に防ぎ，認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため，市民が手軽に安心して健康づくりのための運動実践ができる施設です。

また，医学的検査や体力測定などの「健康度」に基づいた個別の健康づくりプログラムによる，実践的な運動・栄養指導等を行っています。

利用対象：18歳以上の市民

平成25年度予算額 12,660千円

費用の負担 全額市費負担（施設使用料，一部負担金の充当あり）

表1 利用内訳

区分	健康づくりプログラム	個人利用				運動教室	専用使用	合計
		一般	65歳以上	障がい者	計			
平成22年度	34	15,192	8,854	1,398	25,444	※	4,658	30,136
平成23年度	21	15,124	9,607	1,962	26,693	10,290	7,796	44,800
平成24年度	58	13,280	10,657	1,901	25,838	10,353	7,903	44,152

※運動教室は23年度から実施。なお，22年度は市の事業である健康講座で8,360人が利用。

高齢者福祉

国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という「本格的な高齢社会」となっているなか、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されて以来、10年以上が経過しました。

本市においては、全国や北海道平均以上に高齢化が進んでいるなか、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画、函館市介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、介護保険制度の円滑な運営を図るほか、介護予防の推進や社会参加、生きがいの促進、生活環境の整備など的高齢者施策の総合的な取組みを進めています。

1 高齢者の状況

(1) 65歳以上の人口

(平成25年4月1日現在 単位：人)

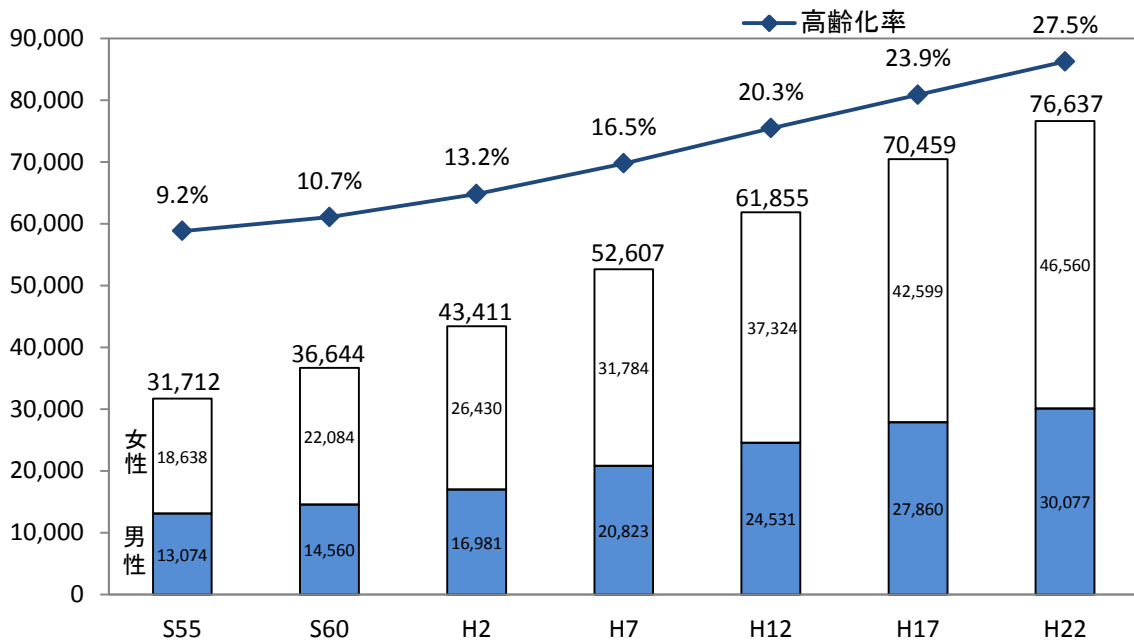
区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計	総人口 に占める割合 (%)
男	9,360	7,752	6,652	4,568	2,255	664	142	8	31,401	25.0
女	11,689	10,684	9,930	8,140	5,171	2,282	711	98	48,705	32.5
合計	21,049	18,436	16,582	12,708	7,426	2,946	853	106	80,106	29.1

65歳以上の人口割合

(各年国勢調査 単位：人，%)

年	函館市の人口				高齢化率		
		うち65歳以上			函館市	北海道	国
		男	女				
昭和55	345,165	31,712	13,074	18,638	9.2	8.1	9.1
60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0

※ 昭和55年～平成12年は旧町村分を合算



(2) ひとり暮らしの高齢者

(平成22年国勢調査 単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男	1,186	998	774	586	411	3,955
女	2,687	2,956	3,351	2,744	1,808	13,546
計	3,873	3,954	4,125	3,330	2,219	17,501

2 第6次函館市高齢者保健福祉計画，第5期函館市介護保険事業計画

(1) 計画策定にあたって

1) 計画策定の背景

国民の約4人に1人が高齢者，9人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっており，平成23年6月には，高齢者が地域で自立した生活を営めるよう，医療，介護，予防，住まい，生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めるため，介護保険法等が改正されました。

このたび，前計画の計画期間（平成21～23年度）が満了したことから，新たな計画を策定するものです。

2) 法令などの根拠

介護保険の利用の有無にかかわらず，高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める老人福祉法に基づく老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と，介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

3) 計画の策定に向けた取組みおよび体制

以下の取組みなどを通じて新たな計画を策定しました。

- 函館市福祉計画策定推進委員会の開催
- 市民への情報公開
- 各種調査の実施
 - ・ 日常生活圏域高齢者ニーズ調査
 - ・ 介護保険施設等入所申込者状況調査
 - ・ 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査

4) 計画期間

平成24年度から26年度までの3年間の計画とします。

5) 他の計画との整合性

国の基本指針に即したものとし，北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図るとともに，第2次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとししました。

(2) 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状と推計

1) 人口と高齢化率の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にある一方で，65歳以上の人口（高齢者人口）は増加傾向にあり，平成25年から27年にかけては，団塊の世代が65歳となることから，今後数年間で急激に高齢者人口が増加し，高齢化率も上昇すると予測されます。

2) 要介護（要支援）認定者数の推移と推計

本市における要介護認定者数は増加しており、高齢者人口に対する割合も増加傾向にあり、今後も高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加すると予測されます。

【人口と要介護(要支援)認定者数の推移と推計】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口(人)	285,365	282,892	280,311	277,160	273,922	270,578
65歳以上人口(人)	75,768	76,283	76,794	78,779	80,844	83,214
高齢化率(%)	26.6	27.0	27.4	28.4	29.5	30.8
要介護(要支援)認定者数(人)	14,666	15,343	16,338	17,398	18,482	19,529
65歳以上人口比(%)	19.4	20.1	21.3	22.1	22.9	23.5

※ 平成21～23年は住民基本台帳を基にした実績値(各年9月末日現在, 外国人登録含む)。

※ 平成24～26年はコーホート変化率法による推計(各年9月末日時点)。

(3) 計画の基本理念

平成6年に宣言した「いきいき長寿都市」宣言の内容を計画の理念とします。

いきいき長寿都市宣言

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(4) 重点的に取り組む事項

1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターを中核としたネットワークの構築や各種事業の実施、地域密着型サービスの基盤整備などの総合的な取組みを図ります。

そのため、中核となる地域包括支援センターの充実、体制強化に努めます。

2) 健康・生きがいがづくり、介護予防の推進

健康や生きがいがづくり、介護予防の意識の普及啓発や各種事業への参加促進を図るとともに、「介護支援ボランティアポイント事業」の導入について検討していきます。

3) 在宅生活を支えるネットワークの充実

地域包括支援センターを中心とした地域での見守り体制の充実や虐待防止の取組みの充実を図るとともに、「(仮称)介護支援隊」の設置の検討を進めます。

4) 認知症対策の推進

認知症に関する知識や理解を深めるとともに、認知症の方やその家族等に対する支援や予防から早期発見、早期対応、介護までの一貫した施策の充実を図ります。

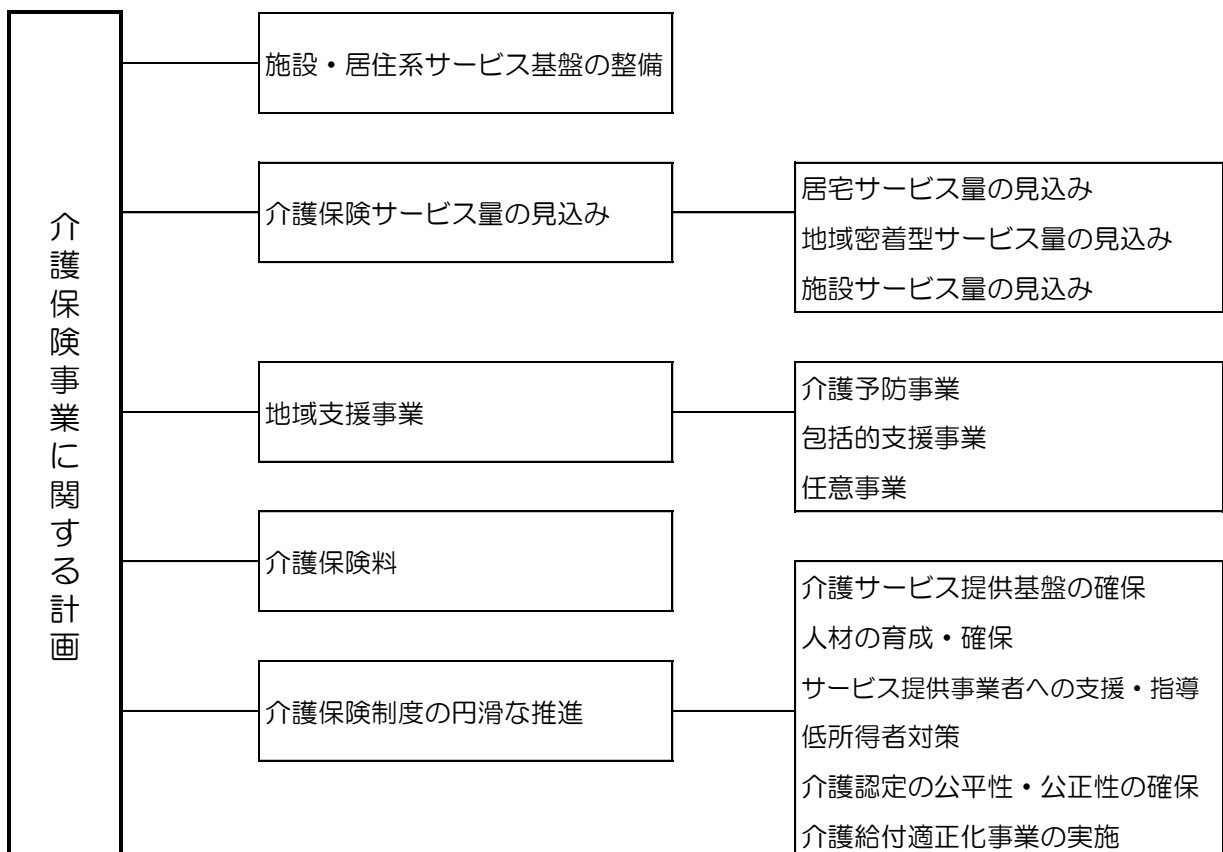
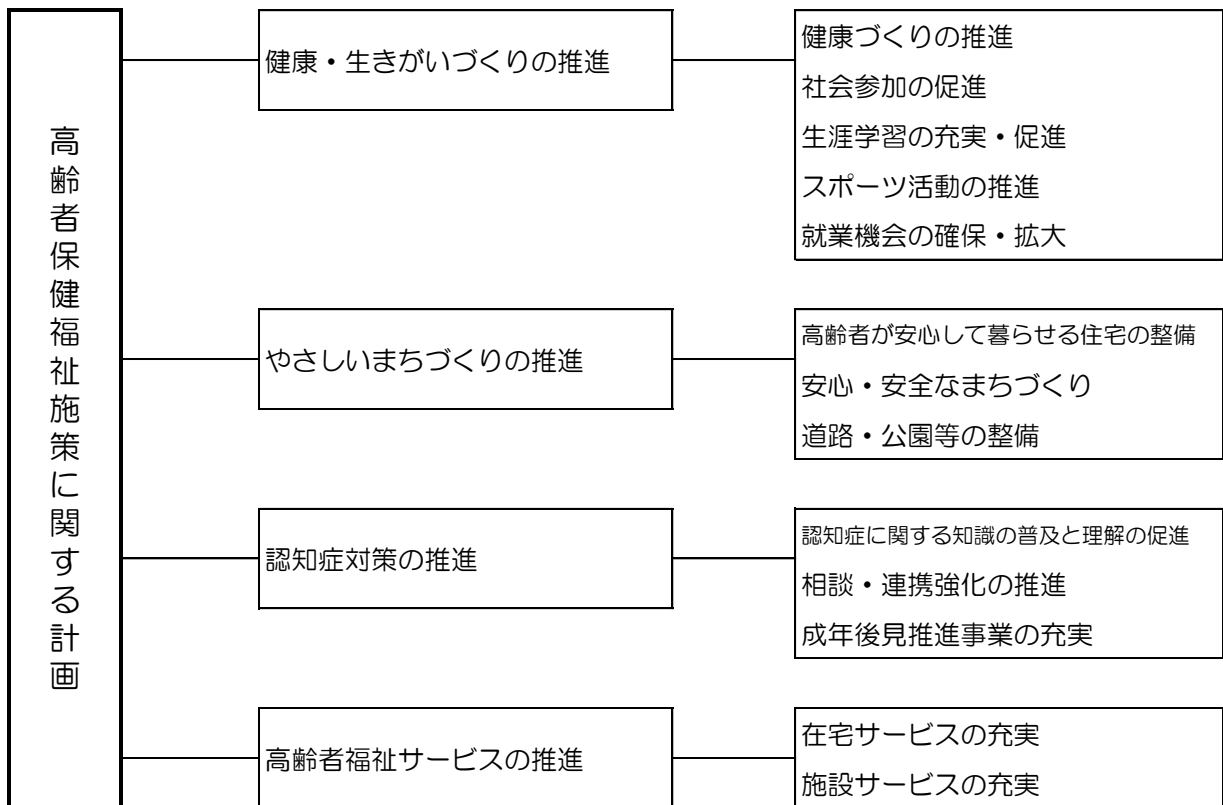
5) 地域密着型サービス提供基盤の整備

地域密着型の特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの整備や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」, 「複合型サービス」の提供体制の確保に努めます。

6) 施設・居住系サービス提供基盤の整備

特別養護老人ホーム, 介護付有料老人ホーム, 認知症高齢者グループホームの整備を図ります。

(5) 施策の体系



(6) 高齢者保健福祉施策に関する計画

1) 健康・生きがいがづくりの推進

① 健康づくりの推進

疾病予防対策として、正しい知識の普及と特定健康診査やがん検診の必要性の啓発、受診率の向上に努めるとともに、健康づくりの取組みとして、健康づくりボランティアの育成や健康に関する学習機会の充実、健康増進事業の実施や地域住民組織による健康づくり活動の促進などに取り組みます。

- ・健康教育 ・訪問指導 ・市民健康づくり推進員の育成
- ・ヘルスマイトの育成 ・健康増進センター

② 社会参加の促進

生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層推進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

- ・老人クラブに対する支援 ・高齢者交通料金助成制度
- ・老人福祉センターの整備 ・高齢者サロン，高齢者ショップの設置

③ 生涯学習の充実・促進

地域で気軽に学習活動ができる場の環境整備や多様な学習ニーズに対応できる学習プログラムの研究、開発、高齢者自らが役割や社会参加を考え、学習成果や知識・経験をボランティア活動や指導的役割に生かすことができる機会の創出や情報提供に努めます。

- ・高齢者大学等

④ スポーツ活動の推進

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援，地域に根ざした指導者の育成や世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会，レクリエーションの開催の推進など，生涯スポーツの普及，振興に努めます。

⑤ 就業機会の確保・拡大

高年齢者雇用確保措置についての周知や雇用促進ガイドの配布など，就業機会の確保を図るとともに，シルバー人材センターを支援します。

- ・シルバー人材センターへの支援

2) やさしいまちづくりの推進

① 高齢者が安心して暮らせる住宅の整備

ア 高齢者向け住宅の供給促進

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の周知や登録された住宅に係る情報提供を行うとともに，市営住宅のエレベーターの設置を計画的に進め，「特定目的住宅」として高齢者が優先して入居できる住戸数を増やしていくほか，民間住

宅の活用による新たな居住支援策の検討を進めます。

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録

イ 住宅の改修等への支援

住宅の改修方法などについて安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

② 安心・安全なまちづくり

ア 防火・防災対策の強化

身体の不自由な高齢者宅等（災害時要援護者等）に対する定期的な家庭訪問や住宅用火災警報器の設置推進，日常の火気取扱いに対する安全確保や災害時における避難に関する指導などを行うほか，防火・防災に関する啓発や応援協力体制の整備，自主防災組織の育成支援，災害時要援護者避難支援プランの策定にあたっての啓発活動を行います。

イ 交通安全対策の強化

高齢者の交通安全教室等の開催による指導を行うほか，反射材の活用等交通安全用品の普及に努めます。

ウ 防犯意識の普及・啓発

トラブルの事例の紹介など，消費者被害の未然防止のための情報提供やクーリングオフ制度などの救済制度の周知・啓発を図るとともに，相談体制の充実に努めます。

③ 道路・公園等の整備

歩道の段差・勾配の解消，視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進するとともに，安全で利用しやすく，多くの人に親しまれる公園・緑地等の整備に努めます。

3) 認知症対策の推進

認知症に関する知識や理解を高めるとともに，認知症の方やその家族等に対する支援や，予防から早期発見，早期対応，そして介護までの一貫した施策の充実に図り，安心して地域で暮らしていただけるための事業を実施していきます。

① 認知症に関する知識の普及と理解の促進

広く市民に認知症に関する知識と理解を深めるための取組みを進めます。

- ・家族のための認知症家族介護講座
- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症予防教室（わいわい倶楽部）
- ・認知症ガイドの配布

② 相談・連携強化の推進

認知症に関する相談窓口の周知や早期発見，早期対応等，認知症の方やその家族を地域で支える体制の充実に図ります。

- ・認知症相談
- ・函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

- ・関係機関との連携強化

③ 成年後見推進事業の充実

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・市民後見推進事業

4) 高齢者福祉サービスの推進

① 在宅サービスの充実

各種保健・福祉サービスの充実とわかりやすい周知を図るとともに、介護保険サービスとの組合せなど、包括的にサービスを提供します。

- ・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
- ・外出支援（送迎）サービス
- ・除排雪サービス
- ・寝具洗濯乾燥消毒サービス
- ・いきいき住まいリフォーム助成事業
- ・高齢者生活援助員派遣サービス
- ・生きがい活動支援通所サービス
- ・ショートステイサービス
- ・在宅福祉ふれあいサービス事業
- ・（仮称）介護支援隊の創設

② 施設サービスの充実

地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、入所希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス
- ・生活支援ハウス
- ・有料老人ホーム

(7) 介護保険事業に関する計画

1) 日常生活圏域の設定

第5期計画においては、第4期計画に引き続き西部、中央部、東中央部、北東部、北部、東部の6圏域を日常生活圏域としますが、人口・面積・移動時間のバランスや地域で活動する町会、民生委員の区域との整合性などの課題があることから、より適切な圏域のあり方について、計画期間中に検討を進めていきます。

2) 施設・居住系サービス基盤の整備

「介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査」の結果や今後の高齢者人口や要介護認定者数の増加見込みから、平成26年度時点における、要介護4・5で居場所が「在宅・病院」である入所(入居)の緊急度が高いと思われる方を461人と見込み、グループホームの申込者のうち要介護2・3で居場所が「在宅・病院」であった55人分を加えた516人分の入所(入居)先の確保のため、522床分の整備を計画し、圏域ごとのサービス提供基盤の状況や事業者意向調査などを総合的に勘案して施設種別や圏域ごとの整備計画を次のとおりとし、前期計画と同様に公募により事業者を選定することとします。

○第5期介護保険事業計画における施設・居住系サービスの施設整備の見込み

施設種別	圏域	第4期計画				第5期計画						平成26年度末見込み				
		整備実績		平成23年度末見込み		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計		箇所数	定員数	
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数			
(介護保険3施設)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	-	1	50	13	993			-	200			-	200	-	1,193
	介護老人保健施設	-			9	1,088							0	0	9	1,088
	介護療養型医療施設	-			6	246							0	0	6	246
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設 (29人以下特別養護老人ホーム)	合計			1	20			3	87			3	87	4	107
		西部			0	0			1	29			1	29	1	29
		中央部			0	0			1	29			1	29	1	29
		東央部			0	0							0	0	0	0
		北東部			1	20			1	29			1	29	2	49
		北部			0	0							0	0	0	0
		東部			0	0							0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	合計	3	54	40	736	5	90					5	90	45	826
		西部			5	126							0	0	5	126
		中央部	1	18	11	180							0	0	11	180
		東央部	1	18	7	126	2	36					2	36	9	162
		北東部			10	160	2	36					2	36	12	196
		北部			5	108							0	0	5	108
		東部	1	18	2	36	1	18					1	18	3	54
	地域密着型 特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型 有料老人ホーム等)	合計	5	145	7	203	5	145					5	145	12	348
		西部	1	29	1	29	1	29					1	29	2	58
		中央部	1	29	2	58	1	29					1	29	3	87
		東央部			1	29	1	29					1	29	2	58
		北東部	2	58	2	58	1	29					1	29	3	87
		北部	1	29	1	29	1	29					1	29	2	58
		東部			0	0							0	0	0	0
サービス 居宅 サービス	混合型 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)		4	300 (150)	13	874						0	0	13	874	
施設・居住系サービス合計			13	549 (399)	89	4,160	10	235	-	287	0	0	-	522	-	4,682

※1 第4期の整備実績は、整備中であるもの(見込み)を含み、療養病床の転換によるものは除いている。

※2 第5期における地域密着型を含む特別養護老人ホームの整備年度については、補助金や設計協議等に期間を要することから、平成25年度としている。

※3 混合型特定施設入居者生活介護の第4期実績の()内は、利用定員(要支援・要介護者数)を記載している。

3) 介護保険サービス量の見込み

高齢者人口および要介護（要支援）認定者数の推計と利用実績からサービス種別ごとに年間のサービス量等を見込み、各サービスともに高齢者人口の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されるため、サービス量は概ね増加するものとしています。

4) 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態（要介護状態等）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を実施します。

① 介護予防事業

ア 二次予防事業

要介護状態等となるおそれの高い高齢者を基本チェックリストを含む生活機能評価の実施により早期に把握（二次予防事業対象者把握事業）し、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」を行う通所型介護予防事業のほか、保健師等が居宅を訪問する訪問型介護予防事業を実施しています。

- ・二次予防事業対象者把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

※平成25年度は基本チェックリストの配布により把握

イ 一次予防事業

介護予防に関する知識の普及啓発のため、すべての高齢者を対象として、講演会や健康教育、健康相談等を実施するほか、地域で積極的に介護予防に取り組む地域組織や人材の育成と支援を行います。

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業

② 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域包括支援センターが中心となり、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的かつ継続的に支援します。

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談・支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

③ 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業
- ・家族介護支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・住宅改修支援事業
- ・地域自立生活支援事業 等

5) 介護保険制度の円滑な推進

① 介護サービス提供基盤の確保

計画の内容やサービス提供事業所の詳細な情報，事業者の公募や活用できる補助金等についての周知を図ります。

② 人材の育成・確保

介護保険サービス事業所の職員対象の研修会やケアマネジャーに対する定期的な研修・指導を実施します。

③ サービス提供事業者への支援・指導

地域密着型サービス事業所のほか，北海道から移行となる居宅サービス事業所などの指定監督業務などを通じ，指導・助言に努めます。

④ 低所得者対策

ア 介護保険料の減免

生活困窮者保険料軽減制度を引き続き実施します。

イ 利用者負担の軽減

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置，社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援を引き続き実施します。

⑤ 介護認定の公平性・公正性の確保

ア 訪問調査

国や道の研修のほか，市独自の研修を実施するなど，訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図ります。

イ 介護認定審査会

公平で統一性が保たれた判定を行うための研修の充実のほか，より迅速な判定を行える審査体制の整備を進めます。

⑥ 介護給付適正化事業の実施

認定調査状況のチェック，ケアプランの点検，住宅改修等の点検，サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を引き続き実施します。

(8) 計画の推進に向けて

1) 相談体制・情報提供

地域包括支援センターや市の高齢者・介護総合相談窓口，福祉サービス苦情処理制度など，窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めるほか，介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて広く周知を図ります。

2) 関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生委員や町会、社会福祉協議会などとのネットワークの充実、連携を図ります。

3) 計画の進行・管理

「函館市福祉計画策定推進委員会」や各種協議会等の開催によりご意見をいただき、その後の施策の反映に努めます。

3 介護保険

(1) 介護保険制度の概要

① 制度導入の目的

介護保険制度は、本格的な高齢社会を迎え、介護が必要となっても、その状態に応じて各種サービスを自ら選択して総合的に利用することにより、地域で自立した生活を送ることができるよう、これまで本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合うための新しい社会保険制度として平成12年4月からスタートしました。

② 要支援高齢者等の推計 (「第5期函館市介護保険事業計画」における推計値)

(単位：人)

区分	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	277,160	273,922	270,578
65歳以上人口	78,779	80,844	83,214
高齢化率	28.4%	29.5%	30.8%
要支援者・要介護者 (対65歳以上人口)	17,398 (22.1%)	18,482 (22.9%)	19,529 (23.5%)
在宅サービス対象者	15,157	16,141	17,086
要支援1	3,533	3,748	3,946
要支援2	2,619	2,739	2,855
要介護1	2,720	2,877	3,016
要介護2	2,312	2,570	2,834
要介護3	1,546	1,584	1,615
要介護4	1,148	1,183	1,219
要介護5	1,279	1,440	1,601
施設サービス対象者	2,242	2,342	2,442
介護老人福祉施設	997	1,097	1,197
介護老人保健施設	992	992	992
介護療養型医療施設	253	253	253

③ 要介護認定の状況（平成 25 年 5 月末現在）

（単位：人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	3,814	2,555	3,217	2,344	1,820	1,784	1,818	17,352
65歳以上 75歳未満	562	422	440	349	210	213	220	2,416
75歳以上	3,252	2,133	2,777	1,995	1,610	1,571	1,598	14,936
第2号被保険者	42	70	78	77	53	43	49	412
合 計	3,856	2,625	3,295	2,421	1,873	1,827	1,867	17,764

④ 制度の概要

制度の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること ・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること ・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと ・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと
運 営 主 体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	40歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 65歳以上の方 ・ 第2号被保険者 40歳～64歳の方
サービ スの利 用	介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方 ・ 第2号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16疾病）により、介護や生活支援が必要な方
サービ スの利 用者 負 担	原則として、かかった費用の1割を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。

(2) 介護保険サービス

介護保険のサービスは、在宅サービスが 14 種類、地域密着型サービスが 8 種類、施設サービスが 3 種類です。

① 在宅サービス（平成 25 年 3 月 31 日現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	88(87)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	7(7)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	17(17)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	11(9)
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴、食事、機能訓練等	73(73)
通所リハビリテーション	老人保健施設、医療機関などでの機能訓練等	16(15)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	24(22)
短期入所療養介護	老人保健施設、医療機関などへの短期入所	11(9)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	13(13)
福祉用具貸与	車いす、ベッドなどの福祉用具の貸与	21(21)
福祉用具購入費支給	入浴、排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度 10 万円)	21(21)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給(限度 20 万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等(利用者負担なし)	90 (6)

※ 事業者数欄の () 内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 24 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		延利用回数	1人当たり利用回数
在宅サービス利用者	108,551人	9,046人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人当たり利用回数
訪問介護	6,701人	754,635回	2.2回/週
訪問入浴	343人	9,572回	0.5回/週
訪問看護	1,150人	53,968回	0.9回/週
訪問リハビリテーション	382人	30,991回	1.6回/週
通所介護	6,339人	357,727回	1.1回/週
通所リハビリテーション	1,992人	122,416回	1.2回/週
短期入所	2,020人	106,946回	1.0日/週

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
特定施設入居者生活介護	9,015 人	751 人

② 地域密着型サービス（平成 25 年 3 月 31 日現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	3(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	2(-)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	5(5)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	13(13)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援2以上）	44カ所(44) 90ユニット
複 合 型 サ ー ビ ス	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	1(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	10(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	1(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 24 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		実利用者数	延利用回数
サービス利用者	3,257 人	271 人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人あたり利用回数
定期巡回・随時対応型サービス	6 人	319 回	1.0 回/週
夜間対応型訪問介護	58 人	3,528 回	1.2 回/週
認知症対応型通所介護	80 人	5,467 回	1.3 回/週
小規模多機能型居宅介護	356 人	55,030 回	3.0 回/週
複 合 型 サ ー ビ ス	0 人	0 回	0.0 回/週

サービスの利用状況	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
認知症対応型共同生活介護	8,723 人	727 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,368 人	197 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	227 人	19 人

③ 施設サービス（平成 25 年 3 月 31 日現在）

区分	内容	施設数	定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な 方が入所する施設	13	993 人
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケ アが必要な方が入所する施設	9	1,088 人
介護療養型医療施設 （療養型病床群等）	長期の治療を必要とする方のために、介護 職員が手厚く配置された医療機関の病床	6	246 人

※ 施設サービスの利用は、要介護 1 以上の方です。

サービスの利用状況（平成 24 年度実績）

区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数
介護老人福祉施設	11,973 人	998 人
介護老人保健施設	11,705 人	975 人
介護療養型医療施設	2,655 人	221 人

(3) 利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則としてかかった費用の 1 割を負担していただきますが、低所得者に対しては、各種軽減措置があります。

① 利用者負担軽減の状況（平成 24 年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 （障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定 率負担額が 0 円だった方の利用者負担を全額免除）	0 人	0 人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 （利用者負担額（1 割分）を 50%または 25%軽減 生活保護受給者の食費・居住費を 100%軽減）	1,526 人	127 人
負担額限度額対象者 （施設入所者の食費の一部負担軽減）	36,160 人	4,502 人
特定負担額限度額対象者 （特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減）	540 人	45 人
高額介護（介護予防）サービス費支給対象者 （月額利用者負担の一定額以上を給付）	30,591 人	2,549 人

(4) 保険料

保険料は、65歳以上の方（第1号保険料）と40歳から64歳までの方（第2号保険料）では異なります。

① 第1号保険料

第1号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて、6段階に分けられています。

ア 段階別の保険料（平成24年度～平成26年度）

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
要 件	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 	<ul style="list-style-type: none"> 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税非課税 	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税 	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税
	世帯全員が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	世帯の中に市民税課税者がいる世帯	本人の合計所得金額が190万円未満	本人の合計所得金額が190万円以上
算 定 式	基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
月額保険料	2,510円	2,510円	3,765円	5,020円	6,275円	7,530円

※ 基準額 5,020円

(平成25年5月末現在)

被 保 険 者 数						
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 (基準額)	第5段階	第6段階	計
5,058人 (6.4%)	18,760人 (23.6%)	12,143人 (15.3%)	16,852人 (21.2%)	18,204人 (22.9%)	8,415人 (10.6%)	79,432人 (100%)

※ 4・5月に資格取得した者を除く

イ 平成24年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特 別 徴 収	普 通 徴 収	滞 納 繰 越 分	合 計
調 定 額	3,817,775	563,181	77,930	4,458,886
収 入 済 額	3,822,872	503,204	20,659	4,346,735
収 納 率	100.1%	89.4%	26.5%	97.5%

ウ 低所得者などに対する保険料の軽減等

- ・ 災害、失業、その他の事情で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予するなどの制度があります。
- ・ 第3段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成13年度（10月）

内 容 保険料第3段階で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方を第1段階の保険料に軽減します。

② 第2号保険料

第2号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

(5) 地域支援事業

① 通所型介護予防事業

開始年度 平成18年度

内 容 要介護・要支援状態となるおそれの高い高齢者について、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」のプログラムを通所により行い、状態の改善を図ります。

実施施設 市内13事業所

平成25年度予算額 9,819千円

② 生活管理指導員派遣事業

開始年度 平成12年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定されたが、支援が必要な方を対象に生活管理指導員を派遣し、日常生活における必要な支援・指導を行います。

実施施設 訪問介護事業所70事業所

平成25年度予算額 8,867千円

③ 生活管理指導短期宿泊事業

開始年度 平成12年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定されたが、支援が必要な方を対象に、一定期間（原則7日以内）短期入所生活介護施設等に宿泊させ、生活習慣の指導や体調調整を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等28施設

平成25年度予算額 209千円

④ 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域(6 圏域)に 1 か所ずつ地域包括支援センターを設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・介護予防事業や予防給付に関する介護予防ケアマネジメント事業
- ・地域のネットワーク構築，高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談・支援事業
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護事業
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

平成 25 年度予算額 246,474 千円

⑤ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に開放し、日帰り交流・宿泊交流に参加してもらい、介護者相互の交流等により心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

委 託 先 (社福) 函館市社会福祉協議会

平成 25 年度予算額 928 千円

⑥ 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービスを利用しなかった方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

平成 25 年度予算額 500 千円

⑦ 在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定された方を在宅（介護保険施設以外への入院含む）で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 6,250 円まで）を給付します。

平成 25 年度予算額 14,158 千円

⑧ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成8年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰，心身の障がい等の理由により，食事の調理が困難な世帯を訪問し，定期的に食事を提供するとともに，当該利用者の安否の確認を行います。

委託先 社会福祉法人および民間事業者4事業者

年 度	22	23	24
延利用食数	84,150	67,718	53,853

平成25年度予算額 29,052千円

⑨ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成8年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう，生活援助員が生活相談，助言，安否の確認，各種情報の提供，緊急時の対応，一時的な疾病等の対応，関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地4号棟（40戸）

平成25年度予算額 2,536千円

(6) 認知症対策

高齢社会の進展に伴い認知症高齢者が増加していることから，認知症に関する知識と理解を高めるとともに，介護に携わる家族や介護関係者の介護の質の向上を目的とする施策をはじめ，関係機関の連携のもと予防から早期発見・早期対応，介護までの一貫した施策の充実を図るための事業を実施します。

① 家族のための認知症介護講座

開始年度 昭和60年度

内 容 認知症高齢者を介護している家族が，認知症に関する知識を得て理解を深めるとともに，介護の経験などの情報交換などにより，具体的な介護方法を学ぶことを目的に開催します。

実施状況

区 分	実施回数	延人員
年 度		
22	6	57
23	6	50
24	6	57

平成25年度予算額 124千円

② 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」

開始年度 平成9年度

内 容 徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的に連絡通報、保護体制のシステムを実施します。

保護状況

区 分 年 度	実 人 員	延 人 員
22	40	43
23	22	23
24	5	5

③ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成18年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

区 分 年 度	実施回数	延 人 員
22	30	876
23	26	844
24	21	653

平成25年度予算額 120千円

④ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成16年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で、一定の要件に該当する方に、市長申立てを行うほか、成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

年度/区分	市長申立件数	申立費用助成件数	報酬助成件数
22	1	0	0
23	2	1	0
24	4	2	1

平成25年度予算額 2,028千円

4 高齢者福祉サービスの推進

① 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課， 亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

椴法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

活動状況（平成24年度）

区分	生活管理指導 員派遣		生活管理指導 短期宿泊		生きがい活動 支援通所		生活援助員派 遣		食の自立支援 事業	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	114	-	22	7	79	-	90	-	264	-
亀田	48	-	3	-	98	-	16	-	62	-
戸井	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
恵山	15	-	-	-	47	-	4	-	-	-
椴法華	-	-	20	-	6	-	1	-	6	-
南茅部	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-
計	177	-	45	7	233	-	113	-	332	-

区分	ショートステ イ		緊急通報システム 設置		家族介護用品 給付等		リフォーム助 成		老人ホーム入 所	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	268	-	544	52	117	2	31	3	189	-
亀田	46	-	212	4	98	-	58	16	53	-
戸井	-	-	12	-	4	-	-	-	-	-
恵山	21	-	30	-	10	-	-	-	2	-
椴法華	3	-	11	-	-	-	4	-	6	-
南茅部	5	-	10	-	-	-	-	-	-	-
計	343	-	819	56	229	2	93	19	241	-

活動状況つづき（平成 24 年度）

区分	在宅介護相談		保健・医療相談		その他		合計	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	1,301	194	48	-	557	-	3,665	258
亀田	763	-	115	-	401	-	1,973	20
戸井	258	-	-	-	33	-	309	-
恵山	4	-	2	-	38	-	173	-
楸法華	157	-	-	-	3	-	217	-
南茅部	166	-	-	-	2	-	186	-
計	2,649	194	165	-	1,034	-	6,473	278

平成 25 年度予算額 411 千円

費用の負担 全額市費負担

② 高齢者等在宅生活支援事業

1) 配食サービス事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 楸法華地区におけるひとり暮らしの高齢者等で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

委 託 先 （社福）函館市社会福祉協議会

平成 25 年度予算額 6,900 千円

費用の負担 全額市費負担

2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者に対し、衛生管理のための寝具の乾燥消毒等を行います。

委 託 先 （公社）函館市シルバー人材センター，（社福）函館市社会福祉協議会

平成 25 年度予算額 314 千円

費用の負担 全額市費負担

3) 外出支援サービス事業

開始年度 平成7年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

委 託 先 (社福) 函館市社会福祉協議会

平成25年度予算額 6,032千円

費用の負担 全額市費負担

4) 除排雪サービス事業

開始年度 平成7年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

委 託 先 (公社) 函館市シルバー人材センター、函館建築板金事業協同組合
(社福) 函館市社会福祉協議会

平成25年度予算額 1,736千円

費用の負担 全額市費負担

5) 訪問(電話)安否確認サービス事業

開始年度 平成13年度

内 容 南茅部地区のひとり暮らしの高齢者等に対し、協力員が電話により、対話を通して孤独感の解消、安否の確認、各種相談を行います。

※本庁の訪問安否は、平成23年4月より委託事業から補助事業へ移行。

委 託 先 (社福) 函館市社会福祉協議会

平成25年度予算額 520千円

費用の負担 全額市費負担

実施状況

区 分 / 年 度	22	23	24
配 食	延 16,578食	延 16,284食	延 16,075食
寝具洗濯乾燥消毒	延 149件	延 102件	延 108件
外 出 支 援	延 4,093人	延 3,570人	延 4,395人
除 排 雪	延 660件	延 1,284件	延 1,265件
訪問(電話)安否確認	6,011世帯	155世帯	155世帯

③ 高齢者生活援助員派遣事業

開始年度 平成12年度

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的軽易な生活援助サービスを行います。

委 託 先 (公社) 函館市シルバー人材センター、(社福) 函館市社会福祉協議会

平成25年度予算額 165千円

費用の負担 全額市費負担

④ 生きがい活動支援通所事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定されたが支援が必要な方を対象に、デイサービスセンターにおいてレクリエーションや日常動作訓練などを行います。

実施施設 デイサービスセンター56 か所

平成 25 年度予算額 15,377 千円

費用の負担 全額市費負担

⑤ 生活管理指導短期宿泊事業（楸法華地区）

開始年度 平成 12 年度

内 容 楸法華地区における高齢者で、要介護認定において「非該当」と認定された方を、一定期間（原則 7 日以内）養護老人ホーム等に入所させ、生活習慣の指導や体調調整を図ります。

委 託 先 （社福）函館市社会福祉協議会

平成 25 年度予算額 1,201 千円

費用の負担 全額市費負担

⑥ ショートステイ事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の支給限度額を超える短期入所が必要な方を対象に、一定期間短期入所生活介護施設等へ入所させ、介護を行います。

実施施設 短期入所生活介護施設等 29 施設

平成 25 年度予算額 2,891 千円

費用の負担 全額市費負担

⑦ 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配付し、万一の際の救命活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準じる世帯

平成 25 年度予算額 445 千円

費用の負担 全額市費負担

配付状況 16,210 本(平成 24 年度末現在)

⑧ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

開始年度 平成4年度

内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより、日常生活における不安感を取り除き、安心して生活ができるようにします。

対 象 者 おおむね65歳以上の者で、次の条件のいずれかを満たす者。

ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方

イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方

ウ ア、イの要件を満たさない85歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方

エ ひとり暮らし以外でも、ア、イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備 緊急通報 …… 消防本部

相談通報 …… 保健福祉部高齢福祉課

端末機の
整備状況

年 度	22	23	24
新規設置台数	264	252	328
年度末設置台数	1,917	1,959	2,030

平成25年度予算額 41,812千円

費用の負担 全額市費負担

⑨ いきいき住まいリフォーム助成事業

事業開始 平成6年度

内 容 身体機能が低下した高齢者や重度の身体障がい者などが、車イスや補装具等を使用して日常生活を送ることができるよう、住宅を改造(バリアフリー化)する費用の一部を助成します。(前年の所得税が課税されていない世帯が対象)

対象工事 玄関、廊下、浴室、便所、洗面所等の段差解消、手すり取付、ドアの取替等の部分的な改造工事

助 成 額 改造工事に要する費用の3分の2、上限50万円。

(ただし、介護保険制度や障害者福祉制度の助成額を除く。)

実施状況

年 度	22	23	24
利用件数	7	2	7

平成25年度予算額 2,436千円

費用の負担 全額市費負担

⑩ 在宅福祉ふれあい事業

開始年度 平成3年度

内 容 「函館市在宅福祉ふれあい基金」の運用から生ずる益金等をもって、地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に助成し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

基金の額 1,427,041,463円（平成25年3月末日現在）

実施主体 （社福）函館市社会福祉協議会

事業内容 ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業
町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等
イ ボランティア団体が行う福祉活動の支援に関する事業
ボランティア活動を実践している団体に対する援助
ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康、生きがいづくりの推進に関する事業
老人花園菜園活動、世代間交流活動等
エ 在宅福祉ふれあい事業の促進に関する事業
ボランティア等の育成、地域における福祉活動の普及・啓発等

補助率 対象経費の10分の9および10分の10

平成25年度予算額 35,809千円

⑪ 生活支援ハウス運営事業

開始年度 平成13年度

内 容 独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援します。

施設数 3施設

平成25年度予算額 42,980千円

費用の負担 全額市費負担

⑫ 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度 平成17年度（※中核市移行により平成17年10月北海道から移管）

内 容 老人福祉の増進を図るため、函館市に所在する軽費老人ホームに対し、運営費の補助をします。

施設数 5施設

平成25年度予算額 130,696千円

費用の負担 全額市費負担

⑬ 在日外国人高齢者福祉給付金

事業開始 平成7年度（平成9年度改正）

内 容 年金制度上，老齢を支給事由とする公的年金の受給要件を満たすことができない方に福祉給付金を支給します。

対 象 者 函館市に住所を有する，大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた在日外国人等の方。

支 給 額 月額12,000円

支給状況

年 度	22	23	24
支給者数（人）	2	1	1

平成25年度予算額 予算計上なし

費用の負担 月額10,000円の道費補助があります。

5 高齢者の生きがいつくりの推進

① 長寿祝状

事業開始 平成24年度（敬老祝金は平成23年度で廃止）

内 容 永年，社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うため，寿賀を迎える年度に祝状を贈呈します。

平成25年度予算額 319千円

費用の負担 全額市費負担

② 高齢者交通料金助成事業

事業開始 平成24年度（交通機関乗車料金助成は平成23年度で廃止）

内 容 70歳以上の高齢者が，函館市企業局および函館バス㈱が販売する乗車カードを購入する際に，購入額の一部を助成します。

対 象 者 函館市に住所を有する満70歳以上の高齢者
（障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。）

助成方法 額面千円と5千円の乗車カードを半額で購入することができる「高齢者交通料金助成券」を1年度につき1冊6,000円分（500円券12枚綴）を交付します。

平成25年度予算額 176,322千円

費用の負担 全額市費負担

③ 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度

内 容 旧恵山町，旧椴法華村および旧南茅部町地区において，所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより，高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については，各地区毎で異なります。なお，旧恵山町地区においては，障がい者，母子家庭の方への優待も行っています。

平成 25 年度予算額 7,863 千円

費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

④ 老人クラブ設備品貸与事業

事業開始 昭和 35 年度（平成 24 年度改正）

内 容 新設の老人クラブに対し，設立に必要な設備品を貸与します。

平成 25 年度予算額 300 千円

費用の負担 全額市費負担

⑤ 老人クラブ運営費補助事業

事業開始 昭和 38 年度

内 容 高齢者の知識および経験を生かし，生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ，老後の生活を豊かなものにするるとともに，明るい長寿社会づくりを目的に，老人クラブに運営費を補助します。

会員数の
状 況

区分 / 年度	22	23	24
クラブ数	127	122	122
会員数（人）	8,876	8,296	7,943

補 助 額 1 クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,300 円（平成 24 年度改正）
（平成 23 年度 均等割 10,000 円＋会員割 1,300 円）

平成 25 年度予算額 12,765 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

⑥ 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 高齢者の社会活動を促進するため，老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。

平成 25 年度予算額 8,197 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

⑦ 焼物教室開催事業

事業開始 昭和 48 年度

内 容 焼物教室を通して情操を高めるとともに、参加者相互の親睦を深めることを目的に開催します。

実施施設 特別養護老人ホーム函館共愛会愛泉寮

実施状況 開催期間：5 月～10 月（毎週 1 回）開催回数：20 回

年 度	22	23	24
受講者数（人）	54	55	72

平成 25 年度予算額 937 千円

費用の負担 全額市費負担

⑧ 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和 41 年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9 月を中心とする 1 か月間

(平成 24 年度) 会場：市役所 1 階市民ホール

出品参加者 1, 158 人

平成 25 年度予算額 8 千円

費用の負担 全額市費負担

⑨ 老人福祉大会

開始年度 昭和 49 年度

内 容 多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛するとともに、その長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する関心と理解を深め、また、高齢者の生活向上の意欲を高めることを目的として開催します。

主 催 函館市老人クラブ連合会

主な行事 老人福祉功労者等の表彰および講演

参加者 約 800 名（平成 24 年度）

⑩ 老人福祉センター

高齢者（60歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師や医師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人福祉センター	谷地頭老人福祉センター
所 在 地	湯川町1丁目7番26号	谷地頭町13番18号
種 別	A型	A型
敷地面積	2,500㎡	1,304.67㎡
建 物	ブロック造平屋建670.53㎡	鉄筋コンクリート造2階建958.86㎡
総工費	57,080千円	560,804千円
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和49年1月19日 平成11年8月1日移転改築
入浴設備	温泉を使用	温泉を使用
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時30分～午後4時30分
料 金	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	金曜日

区 分	美原老人福祉センター	総合福祉センター-内老人福祉センター
所 在 地	美原1丁目29番19号	若松町33番6号
種 別	A型	B型
敷地面積	2,463.90㎡	総合福祉センター2階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	鉄骨造平屋建824.58㎡	
総工費	223,770千円	—————
開設年月日	昭和56年4月8日	平成6年4月1日
入浴設備	沸かし湯	無
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時～午後5時
料 金	無 料	無 料
休 館 日	火曜日	月曜日

利用状況（続き）

年 度	21		22	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯 川	87,472 (80,134)	301 (277)	82,291 (75,452)	282 (258)
谷 地 頭	82,951 (80,420)	284 (275)	86,539 (84,209)	295 (287)
美 原	77,785 (69,884)	266 (239)	69,677 (62,927)	238 (215)
総合福祉センター内	67,258	218	61,375	199
計	315,466 (230,438)	1,069 (789)	299,882 (222,588)	1,014 (760)

年 度	23		24	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯 川	77,037 (68,713)	263 (235)	69,129 (60,896)	238 (209)
谷 地 頭	73,672 (71,073)	252 (243)	62,412 (60,203)	214 (206)
美 原	67,424 (58,847)	229 (200)	66,669 (58,143)	228 (198)
総合福祉センター内	65,897	214	61,407	199
計	284,030 (198,633)	958 (678)	259,617 (179,242)	879 (613)

平成 25 年度予算額 107,827 千円（総合福祉センター内センターの経費は除く。）

費用の負担 全額市費負担

6 要援護高齢者対策の推進

① 養護老人ホーム

施設の目的 65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

措置状況

(平成25年4月1日現在)

区 分	施設数	男	女	計
市 内 施 設	2 か所	36 人	225 人	261 人
市 外 施 設	8	10	54	64
計	10	46	279	325

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），ひのき荘（江差町），静山荘（札幌市），緑風苑（旭川市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），慶和園（京極町）

平成 25 年度予算額 570,796 千円

費用の負担 全額市費負担

② 要援護高齢者等対策事業

事業開始 平成 22 年度

内 容 (1) 要援護高齢者対策ネットワーク協議会

高齢者虐待防止および高齢者見守りネットワーク事業の推進について、関係機関との連携を図るため、司法関係者、学識経験者等各分野の専門家や、行政、医療関係、介護関係、警察等関係機関・団体の代表者が集まり、情報交換、連携のあり方および役割分担について協議する。（年 2 回開催）

(2) 高齢者虐待の防止および孤立防止にかかる普及啓発

- ・講演会の開催
- ・リーフレットの作成・配付
- ・パネル展の開催

平成 25 年度予算額 733 千円

③ 高齢者虐待への対応

内 容 高齢者虐待防止法に基づき、市の責務として関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実 績 ○養護者による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	22	23	24
通報件数	51	62	92
虐待と判断	31	45	48
虐待ではない	9	12	20
判断に至らず	10	6	23

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

実績（続き）○養介護施設従事者等による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	22	23	24
通報件数	0	3	12
虐待と判断	0	1	1
虐待ではない	0	2	6
判断に至らず	0	0	3

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

④ 高齢者見守りネットワーク事業

事業開始 平成20年度

内 容 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の「孤立」を防ぐための見守り体制を構築するとともに、地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域づくりを推進する。

実施状況 ○平成24年8月、高齢者単身世帯について、市内全域の実態把握終了。

- ・高齢者単身世帯数 26,310人（住民基本台帳により抽出）
- ・実態把握対象者数 5,489人（うち、孤立の心配がある高齢者）
- ・実態把握実施者数 3,211人（うち、訪問により実態把握できた数）
- ・実態把握未実施者数 2,278人（実態把握できなかった数）

※実態把握により、新たに何らかの見守り（サービスの利用など）につながった高齢者 282人

○平成25年3月から、高齢者のみ世帯に対象者を拡大し、実態把握開始。

生活保護

1 生活保護制度のあらまし

憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度の1つとして制定されたものです。

生活保護制度の基本原則として

① すべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護と最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする「国家責任による最低生活保障」の原理

② 法の定める要件を満たす限り、すべての国民が保護を受けることができる「保護請求権無差別平等」の原理

③ 「健康で文化的な生活水準を維持することができる最低生活保障」の原理

④ 真に不足する部分を保護する「保護の補足性」の原理

の4つがあります。この保護の補足性については、保護開始の要件として次の3要件があります。

ア 本人のもつ資産、能力その他あらゆるものを活用すること。

イ 民法に定める扶養義務者の扶養義務の履行を保護に優先させること。

ウ 他の法律に定める給付を優先すること。

これらの手段を講じてもなお生活に困るときに、はじめて生活保護が開始されます。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要です。これは本人またはその扶養義務者その他の同居の親族による申請のことです。(ただし、急迫した状況の場合は職権による保護ができます。)

この申請に基づき、世帯を単位として、国の基準により困窮の程度に応じて必要な扶助額を決定します。

(2) 保護の種類

現行では次の8種類で、必要に応じ1つまたは2つ以上の組み合わせにより保護が行われます。

① 生活扶助……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用

② 住宅扶助……家賃、家屋の補修、その他住宅の維持のために必要な費用

③ 教育扶助……教材、学用品、給食その他義務教育に必要な費用

④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用

⑤ 介護扶助……要介護者、要支援者の介護のために必要な費用

⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）

⑦ 生業扶助……生業に必要な資金、器具、資材および技能習得に必要な費用

⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは、医療扶助および介護扶助を除き原則として金銭給付です。生活扶助は居宅を

原則としますが、状況によって各種の施設や病院などに入所(院)して行うことができます。

(3) 保護の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその世帯の最低生活費とその世帯の得た収入から必要な控除を行い、その結果で保護の要否が判断され、保護費が決められます。したがって、世帯を構成する人員、年齢などにより一様ではなく、種類もそれぞれ異なります。

(4) 被保護者の権利および義務

- ① 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）…正当な理由なくして保護は変更されない。
- ② 公課の禁止（生活保護法第57条）…保護金品に対する租税その他公課は課せられない。
- ③ 差し押さえの禁止（生活保護法第58条）…保護金品またはこれを受ける権利の差し押さえ禁止。
- ④ 譲渡の禁止（生活保護法第59条）…保護を受ける権利の譲渡禁止。
- ⑤ 生活上の義務（生活保護法第60条）…常に能力に応じ勤労に励み、支出の節約を図り生活の維持、向上に努めること。
- ⑥ 届出の義務（生活保護法第61条）…生計の状況または居住地、世帯構成に変動のあったときは届け出ること。
- ⑦ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）…保護を受けたときは、必要な指導・指示および収容施設の規定に従うこと。
- ⑧ 費用返還義務（生活保護法第63条）…急迫の場合等に保護を受けたとき、事後に返還命令があった場合は速やかに返還すること。

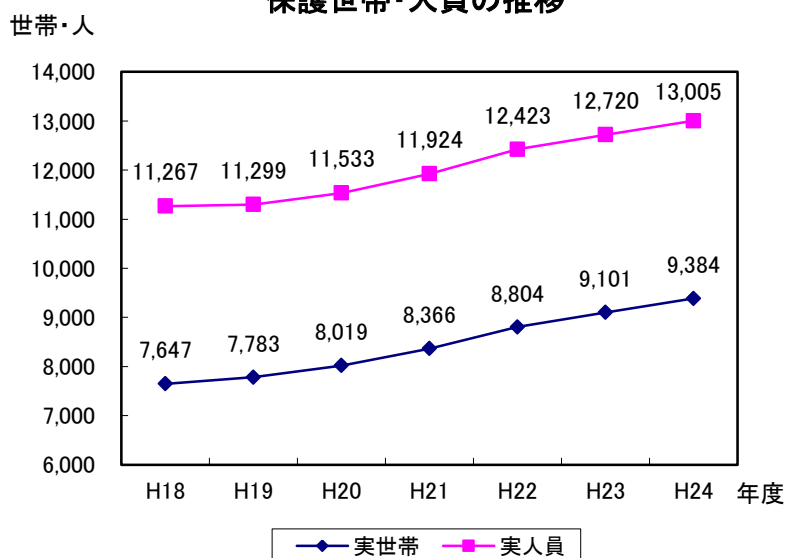
2 生活保護の状況

(1) 保護人員および年間保護費の推移

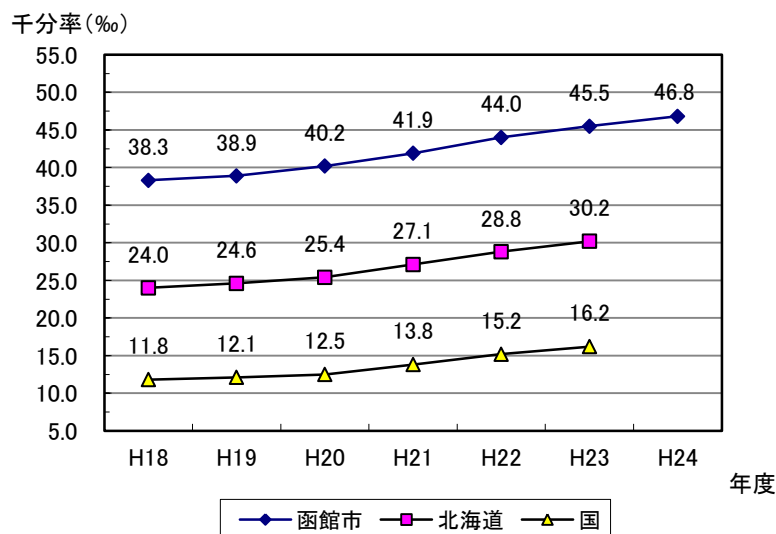
区分	全人口 (9月末)		被保護(月平均)				年間保護費		保護率 (%)
			実世帯		実人数				
年度	人口	指数	世帯	指数	人員	指数	決算(千円)	指数	
22	282,089	100.0	8,804	100.0	12,423	100.0	20,522,499	100.0	44.0
23	279,515	99.1	9,101	103.4	12,720	102.4	20,973,653	102.2	45.5
24	277,725	98.5	9,384	106.6	13,005	104.7	21,551,546	105.0	46.8

※ 保護率(%) = 実人員 ÷ 全市人口 × 1,000

保護世帯・人員の推移



保護率の推移



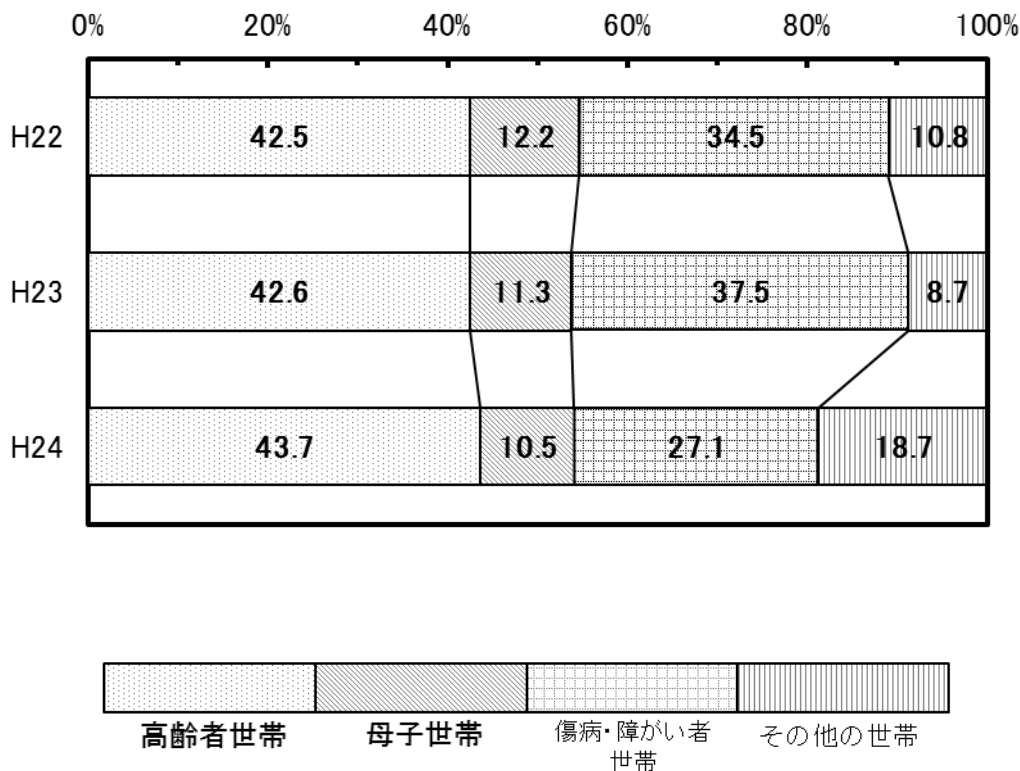
(2) 扶助別保護人員の推移（月平均）

年度	区分	保護 世帯数	保護 人員	扶助別人員					
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	他の扶助
22	人員	8,804	12,423	11,763	11,182	1,169	1,259	10,975	494
	指数	100	100	100	100	100	100	100	100
23	人員	9,101	12,720	11,865	11,207	1,154	1,463	11,152	499
	指数	103.4	102.4	100.9	100.2	98.7	116.2	101.6	101
24	人員	9,384	13,005	12,043	11,497	1,145	1,640	11,429	497
	指数	106.6	104.7	102.4	102.9	97.9	130.3	104.1	100.6

(3) 被保護世帯類型の推移（月平均）

年度	高齢者世帯		母子世帯		傷病障がい者世帯		その他世帯		計		停止 世帯
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
22	3,736	42.5	1,071	12.2	3,042	34.5	951	10.8	8,800	100.0	4
23	3,870	42.6	1,025	11.3	3,412	37.5	787	8.7	9,094	100.0	7
24	4,095	43.7	987	10.5	2,543	27.1	1,749	18.7	9,374	100.0	10

保護世帯の構成



(4) 被保護世帯労働力類型（月平均）

区分 年度	世帯主が働いている世帯①						世帯員が働いている世帯②		①+②		非稼働世帯		計	
	常用	日雇	内職	その他	計		世帯数	構比	世帯数	構比	世帯数	構比	世帯数	構比
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	構比								
22	972	22	14	18	1,026	11.7	193	2.2	1,219	13.9	7,581	86.1	8,800	100.0
23	983	21	11	8	1,023	11.2	212	2.3	1,235	13.6	7,859	86.4	9,094	100.0
24	1,011	21	15	12	1,059	11.3	220	2.3	1,279	13.6	8,095	86.4	9,374	100.0

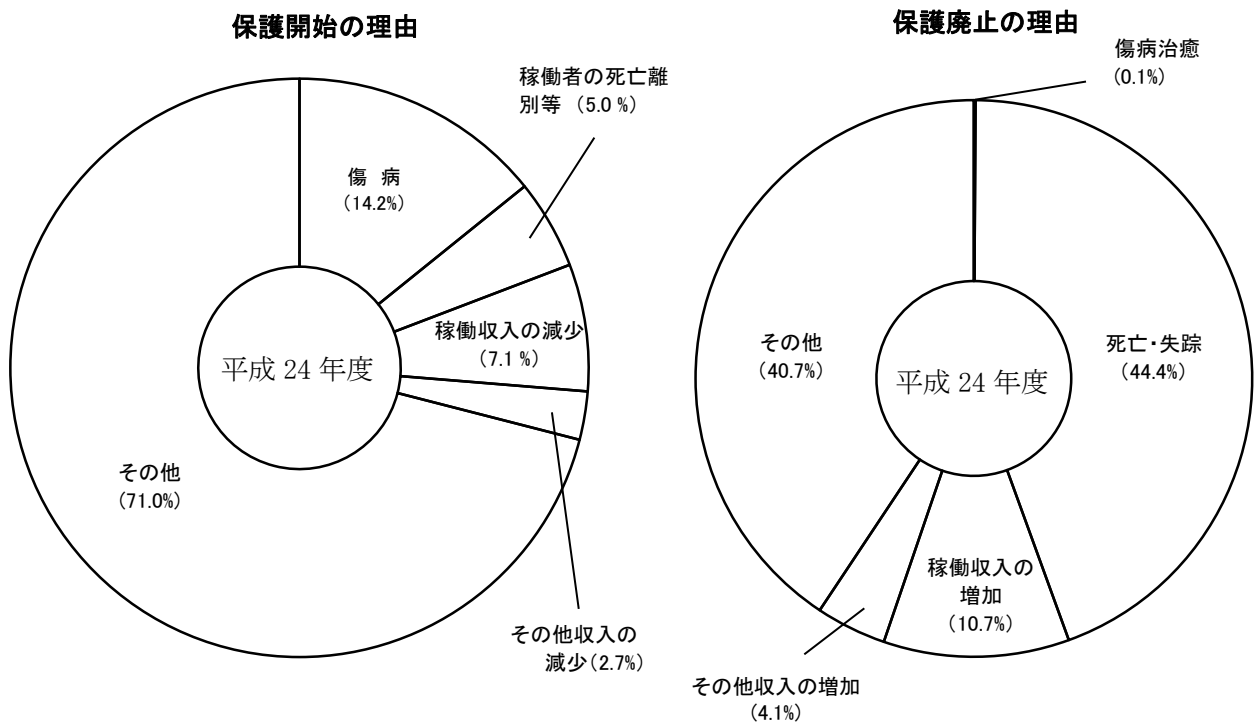
(5) 人員構成別世帯数の推移

(各年7月年次調査)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上世帯	計
22	世帯数	6,287	1,599	477	195	59	18	5	8,640
	構比(%)	72.8	18.5	5.5	2.2	0.7	0.2	0.1	100.0
23	世帯数	6,555	1,623	506	197	60	14	6	8,961
	構比(%)	73.2	18.1	5.6	2.2	0.7	0.1	0.1	100.0
24	世帯数	6,842	1,658	498	192	47	20	6	9,263
	構比(%)	73.8	17.9	5.4	2.1	0.5	0.2	0.1	100.0

(6) 保護の開始・廃止の理由別状況

区分		22			23			24		
		延件数	月平均	比率	延件数	月平均	比率	延件数	月平均	比率
保護の開始	世帯主の傷病	191	16	17.1	157	13	15.5	134	11	13.3
	世帯員の傷病	3	-	0.3	4	-	0.4	9	1	0.9
	働いていた者の死亡・離別・不在	75	6	6.7	45	4	4.5	50	4	5.0
	働きによる収入の減少・喪失	177	15	15.9	100	8	9.9	71	6	7.1
	年金・仕送り等の減少・喪失	61	5	5.5	53	4	5.2	27	2	2.7
	その他	608	51	54.5	653	55	64.5	714	60	71.0
	計	1,115	93	100.0	1,012	84	100.0	1,005	84	100.0
保護の廃止	世帯主の傷病治癒	-	-	-	1	-	0.1	1	-	0.1
	世帯員の傷病治癒	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	死亡・失踪	310	26	43.1	288	24	37.9	335	28	44.4
	働きによる収入の増加	66	6	9.2	107	9	14.1	81	7	10.7
	年金・仕送り等の増加	60	5	8.4	46	4	6.1	31	3	4.1
	その他	282	23	39.3	317	26	41.8	307	25	40.7
	計	718	60	100.0	759	63	100.0	755	63	100.0



(7) 教育扶助の受給人員

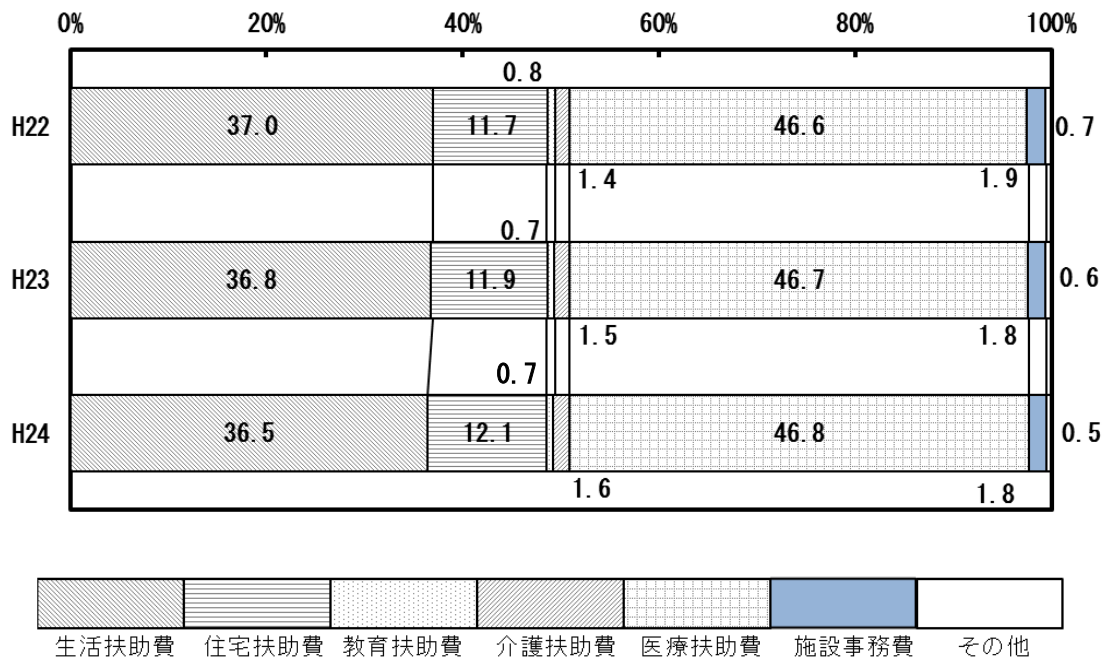
(各年7月年次調査)

区分	年度	22	23	24
小学校		692	697	670
中学校		456	465	441
計		1,148	1,162	1,111

(8) 生活保護費の年度別比較

種別	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出産扶助費	生業扶助費	葬祭扶助費	施設事務費	計
22	7,596,832	2,391,170	155,437	291,629	9,568,622	660	86,982	31,048	400,119	20,522,499
23	7,710,084	2,493,351	155,500	311,902	9,792,489	540	82,925	36,472	390,390	20,973,653
24	7,874,185	2,602,895	151,007	341,313	10,083,238	431	83,150	34,389	380,938	21,551,546

生活保護の扶助割合



(9) 医療扶助費の内訳 (上段：件数，下段：金額)

(単位：件，千円)

区分 年度	診療報酬費用					福祉事務所 払い医療費	合計
	入院	入院外	歯科	調剤	計		
22	10,739	143,826	17,299	117,887	289,751	29,399	319,150
	5,147,205	2,038,422	342,639	1,968,328	9,496,594	72,028	9,568,622
23	10,379	147,704	17,701	121,629	297,413	29,174	326,587
	5,103,318	2,143,057	342,934	2,135,340	9,724,649	67,840	9,792,489
24	10,421	150,300	17,728	124,775	303,224	29,176	332,400
	5,268,895	2,279,721	352,976	2,117,951	10,019,543	63,695	10,083,238

(10) 生活保護法指定医療機関の状況

(各年4月1日現在)

区分	23			24			25		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
医療機関数	222	143	172	219	141	174	214	140	175

(11) 生活保護法指定介護機関状況

区分	23		24		25	
	在宅	施設	在宅	施設	在宅	施設
介護機関数	1,158	27	1,228	28	1,272	28

指導監査

1 社会福祉法人等の運営指導

(1) 社会福祉法人設立認可等の事務

主たる事務所の所在地が函館市内で、その事業を函館市内のみで行う社会福祉法人の設立認可、定款変更、合併認可、解散認可等に係る事務を行います。

(2) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査事務

ア 指導監査の概要

函館市が所轄庁となる社会福祉法人、社会福祉施設等に対して、次により指導監査を行うものです。

(ア) 社会福祉法人および社会福祉施設

- ・ 監査の種類 法人監査 適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るための法令、通知に基づく指導事項に関する検査
- 施設監査 適正な施設の運営を確保するための利用者の処遇、施設整備等の事業運営全般にわたる検査
- ・ 監査の方法 一般監査 法人・施設に対し、原則として年1回実施
- 随時監査 運営等に問題が発生した場合、または通報、現況報告の確認の結果等でそのおそれがある場合、法人・施設に対し随時に監査を実施
- 特別監査 社会的に許容されない不祥事の発生など特に問題を有する法人・施設に対し、重点的、継続的に実施

(イ) 介護保険および障害福祉サービス事業者

- ・ 集団指導 必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により実施
- ・ 実地指導 サービス事業者等の事業所において実地により実施
- ・ 監査 人員、設備および運営基準等の指定基準違反であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合に実施

(ウ) 有料老人ホーム

書面審査および実地検査を実施

イ 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査等の実施状況等

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導監査ならびに指定障害福祉サービス事業者等および介護保険サービス事業者等に対する実地指導の実績は、次のとおりとなっています。

(ア) 『函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱』に基づく監査の実施状況等

監 査 の 種 類		平成24年度実績			
		実施件数			
		法人	施設		
1. 一般監査（根拠規定：社会福祉法第56条）		14	78		
(1) 「A」格付の法人・施設を対象とする監査（随時および毎年度1回）		0	0		
(2) 「B」格付の法人・施設を対象とする監査（毎年度1回）		2	22		
(3) 「C」格付の法人・施設を対象とする監査（2年に1回）		12	56		
(4) 「D」格付の法人・施設を対象とする監査（4年に1回）		0			
「A」格付：	前年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人・施設 財政悪化および再建中の法人				
「B」格付：	前年度に新設された法人・施設				
	当該年度に補助事業による施設整備を行う法人				
	財政悪化および再建中の法人で改善方向にある法人				
	運営上特に問題はないが、継続して確認・指導が必要と認められる法人・施設				
「C」格付：	AおよびB以外の法人・施設				
「D」格付：	Cの法人のうち、苦情解決への取り組みが適切に行われ、かつ福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていると判断される法人				
2. 特別監査（根拠規定：社会福祉法第56条）				0	0
3. 随時指導監査（根拠規定：社会福祉法第56条）				0	0
合計				14	78
平成24年度 指導・処分実績件数					
文書・口頭指導	改善命令	事業の一部・全部停止	役員解職命令	法人の解散命令	
(根拠規定： 実施要綱第12条)	(根拠規定： 社会福祉法第56条)	(根拠規定： 社会福祉法第56条)	(根拠規定： 社会福祉法第56条)	(根拠規定： 社会福祉法第56条)	
140	0	0	0	0	

(イ)『函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱』に基づく監査の実施況等

監 査 の 種 類	平成24年度実績
	実施件数
1. 集団指導 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	139
2. 実地指導 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	60
(1) 前年度に実地指導を行っていない「指定障害者支援施設設置者」を対象とする実地指導	4
(2) 前年度および前々年度に実地指導を行っていない「指定障害福祉サービス事業者」および「指定相談支援事業者」を対象とする実地指導	56
(3) 前年度に監査対象となった「指定障害福祉サービス事業者」等	0
(4) 前年度に実地指導の結果，文書指導が行われた「指定障害福祉サービス事業者」等のうち，実地指導が必要と認められる「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする実地指導	0
3. 監査 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	1
(1) 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	0
(2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情に基づき実施する監査	1
(3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者を対象とする監査	0
(4) 実地指導において確認した情報に基づき実施する監査	0
ア. 著しい運営基準違反が確認され，利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断に基づき実施する監査	0
イ. 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され，その内容が著しく不正な請求と認められる事業者を対象とする監査	0
合計	200

平成24年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導	勧告	命令	指定の一部・全部停止	指定の取消
(根拠規定：実施要綱第12条)	(根拠規定：障害者総合支援法第49条，第51条の28)	(根拠規定：障害者総合支援法第49条，第51条の28)	(根拠規定：障害者総合支援法第50条，第51条の29)	(根拠規定：障害者総合支援法第50条，第51条の29)
115	0	0	0	0

(ウ) 『函館市介護保険サービス事業者等指導要綱および監査要綱』に基づく指導および
監査の実施状況等

監 査 の 種 類	平成24年度実績
	実施件数
1. 集団指導 (根拠規定：介護保険法第76条，第78条の7，第83条，第90条，第100条，第115条の7， 第115条の17，第115の27)	401
2. 実地指導 (根拠規定：介護保険法第76条，第78条の7，第83条，第90条，第100条， 第115条の7，第115条の17，第115の27)	122
(1) 合同指導	2
(2) 一般指導	120
ア. 毎年度，国の示す指導重点事項に基づき，介護保険サービス事業者等を 対象とする一般指導	109
イ. 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて， 一般指導が必要と認められる介護保険サービス事業者等を対象とする一般 指導	11
ウ. その他，特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象 とする一般指導	0
3. 監査 (根拠規定：介護保険法第76条，第78条の7，第83条，第90条，第100条，第115条の7， 第115条の17，第115の27)	6
(1) 実地指導において確認した情報に基づき実施する監査	4
ア. 介護給付等対象サービスの内容に不正または著しい不当があったことを 疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	
イ. 介護報酬の請求に不正または著しく不当な行為があったことを疑うに 足りる理由がある事業所等を対象とする監査	2
ウ. 介護保険法に規定されている事業所の設備および運営に関する基準に重大 な違反があると疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	2
(2) 実地指導を除く確認情報に基づき実施する監査	2
ア. 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	2
イ. 国民健康保険団体連合会，地域包括支援センター等へ寄せられる苦情に 基づき実施する監査	
ウ. 北海道，他の市町村および連合会からの通報情報に基づき実施する監査	
エ. 介護保険法に規定されている介護サービス情報の報告の拒否等に関する 情報に基づき実施する監査	
合計	529

平成24年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導	勧告	命令	指定の一部・全部停止	指定の取消
(根拠規定： 要綱第3条)	(根拠規定： 介護保険法第76条の2、第78条の9、第83条の2、第91条の2、第103条、第115条の8、第115条の18、第115の28)	(根拠規定： 介護保険法第76条の2、第78条の9、第83条の2、第91条の2、第103条、第115条の8、第115条の18、第115の28)	(根拠規定： 介護保険法第77条、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第115条の9、第115条の19、第115の29)	(根拠規定： 介護保険法第77条、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第115条の9、第115条の19、第115の29)
113	2	0	0	0

その他の社会福祉

1 福祉サービス苦情処理制度

事業開始 平成 13 年度

内 容 福祉サービスに係る苦情については、利用者やサービス提供事業者との利害関係等により当事者間での解決が難しい問題もあるため、行政のみの判断だけでなく公正な第三者機関（福祉サービス苦情処理委員 2 名）を設置して解決を図ることにより、市民の権利利益の擁護と福祉サービスの質の向上を図ります。

平成 25 年度予算額 1,533 千円

2 福祉に関する助成制度

(1) 福祉のまちづくり施設整備費補助金

事業開始 平成 15 年度

内 容 すべての市民が、地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できる地域社会を実現するためのあらゆる環境整備に取り組むため、平成 14 年 7 月 1 日に「函館市福祉のまちづくり条例」を施行しました。この条例では、行政、事業者、市民がそれぞれの役割を果たしながら、よりきめ細かな福祉サービスの推進に努めることを定めているほか、高齢者や障がい者、子どもなどの利用にも配慮した施設の整備にも取り組むこととしており、店舗や旅館など、不特定多数の利用する既存建築物の出入口、通路などについて段差解消などのバリアフリーを行う場合には、補助要綱に定める基準に基づき、工事費用の一部を補助します。

平成 25 年度予算額 1,000 千円

(2) 社会福祉施設整備基金

事業開始 昭和 50 年度

内 容 社会福祉施設の整備・充実のため、市民から寄せられた寄附金を基金に積み立てし、その基金の運用益を財源の一部として、社会福祉法人が設置経営する市内の社会福祉施設の整備等資金の一部として補助します。

基金の額 195,051,624 円（平成 25 年 3 月末現在）

補助対象 建物（維持補修等）および設備整備費（総額 1 施設につき 150 万円以内）

補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助金の
交付状況

年度	申請法人	申請施設	申請額	交付法人	交付施設	交付額
22	13法人	14施設	9,218千円	9法人	9施設	6,236千円
23	9	9	5,916	9	9	5,446
24	10	11	7,044	9	10	6,106

平成 25 年度予算額 6,500 千円

(3) 社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金

① 施設整備費補助

事業開始 平成 17 年度

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、社会福祉施設の施設整備に要する工事費、備品購入費等の一部を補助します。

補助金の 交付状況	区分	法人数 (法人)	施設数 (施設)	補助金額 (千円)
	22	4	5	615,598
	23	2	2	249,391
	24	-	-	-

平成 25 年度予算額 708,750 千円

費用の負担 補助の内容により、補助金額の2分の1の道補助等があります。

② 債務負担行為による補助

事業開始 平成 7 年度（社会福祉施設整備補助金は昭和 43 年度開始，民間保育所建設費補助金は昭和 50 年度開始）

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、福祉医療機構から資金を借入して、社会福祉施設の整備事業（新設，老朽改築，増改築等）を行う場合に、借入金の元金の償還金の一部を補助します。

補助金の 交付状況	区分	法人数 (法人)	施設数 (施設)	補助金額 (千円)
	22	26	38	116,828
	23	27	40	130,777
	24	29	44	135,019

平成 25 年度予算額 142,385 千円

費用の負担 全額市費負担

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、福祉の増進に努めています。委員の改選は、3年ごとに行われ、平成 22 年 12 月 1 日現在、市内に 710 人が委嘱されており、このうち、58 人が主任児童委員に委嘱されました。

- ・ 方面民生児童委員協議会 市内 29 地区に設置し、各方面民生委員・児童委員との連絡調整を図ります。（毎月 1 回開催）
- ・ 方面民生児童委員協議会
正副会長連絡会 方面民生児童委員協議会の正副会長で組織し、協議会間との連絡調整等を図ります。（毎月 1 回開催）

- ・函館市民生児童委員連合会 民生委員・児童委員の研修等の事業を行うほか、協議会の運営支援、関係機関等の連絡調整を図ります。

(1) 民生委員・児童委員年齢・性別状況（定数 710人）

（平成25年6月1日現在 単位：人）

区分	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計	平均年齢
男	-	0	12	34	112	95	253	65.8歳
女	-	1	13	90	247	100	451	64.0歳
計	-	1	25	124	359	195	704	64.7歳

(2) 在職期間別民生委員・児童委員数

（平成25年6月1日現在 単位：人）

区分	新任 在職期間なし	再任						計	在再任者の平均
		3年未満	3年以上6年未満	6年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上		
男	72	2	51	49	68	8	3	253	10年5月
女	84	0	101	89	152	24	1	451	10年9月
計	156	2	152	138	220	32	4	704	10年7月

(3) 民生委員・児童委員の職業

（平成25年6月1日現在 単位：人）

区分	社会福祉事業従事者	宗教家及び宗教教師	医師及び歯科医師	その他の医療従事者	教育者	農林水産業従事者	自営業者	会社員	公務員	その他	無職	計
男	5	9	-	2	3	12	61	35	3	14	109	253
女	11	2	-	4	4	6	33	17	2	32	340	451
計	16	11	-	6	7	18	94	52	5	46	449	704

(4) 民生委員・児童委員の活動状況（平成 24 年度）

（単位：件）

項目		件数
問題別相談・支援件数	在宅福祉	5,019
	介護保険	427
	健康・保健医療	1,721
	子育て・母子保健	169
	子どもの地域生活	1,674
	子どもの教育・学校生活	950
	生活費	515
	年金・保険	124
	仕事	105
	家族関係	622
	住居	450
	生活環境	912
	日常的な支援	3,720
その他	4,147	
計	20,555	

項目	件数
訪問回数	111,360
連絡調整回数	46,395
活動日数	91,504

項目		件数
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	13,535
	障がい者に関すること	510
	子どもに関すること	2,895
	その他	3,615
計		20,555

項目		件数
その他の活動件数	調査・実態把握	15,369
	行事・事業・会議への参加協	19,185
	地域福祉活動・自主活動	18,573
	民児協運営・研修	18,755
	証明事務	892
	要保護児童の発見の通告・仲介	32

4 住宅・生活支援対策事業

(1) 住宅支援給付事業

開始年度 事業開始 平成 21 年度（10 月 1 日実施）

内 容 離職者であって就労能力および就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して、就職活動を安心して行うことができるよう 1 世帯最大 37,000 円の住宅支援給付を最長 9 ヶ月間支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

給付状況 8 世帯（平成 25 年 4 月 1 日現在）

平成 25 年度予算額 17,585 千円

費用の負担 全額道費補助

5 中国帰国者等生活支援事業

開始年度 平成 20 年度

内 容 一定の要件に該当する中国残留邦人等の方々に、世帯の収入が一定の給付金基準に満たない方に対し、生活支援給付等を実施します。

給付の種類 ① 生活支援……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
② 住宅支援……家賃、家屋の補修、その他住宅の維持のために必要な費用
③ 医療支援……病気の治療に必要な費用
④ 介護支援……要介護者、要支援者の介護のために必要な費用
⑤ その他……生業支援、葬祭支援など

給付状況 7 世帯 9 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）

平成 25 年度予算額 14,625 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

6 旧軍人軍属等援護

(1) 遺族援護法による諸請求等取扱件数

旧軍人、軍属で戦死または戦病死した遺族に対し、国家補償に基づく年金等の支給を行います。

(単位：件)

区分	22	23	24
特別弔慰金請求	9	8	-
特別給付金請求	-	4	-
弔慰金請求	-	-	-
年金関係請求	1	-	-

(2) 戦傷病者特別援護法による諸請求取扱件数

旧軍人、軍属で戦争公務による戦傷病者に補装具療養給付等の援護を行います。

(単位：件)

区分	22	23	24
乗車券引換証	17	21	13
補装具交付修理	-	-	1
手帳交付	-	-	-
異動届等	-	-	-

(3) 旧軍人、軍属等恩給請求取扱件数

旧軍人、軍属等公務員に対して恩給該当年限に達している者に恩給等の支給を行います。

(単位：件)

区分	22	23	24
普通恩給	-	-	-
普通扶助料	-	-	-
普通恩給改定請求	-	-	-
傷病恩給	-	-	-
一時恩給	-	-	-
一時扶助料	-	-	-
一時金	-	-	-
公務扶助料	-	-	-
扶助料改定請求	-	-	-

(4) 障害者等外出支援事業（戦傷病者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 戦傷病者の公共交通機関の乗車料金を負担することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 戦傷病者手帳を有する者

助成内容 年間 36,000 円を上限とする乗車カードを交付

平成 25 年度予算額 330 千円

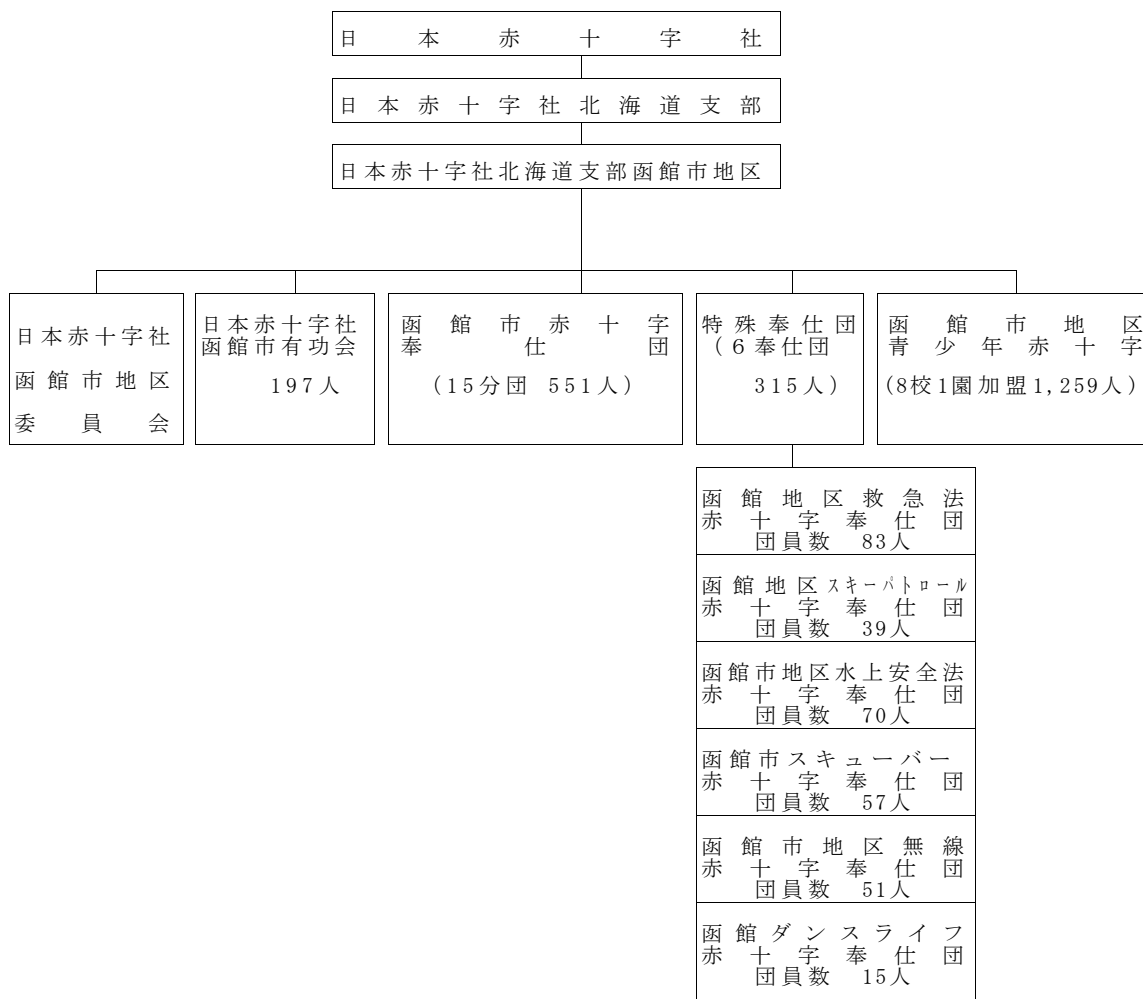
費用の負担 全額市費負担

7 日本赤十字社北海道支部函館市地区

日本赤十字社法に基づく事業を行い、函館市地区では主に赤十字社員・社資募集、被災者への救援物資の配付、赤十字安全法講習の開催（水上安全法、救急法）等の事業を実施しています。

日本赤十字社北海道支部函館市地区の概要および機構

平成25年9月1日現在



日本赤十字社函館市地区社資収納状況 (単位：円)

区分	函館市地区目標額	函館市地区実績額
22	30,758,000	20,148,255
23	30,758,000	28,103,038
24	27,257,000	15,874,464

日本赤十字社函館市地区救援物資支給状況 (単位：件)

区分	火災等支給世帯数	毛布	日用品セット
22	20	75	13
23	5	14	5
24	8	36	9

8 その他の施設

(1) 火葬場

施設の概要

	函館市斎場	函館市戸井斎場	函館市椴法華斎場	函館市南茅部斎場
所在地	船見町27番1号	館町169番地1	絵紙山町27番地2	尾札部町2457番地1
敷地面積	9,748.34㎡	2,391.34㎡	1,855.05㎡	4,967.77㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄筋コンクリート造 2階建
床面積	2,369.37㎡	258.34㎡	198.00㎡	411.21㎡

使用料 (単位：円)		年度別火葬件数 (単位：件)					
区分	使用料	区分	12歳以上	12歳未満	死産児	その他	計
12歳以上の死体	14,000	20	3,247	9	140	2,701	6,097
12歳未満の死体	8,500	21	3,261	4	114	2,532	5,911
死産児	4,000	22	3,469	9	109	2,499	6,086
上肢, 下肢等身体の一部	2,500	23	3,555	3	118	2,825	6,501
胞衣産わい物(1個につき)	1,000	24	3,547	3	71	2,569	6,190

※ 死亡した方および死産児を出産した方等が市民外の方であった場合の使用料は2倍(胞衣産わい物を除く)。

(2) 慰霊堂

施設の目的 昭和9年3月21日函館市の3分の1を焦土と化した函館大火の殉難者を弔慰するために、全国からの義援金をもとに建立した記念堂で、毎年3月21日には慰霊祭を行っており、さらに、昭和36年からは、青少年の健康増進の場としても開放され健全な青少年の育成を図ります。

所在地 函館市大森町33番33号
 建物面積 633.04㎡
 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨・木造平屋建
 開設 昭和9年9月21日(慰霊堂)
 昭和36年5月21日(青少年ホール)

(3) 函館市総合福祉センター(あいよる21)

施設の目的 障がい者や高齢者などの社会参加や交流の場として、また各種の相談、研修、機能訓練などの事業を行う地域福祉推進のための複合的機能を有する施設です。

所在地 函館市若松町33番6号
 敷地面積 4,343.15㎡
 建物面積 8,662.81㎡
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建
 開設 平成6年4月1日

主な施設・事業の内容

	施設の内容	主な事業	主な設備
1階	障害者福祉センター	相談事業、在宅障害者デイサービス事業、視聴覚障害者ライブラリー、知的障害者青年教室、リハビリ教室、健常者とのふれあい交流事業、家庭での入浴が困難な方への特殊浴槽を利用した入浴サービス事業	相談室、機能回復訓練室、作業室、日常生活訓練室、視聴覚障害者ライブラリー、機能回復訓練用プール、録音スタジオ、研修室、点字図書室、集会室
2階	老人福祉センター	健康相談、趣味・教養教室の開催、サークル活動、各種講座、講演会、児童とのふれあい交流事業、老人福祉センター合同行事	健康相談室、教養娯楽室、集会室、技能訓練室
	介護相談センター	寝たきりの老人等を抱える家族に対する介護の総合相談	相談室、保健室、介護浴室、休養室、介護用品展示コーナー
3階	母子福祉センター	相談事業、各種福祉資金の貸付および援助、技能習得事業、趣味・教養教室の開催	相談室、技能習得室、教養娯楽室、保育室
	福祉情報センター	福祉制度・施策、民生委員、ボランティア、福祉施設などに関する情報の収集および提供、福祉関係図書の閲覧	
	ボランティアセンター	ボランティア活動の資料収集、提供、相談、派遣調整などの事業	
4階	児童センター	低学年向けスポーツ教室、工作教室、親子料理教室、スポーツ教室、高学年向けコンピューター教室	遊戯室、図書室、ビデオ図書室、音楽スタジオ、コンピュータープレイルーム、集会室
	おもちゃライブラリー	障がい児を対象に、遊びを通じてその発達を促すための事業	おもちゃライブラリー
5階	多目的ホール	各種催しやスポーツに利用	ホール、更衣室、シャワー室

開館時間

施設の内容	開館時間	休館日
障害者福祉センター 母子福祉センター 多目的ホール 会議室	午前9時から午後9時まで	※毎週月曜日(月曜日が祝日に当たるときは、その翌日)、年末年始(プールは第2・第4を除く金曜日も休館、福祉情報センターは祝日も休館、介護相談センターおよび障害者福祉センター〔入浴サービス〕は、日曜日、祝日も休館)
老人福祉センター 介護相談センター 福祉情報センター	午前9時から午後5時まで	
児童センター	午前9時から午後6時まで (4月から9月) 午前9時から午後5時まで (10月から3月)	
プール (障害者福祉センター)	午前10時から午後8時まで	

(4) フレトピアセンター入舟

施設の目的 老人福祉施設の「デイサービスセンター入舟」と、児童福祉施設の「西部児童館」との複合施設として整備し、高齢者の健康づくり、日常生活の支援、心身機能の維持向上を図るとともに、児童とのふれあい交流などの各種事業を推進し、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市入舟町6番17号

敷地面積 902.09 m²

建物面積 1階 393.89 m² 2階 238.82 m² 計 632.71 m²

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建

開設 平成6年10月1日

(5) 谷地頭いきいき交流センター

施設の目的 老人福祉施設の「谷地頭老人福祉センター」の移転改築に併せて、新たに「デイサービスセンター谷地頭」を併設し、2つの施設を複合施設として整備し、高齢者の健康づくり、生きがいくくり、日常生活の支援、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者に対して、総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスの連絡調整等を行うことにより、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市谷地頭町13番18号

敷地面積 1,328.57 m²

建物面積 1階 766.85 m² 2階 503.53 m² 計 1,270.38 m²

構造 鉄筋コンクリート造 2階建

開設 平成11年8月1日

(6) 桔梗福祉交流センター

施設の目的 児童福祉施設の「桔梗児童館」と、高齢者等の活動の場である「桔梗福祉の家」、「桔梗配本所」の複合施設として整備し、児童、高齢者等の健康の増進、教養の向上を図るとともに、地域における交流の場を提供し、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市桔梗4丁目1番18号

敷地面積 1,809.04 m²

建物面積 598.08 m²

構造 鉄骨造 平屋建

開設 平成17年4月1日

(7) 恵山福祉センター

施設の目的 高齢者に健康の増進，交流等の場を提供することにより，高齢者の福祉の増進を図ります。

所在地 函館市柏野町 117 番地 209

敷地面積 8,320.76 m²

建物面積 512.84 m²

構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

開設 昭和 55 年 4 月 1 日

(8) 椴法華高齢者福祉総合センター

施設の目的 高齢者福祉総合センターは，生活支援ハウス，デイサービスセンター部門で構成されている複合施設で，高齢者の健康づくり，生きがいづくり，日常生活の支援，心身機能の維持向上を図るとともに，介護者に対して，総合的な相談に応じ，各種保健・福祉サービスの連絡調整等を行うことにより，市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市新浜町 188 番地 2

敷地面積 7,888.50 m²

建物面積 2,209.50 m²

構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨構造 平屋建

開設 平成 12 年 8 月 1 日

(9) 函館市社会福祉協議会

所在地 函館市若松町 33 番 6 号

法人の認可 昭和 42 年 1 月 24 日

機関・組織 ア 執行機関 理事会（正副会長を含む理事 17 名をもって構成し，会長のみが代表権を有する。）

イ 決議機関 評議員会（理事会の同意を得て会長が委嘱する評議員 35 名をもって構成する。）

ウ 監査機関 監事 3 名

エ 事務局 常務理事以下専任職員 94 名（パート除く）
（平成 25 年 3 月 31 日現在）

実施事業

ア 社会福祉を目的とする事業

(ア) 社会福祉を目的とする事業の企画および実施

(イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査，普及，宣伝，連絡，調整および助成

(エ) (ア)から(ウ)のほか，社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (オ) 保健医療，教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (カ) 共同募金事業への協力
- (キ) 在宅福祉ふれあいに関する事業の実施
- (ク) 社会福祉総合相談センターの運営
- (ケ) ボランティア活動の振興
- (コ) 高齢者能力開発情報センターの運営
- (サ) 福祉人材バンクの業務の実施
- (シ) 根崎生活館の受託運営
- (ス) 老人居宅介護等事業
- (セ) 障害福祉サービス事業
- (ソ) 移動支援事業
- (タ) 居宅介護支援事業
- (チ) 訪問入浴介護事業
- (ツ) 訪問介護員養成研修事業
- (テ) 老人デイサービス事業（函館市戸井デイサービスセンター，函館市榎法華高齢者福祉総合センター（デイサービスセンター））の受託経営
- (ト) 地域包括支援センター（函館市地域包括支援センター社協）の受託経営
- (ナ) 高齢者生活福祉センター（函館市榎法華高齢者福祉総合センター（高齢者生活福祉センター））の受託経営
- (ニ) 福祉サービス利用援助事業
- (ヌ) 函館市総合福祉センターの受託運営
- (ネ) 生活福祉資金貸付事業
- (ノ) 応急生活資金貸付事業
- (ハ) その他この法人の目的達成のため必要な事業

イ 公益を目的とする事業

- (ア) 函館市ファミリー・サポート・センター事業

ウ 収益を目的とする事業

- (ア) 自動販売機の設置経営

固定資産

270,431,115 円（平成 25 年 3 月 31 日現在）

<主な内容>

- (ア) 基本財産 7,500,000 円
- (イ) その他固定資産 262,931,115 円

平成25年度収支予算書(一般会計)

(単位：千円)

歳入		歳出	
科目	金額	科目	金額
会費	9,513	人件費	377,165
寄附金	3,786	事務費	172,018
経常経費補助金	162,521	事業費	57,942
受託金	265,412	貸付事業等支出	8,000
事業収入	1,199	共同募金配分金事業費	4,836
貸付事業等収入	8,090	分担金	2,086
共同募金配分金	15,769	助成金	40,124
介護保険収入	185,128	負担金	3,180
利用料収入	7,261	経理区分間繰入金	36,547
雑収入	260	固定資産取得支出	0
受取利息配当金	23	借入金元金償還金	8,000
会計単位間繰入金収入	100	その他の支出	8,555
経理区分間繰入金収入	36,547		
自立支援費等収入	14,529		
借入金収入	8,000		
その他の収入	838		
計	718,976	計	718,453

(10) 応急生活資金貸付状況ならびに償還状況

区分		22年度		23年度		24年度	
		件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
一般	貸付	216	9,618	159	6,998	66	2,696
応急生活資金	償還	延 1,265	8,710	延 1,084	7,384	延 1,034	6,133
季節労働者	貸付	-	-	-	-	-	-
応急生活資金	償還	延 18	107	延 44	345	延 47	187

(11) 函館市社会福祉審議会

社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項について調査審議するため設置される審議機関です。本審議会には、専門分野に関して調査審議するため、専門分科会および審査部会が置かれています。

会議の種類	審議事項	24年度開催
函館市社会福祉審議会(全体会議)	社会福祉に関する事項について調査審議	1回
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項を調査審議	3回
身体障害者福祉専門分科会	障がい者の福祉に関する事項を調査審議	0回
身体障害者福祉専門分科会審査部会	身体障がい者の障がい程度に関する事項を調査審議	4回
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項を調査審議	1回

市内の社会福祉施設等の現状

(平成25年8月1日現在)

区分	施設区分			施設数	定員	設置主体別				経営主体別				
	入所	通所	利用			施設種別	公立		私立		公営		民営	
							施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
障害者支援施設等	○			指定障害者支援施設	6	348	1	70	5	278	1	70	5	278
		○		指定自立訓練事業所(機能)	1	10	1	10			1	10		
		○		指定自立訓練事業所(生活)	5	44	1	6	4	38	1	6	4	38
		○		指定就労移行支援事業所	4	82	1	60	3	22	1	60	3	22
		○		指定就労継続支援事業所(A)	6	85			6	85			6	85
		○		指定就労継続支援事業所(B)	18	433	1	30	17	403	1	30	17	403
		○		指定生活介護事業所	13	533	2	40	11	493	2	40	11	493
		○		指定短期入所事業所	9	19			9	19			9	19
		○		指定共同生活介護・ 指定共同生活援助事業所	29	184			29	184			29	184
			○	指定一般相談支援事業所	3				3				3	
			○	指定特定相談支援事業所	3				3				3	
			○	指定障害児相談支援事業所	2				2				2	
			○	身体障害者福祉センター	1		1						1	
			○	地域活動支援センター	9		1		8				9	
		○		指定児童発達支援事業所	3	60	1	20	2	40	1	20	2	40
		○		指定医療型児童発達支援事業所	1	20	1	20			1	20		
		○		指定放課後等デイサービス事業所	3	30			3	30			3	30
介護・老人福祉施設等	○			介護老人福祉施設	13	993			13	993			13	993
	○			介護老人保健施設	9	1,088			9	1,088			9	1,088
	○			介護療養型医療施設	6	246			6	246			6	246
	○			短期入所施設	36	456			36	456			36	456
	○			特定施設入居者生活介護	13	740			13	740			13	740
	○	○		小規模多機能型居宅介護	15	368			15	368			15	368
	○			認知症対応型共同生活介護	45	826			45	826			45	826
	○			地域密着型特定施設入居者生活介護	11	319			11	319			11	319
	○			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	20			1	20			1	20
	○			養護老人ホーム	2(2)	270(270)			2(2)	270(270)			2(2)	270(270)
	○			特別養護老人ホーム	14	1,013			14	1,013			14	1,013
	○			老人短期入所施設	25	413			25	413			25	413
		○		老人デイサービスセンター	81		6		75				82	
	○			生活支援ハウス	3	38	1	17	2	21			3	38
	○			軽費老人ホーム	5(1)	205(80)			5(1)	205(80)			5(1)	205(80)
○			有料老人ホーム	26(19)	1,156(785)			26(19)	1,156(785)			26(19)	1,156(785)	
		○	老人福祉センター	4		4				3		1		
保護施設	○			救護施設	3	310			3	310			3	310
		○		医療保護施設	1	533			1	533			1	533
その他の社会福祉施設			○	無料低額診療施設	4	1,295			4	1,295			4	1,295
			○	総合福祉センター	1		1					1		
		○		地域療育センター	1				1			1		
			○	福祉の家	1		1			1				
			○	福祉センター	1		1			1				
			○	高齢者福祉総合センター	1		1					1		
		○	地域包括支援センター	6				6				6		

※()内の数字は、(地域密着型)特定施設入居者生活介護の指定数

社会福祉施設等一覧

社福)…社会福祉法人
 医社)…医療法人社団
 社医)…社会医療法人
 財)…財団法人
 学)…学校法人
 独)…独立行政法人
 NPO)…特定非営利活動法人

1 障害者支援施設等

(1) 指定障害者支援施設(入所)

(平成25年8月1日現在)

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター		(〒042-0932) 湯川町1-35-20	後藤 英信	59-2751	国	国	70	H18.10.1
よつば学園		(〒041-0834) 東山町118-194	亀井 信子	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	70	H19.7.13
函館青年寮		(〒041-0802) 石川町42-2	前田 典之	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
侑ハウス		(〒041-0824) 西桔梗町783-15	高田 久嗣	48-0270	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
函館リハビリセンター		(〒041-0824) 西桔梗町783-15	蒲池 珠實	46-1129	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	88	H24.4.1
希望ヶ丘学園		(〒041-0262) 古川長441-3	増田 淳一	58-3776	社福) 函館緑風会	社福) 函館緑風会	40	H25.4.1

(2) 指定自立訓練事業所(機能訓練)

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター		(〒042-0932) 湯川町1-35-20	後藤 英信	59-2751	国	国	10	H18.10.1

(3) 指定自立訓練事業所(生活訓練)

施設名	区分	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
ワークセンター一条		(〒042-0914) 上湯川町362-66	尾形 永造	50-4730	社福) 函館一条	社福) 函館一条	6	H19.4.1
ワークス一条		(〒040-0084) 大川町4-26	加藤 祐幸	43-8313	社福) 函館一条	社福) 函館一条	6	H19.4.1
美原・虹と夢		(〒041-0806) 美原2-4-15	佐藤 雅代	87-0844	NPO) 工房・虹と夢	NPO) 工房・虹と夢	6	H23.4.1
はこだて療育・自立支援センター ライフあおば		(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	市	6	H24.3.30
トータスホーム		(〒042-0903) 東畑町141-13	山田 雅史	58-1982	社福) 函館恭北会	社福) 函館恭北会	20	H24.4.1

(4) 指定就労移行支援事業所

施設名	区分	所在地	施設長・管理者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター		(〒042-0932) 湯川町1-35-20	後藤 英信	59-2751	国	国	60	H18.10.1
第2海星		(〒040-0071) 追分町5-23-1	松田由美子	41-8833	社福) かいせい	社福) かいせい	7	H18.10.1
自立支援センター翔栄		(〒040-0014) 中島町34-7	白石 雅夫	30-2255	NPO)自立支援センター翔栄	NPO)自立支援センター翔栄	6	H18.12.14
ワークス一条		(〒040-0084) 大川町4-26	加藤 祐幸	43-8313	社福) 函館一条	社福) 函館一条	9	H19.4.1

(5) 指定就労継続支援事業所(A型)

区分 施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
軽食喫茶 ピュア	(〒040-0001) 五稜郭町37-8	佐藤 善一	35-6150	NPO)軽食喫茶 ピュア	NPO)軽食喫茶 ピュア	10	H19.2.1
軽食喫茶 らあ〜ふ	(〒041-8680) 港町1-10-1	佐藤 善一	40-6151			10	H23.4.1
軽食喫茶 たんぼぼ	(〒040-0063) 若松町33-6	相馬ミエ子	27-9711	NPO)函館手をつ なぐ親の会	NPO)函館手をつ なぐ親の会	15	H19.2.1
セラピア	(〒040-0072) 亀田町20-9	平田 聡	45-1287	NPO) セラピア	NPO) セラピア	10	H21.3.1
ひまわり函館 A-1	(〒040-0015) 梁川町18-1	柳田 禎也	56-6622	NPO) ひまわり	NPO) ひまわり	20	H22.5.28
ひまわり函館 A-2	(〒042-0942) 柏木町37-9	柳田 禎也	56-6622			20	H23.12.1

(6) 指定就労継続支援事業所(B型)

区分 施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
はこだて療育・ 自立支援センター ワークあおば	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	市	30	H18.10.1
自立支援セン ター翔栄	(〒040-0014) 中島町34-7	白石 雅夫	30-2255	NPO)自立支援 センター翔栄	NPO)自立支援 センター翔栄	25	H18.12.14
工房・虹と夢	(〒040-0022) 日乃出町24-5	佐藤 雅代	32-7348	NPO) 工房・虹と夢	NPO) 工房・虹と夢	22	H19.4.1
ワークセンター 一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	尾形 永造	50-3777	社福) 函館一条	社福) 函館一条	38	H19.4.1
Cogはぐるま	(〒040-0035) 松風町8-1	尾形 永造	26-2022			10	H24.5.14
ワークス 一条	(〒040-0084) 大川町4-26	加藤 祐幸	43-8313			25	H19.4.1
地域サービスセ ンターはこだて	(〒040-0014) 中島町25-15	佐藤 やえ子	51-0026	NPO)日本障害者・高 齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・高 齢者生活支援機構	40	H21.10.29
ふれあい	(〒040-0025) 堀川町21-4	小中 匂	32-9980	NPO) ふれあい	NPO) ふれあい	10	H22.4.1
ひまわり函館 B-1	(〒041-0851) 富岡町2-4-21	米谷真以子	54-1187	NPO)ひまわり	NPO)ひまわり	20	H22.5.28
ひまわり函館 B-2	(〒041-0851) 本通1-42-22	米谷真以子	83-7474			20	H24.4.1
コロポックル はこだて	(〒040-0052) 大町6-15	村上 峯子	22-6188	NPO)脳外傷友の 会コロポックル道南支 部	NPO)脳外傷友の会 コロポックル道南支 部	20	H23.9.21
ラビットファ ーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	太田 雅之	58-1981	社福) 函館恭北会	社福) 函館恭北会	20	H24.4.1
ワークショップ はこだて	(〒041-0802) 石川町41-4	前田 典之	46-6601	社福)侑愛会	社福)侑愛会	10	H24.4.1
かいせい東川	(〒040-0042) 東川町1-11	松田由美子	22-8775	社福)かいせい	社福)かいせい	50	H24.7.1

区分 施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
さぽっと	(〒040-0078) 北浜町5-23	松田由美子	41-7776	社福)かいせい	社福)かいせい	18	H25.4.1
ジョブサポート ひびき	(〒040-0014) 中島町5-6	大西美恵子	76-4090	NPO) つむぎ	NPO) つむぎ	20	H24.9.1
しまりすBS 函館	(〒040-0063) 若松町20-7	宮崎喜美子	23-8210	NPO) しまりす	NPO) しまりす	35	H24.10.18
ハートフル・ あいりす	(〒042-0932) 湯川町2-5-15	吉田 茂政	57-7271	(株)エム・ クリエイティブ	(株)エム・ クリエイティブ	20	H25.4.1

(7) 指定生活介護事業所

区分 施設名	所在地	施設長・管理者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
はこだて療育・ 自立支援センター あおやぎ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	市	20	H18.10.1
はこだて療育・ 自立支援センター ともえ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500			20	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井 信子	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	85	H19.7.13
ワークセン ター一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	尾形 永造	50-3777	社福) 函館一条	社福) 函館一条	26	H21.4.1
第3海星・ ふっと	(〒040-0078) 北浜町5-23	松田由美子	41-4400	社福) かいせい	社福) かいせい	35	H22.4.1
ふれあい	(〒040-0025) 堀川町21-4	小中 匂	32-9980	NPO) ふれあい	NPO) ふれあい	10	H22.4.1
函館リハビリ センター	(〒041-0802) 石川町191-6	蒲池 珠實	46-1129	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	131	H24.4.1
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	前田 典之	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
函館青年寮 通所部	(〒041-0802) 石川町41-2	前田 典之	47-3128			20	H24.4.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	高田 久嗣	48-0270			40	H24.4.1
ワークショッ プはこだて	(〒041-0802) 石川町41-4	前田 典之	46-6601			40	H24.4.1
らいふっと	(〒041-0806) 美原1-7-1	逢見 和子	40-6955	(株)北海道福祉 環境センター	(株)北海道福祉 環境センター	6	H24.12.19
希望ヶ丘学 園	(〒041-0262) 古川町441-3	増田 淳一	58-3776	社福) 函館緑風会	社福) 函館緑風会	60	H25.4.1

(8) 指定短期入所事業所

区分 施設名	所在地	施設長・管理者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
函館リハビリ センター	(〒041-0802) 石川町191-6	蒲池 珠實	46-1129	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	4	H18.10.1
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	前田 典之	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	2	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井 信子	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	2	H18.10.1

施設名	区分 所在地	施設長・管理者	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指 定 年月日
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	高田 久嗣	48-0270	社福)侑愛会	社福)侑愛会	2	H18.10.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	上山 剛	41-5100	社福) 函館鴻寿会	社福) 函館鴻寿会	3	H18.10.1
トータスホーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	山田 雅史	58-1982	社福) 函館恭北会	社福) 函館恭北会	2	H18.10.1
函館新都市病院	(〒041-0802) 石川町331-1	青野 允	46-1321	医療) 雄心会	医療) 雄心会	空床型	H24.3.8
共愛会病院 短期入所	(〒040-8577) 中島町7-21	福島 安義	51-1111	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	空床型	H24.3.29
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	増田 淳一	58-3776	社福) 函館緑風会	社福) 函館緑風会	4	H25.4.1

(9) 指定共同生活介護・指定共同生活援助事業所

施設名	区分 所在地	管理者	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指 定 年月日		
グループホームゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町2-27-16	坂本 達敏	59-4466	社福) 函館一条	社福) 函館一条	4	H18.10.1		
グループホーム・ケアホーム かみゆのかわ	(〒042-0914) 上湯川町65-9	坂本 達敏	57-6506			6	H22.1.18		
よつば陣川 荘	(〒041-0833) 陣川町85-64	亀井 信子	53-0811	社福)育栄会	社福)育栄会	6	H18.10.1		
さかえ	(〒041-0833) 陣川町98-168	亀井 信子	54-1222			8	H19.3.7		
グループホームえのぐばこ	(〒041-0851) 本通2-53-24	川越 昌彦	51-1620	NPO)サポートセン ターえのぐばこ	NPO)サポートセン ターえのぐばこ	4	H18.10.1		
グループホームゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町2-24-8	森 裕司	59-6222	社医)函館 渡辺病院	社医)函館 渡辺病院	15	H18.10.1		
あかね荘	(〒041-0801) 桔梗417-9	畑山 弘紀	47-6409	社福)侑愛会	社福)侑愛会	4	H18.10.1		
かえで荘	(〒041-0824) 西桔梗734-27	畑山 弘紀	48-2677			4	H18.10.1		
ききょう荘	(〒041-0801) 桔梗町435-244	畑山 弘紀	46-1176			5	H18.10.1		
さくら荘	(〒041-0808) 桔梗3-33-2	畑山 弘紀	47-4704			6	H18.10.1		
つばき荘	(〒041-0801) 桔梗町435-262	畑山 弘紀	47-1138			4	H18.10.1		
ひいらぎ荘	(〒041-0801) 桔梗町435-242	畑山 弘紀	46-1575			4	H18.10.1		
やまぶき荘	(〒041-0808) 桔梗町1-4-1	畑山 弘紀	46-8423			社福)侑愛会	社福)侑愛会	5	H18.10.1
すみれ荘	(〒041-0808) 桔梗4-29-26	畑山 弘紀	47-7577					4	H18.10.1
くぬぎ荘	(〒041-0808) 桔梗2-25-1	畑山 弘紀	47-3354	4	H18.10.1				
ともえ荘	(〒041-0821) 港町1-25-10	畑山 弘紀	45-6645	5	H18.10.1				

区分 施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
グループホームわふと	(〒041-0853) 中道2-25-28	松田由美子	55-8711	社福) かいせい	社福) かいせい	5	H20.4.1
ケアホームあみかる	(〒040-0078) 北浜町5-24	松田由美子	42-0075			7	H21.4.1
ケアホームあみかる・2	(〒040-0071) 追分町5-23-2	松田由美子	40-8989			7	H23.2.25
ケアホームあみかる・3	(〒040-0071) 追分町5-23-3	松田由美子	45-5588			6	H24.12.1
グループホーム愛泉会	(〒042-0941) 深堀町25-11	安司 悠子	55-7190	NPO)千蛸社	NPO)千蛸社	4	H20.10.1
グループホームゆうあい	(〒041-0252) 釜谷町19-1	佐々木 豊	42-7502	NPO)障害者・高齢者 地域支援ゆうあい	NPO)障害者・高齢者 地域支援ゆうあい	5	H21.4.1
クリアコート結	(〒041-0851) 本通4-1-11	吉田 輝明	85-8675	(株) かがやき	(株) かがやき	14	H22.12.20
クリアコート凜	(〒042-0941) 深堀町39-18	吉田 輝明	58-1711			7	H23.10.16
クリアコート翔	(〒041-0836) 山の手2-17-8	吉田 輝明	58-1808			7	H24.6.11
グループホームふるーる	(〒041-0262) 古川町191	増田 淳一	58-3322	社福) 函館緑風会	社福) 函館緑風会	4	H25.4.1
グループホームふるーる2号館	(〒041-0262) 古川町213-1	増田 淳一	58-1711			5	H25.4.1
グループホームふるーる3号館	(〒042-0922) 銭亀町210-33	増田 淳一	58-1808			5	H25.4.1
結	(〒040-0802) 石川町189-3	蒲池 珠實	34-6022	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	20	H23.10.24

(10) 指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

区分 施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	種別	定員 (名)	指定 年月日
函館地域生活支援センター	(〒042-0935) 駒場町9-24	鈴木 崇宏	54-6757	社福)函館恭北会	一般・特定	-	H24.4.1
障害者生活支援センターぱすてる	(〒041-0802) 石川町90-7	河村 吉造	34-2611	社福)侑愛会	一般・特定・障害児	-	H24.4.1
渡島・檜山圏域障害者総合相談支援センターめい	(〒041-0806) 美原5-21-20	藤原 茂法	47-3046			-	H24.4.1

(11) 地域活動支援センター

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	類型	指定 年月日
あいよる21	(〒040-0063) 若松町33-6	奥野 秀雄	22-6262	市	社福)函館市社会福祉協議会 社団)函館市身体障害者福祉団体連合会	Ⅱ	H18.10.1
おはよう	(〒041-0801) 桔梗町59-88	野澤 朝子	49-0280	NPO)おはよう共同作業所	NPO)おはよう共同作業所	Ⅱ	H19.1.1
函館地域生活支援センター	(〒042-0935) 駒場町9-24	鈴木 崇宏	54-6757	社福)函館恭北会	社福)函館恭北会	Ⅰ	H18.10.1
千蛸社	(〒041-0806) 美原1丁目29-20	高橋 悦子	45-2040	NPO)千蛸社	NPO)千蛸社	Ⅱ	H18.10.1

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	類型	指 定 年月日
陽だまり	(〒040-0002) 柳町4-4	佐古 恵美	31-7111	NPO)恵愛会	NPO)恵愛会	Ⅱ	H18.10.1
函館夢ファクトリー	(〒041-0852) 鍛冶2丁目20-28	福田 仁	35-6661	NPO)函館夢ファクトリー	NPO)函館夢ファクトリー	Ⅱ	H18.10.1
もみの木・函館	(〒041-0806) 美原1丁目15-10	中村 昭子	40-1117	NPO)もみの木・函館	NPO)もみの木・函館	Ⅲ	H18.10.1
夕陽が丘	(〒041-0852) 鍛冶2丁目40-14	高山 伸哉	54-8889	NPO)地域活動支援センター夕陽が丘	NPO)地域活動支援センター夕陽が丘	Ⅲ	H18.10.1

(12) 福祉ホーム

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認 可 年月日
啓明ホーム	(〒042-0932) 湯川町2丁目33-18	三上 昭廣	59-6661	社医)函館渡辺病院	社医)函館渡辺病院	15	H18.10.1

(13) 指定児童発達支援事業所

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認 可 年月日
はこだて療育・自立支援センターつぼみ	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	市	20	H24.4.1
児童発達支援センターうみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	上戸美智子	56-1541	社福)函館カリック社会福祉協会	社福)函館カリック社会福祉協会	30	H24.4.1
おしま地域療育センター	(〒041-0802) 石川町41-2	高橋 和俊	46-6641	社福)侑愛会	社福)侑愛会	10	H24.4.1

(14) 指定医療型児童発達支援事業所

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認 可 年月日
はこだて療育・自立支援センターはぐみ	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	市	20	H24.4.1

(15) 指定放課後等デイサービス事業所

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認 可 年月日
児童デイサービスらびす	(〒041-0811) 富岡町2丁目33-6	北山 瑞枝	86-6515	NPO)わっとな	NPO)わっとな	10	H24.4.1
児童デイサービスすきっぷ	(〒042-0941) 深堀町32-54	名古屋 千恵子	84-8122			10	H24.4.1
わらさんど	(〒040-0014) 中島町25-15	蔵敷 悟	51-0026	NPO)日本障害者・高齢者生活支援機構	NPO)日本障害者・高齢者生活支援機構	10	H24.4.1
あおぞら	(〒040-0014) 中島町24-13	蔵敷 悟	51-0026			10	H25.1.30
かんぱち先生の自然学校・函館校	(〒041-0806) 美原1丁目7-1 MEGATONキ・ホー72階	熊原 智恵子	40-6955	(株)北海道福祉環境センター	(株)北海道福祉環境センター	10	H25.3.20
たけくりっズ	(〒041-0851) 本通2丁目32-1	清水 啓成	31-8000	(有)ケアプラザ新函館	(有)ケアプラザ新函館	10	H25.5.1

2 老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム

施設名	区分 所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	石津 俊之	57-1366	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	150	S31.5.10
まろにえ	(〒042-0915) 西旭岡町3-239-2	山石 卓弥	84-6645	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	120	H22.3.29

(2) 特別養護老人ホーム

施設名	区分 所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館共愛会 愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	柴田 勇	52-1065	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	160	S42.4.28
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	齋藤 憲正	50-2121	社福) 函館カリヌの園	社福) 函館カリヌの園	83	S52.5.20
幸成園	(〒041-0801) 桔梗町435-28	廣正 賢治	47-1113	社福) 函館幸成会	社福) 函館幸成会	110	S57.4.1
福寿荘 さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	蒲池 珠實	34-7101	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	80	S58.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	遠藤 克司	85-2893	社福) 恵山恵愛会	社福) 恵山恵愛会	50	S59.3.31
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	川越 久美	25-5300	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	50	S61.3.28
戸井潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	柏原 美之	82-3535	社福) 戸井福祉会	社福) 戸井福祉会	50	S63.3.29
函館はくあい 園	(〒040-0077) 吉川町3-16	松本 達也	82-3535	社福) 函館松寿会	社福) 函館松寿会	100	H3.3.28
函館百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	澤田 信子	45-5250	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	100	H4.3.31
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	佐藤 章二	47-3335	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	60	H9.2.28
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	齋藤 禎史	58-2000	社福) 禎人会	社福) 禎人会	50	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	今 千尋	27-0077	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	50	H16.4.16
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	大日向豊吉	36-1100	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	50	H17.4.8
福寿荘	(〒041-0802) 石川町191-1	蒲池 珠實	46-1123	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	20	H19.3.27

(3) 老人短期入所施設

施設名	区分 所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
函館共愛会 愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	6	S42.4.28
幸成園	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福) 函館幸成会	社福) 函館幸成会	21	S57.4.1
みなみかやべ 荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	2	S61.3.28

施設名	区分	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
戸井潮寿荘		(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福) 戸井福祉会	社福) 戸井福祉会	2	S63.3.29
函館はくあい園		(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福) 函館松寿会	社福) 函館松寿会	6	H3.3.28
函館百楽園		(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	20	H4.3.31
旭ヶ岡の家		(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	7	H4.4.1
福寿荘 さくら館		(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	10	H4.4.1
永楽荘		(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	9	H5.8.1
恵楽園		(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福) 恵山恵愛会	社福)恵山恵愛会	10	H8.2.26
旭ヶ岡の家 ベレル		(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	30	H8.3.10
ももハウス		(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3335	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	10	H9.2.28
こうじゅ		(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福) 函館鴻寿会	社福) 函館鴻寿会	30	H12.5.10
シンフォニー		(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	10	H15.4.1
ベーネ函館		(〒041-0834) 東山町144-52	35-3333	(株) ハーモニー	(株) ハーモニー	6	H16.1.15
松濤		(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	13	H16.4.28
おおぞら		(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	10	H17.4.28
はこだてケアセ ンターそよ風		(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7201	(株)ユニマット そよ風	(株)ユニマット そよ風	20	H19.9.20
らいふ赤川		(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO) りょうほく	NPO) りょうほく	20	H20.8.26
いしかわ		(〒041-0802) 石川町149-22	34-3352	医社) 善智寿会	医社) 善智寿会	39	H21.4.1
白ゆり美原		(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3235	(株) メディカルシャトー	(株) メディカルシャトー	29	H23.4.1
のぞみ大門		(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有) ウジヤト	(有) ウジヤト	20	H23.12.5
こん		(〒040-0012) 時任町35-24	33-1233	医療) 大庚会	医療) 大庚会	20	H24.3.27
あんじゅう啄 木		(〒040-0022) 日乃出町24-10	33-1077	(株) あんじゅう	(株) あんじゅう	20	H25.3.1
くら		(〒041-0812) 昭和4-33-10	87-2388	(株) くら	(株) くら	20	H25.4.30

(4) 老人デイサービスセンター

施設名	区分	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	設置(開始) 年月日
旭ヶ岡の家		(〒042-0916) 旭岡町78	宇田 俊一	50-2725	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	H2.4.1
函館はくあい園		(〒040-0077) 吉川町3-16	松本 達也	45-5250	社福) 函館松寿会	社福) 函館松寿会	H3.4.1

区分 施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	設置(開始) 年月日
函館百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	澤田 信子	57-7418	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	H4.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	石津 俊之	57-1366			H5.10.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	川越 久美	25-3438	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	H6.2.1
社協とい	(〒041-0313) 原木町285-1	田家 博華	82-2288	市	社福)函館市社 会福祉協議会	H6.4.1
入舟	(〒040-0057) 入舟町6-17	須貝レエ子	23-1419		社福) 函館共愛会	H6.10.1
港	(〒041-0821) 港町2-7-1	中川 裕久	43-8650	市	社福) 函館松寿会	H8.2.1
恵山恵愛会	(〒041-0523) 柏野町117	遠藤 克司	85-3001	社福) 恵山恵愛会	社福) 恵山恵愛会	H8.2.26
花園	(〒041-0843) 花園町31-4	前田 敦	56-5691	市	社福) 函館厚生院	H8.11.1
函館あいの 里・遊	(〒041-0803) 亀田中野町277-12	林崎 順子	47-4331	社福) 函館光智会	社福) 函館光智会	H9.1.6
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	佐藤 章二	47-3331	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	H9.3.1
センチナリアン	(〒041-0801) 桔梗町557	加藤 征人	46-8255	社福)敬聖会	社福)敬聖会	H9.12.1
こうせいえん	(〒041-0801) 桔梗町435-28	廣正 賢治	34-2555	社福) 函館幸成会	社福) 函館幸成会	H11.4.1
あさひ	(〒040-0037) 旭町4-12	松島 芳子	27-8881	医療)聖仁会	医療)聖仁会	H11.4.1
谷地頭	(〒040-0046) 谷地頭町13-18	斉藤 亜矢	27-1102	市	社医) 高橋病院	H11.8.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	上山 剛	41-5100	社福) 函館鴻寿会	社福) 函館鴻寿会	H12.5.11
社協とどほつけ	(〒041-0611) 新浜町188-2	三輪 和幸	86-2811	市	社福)函館市社 会福祉協議会	H12.8.1
ニチイケアセン ター松陰	(〒040-0003) 松陰町16-4	中野洸太郎	35-4401	(株) ニチイ学館	(株) ニチイ学館	H13.4.16
シルバーハウス 北の宿	(〒042-0932) 湯川町1-14-3	大山 拓海	36-6055	(有)シルバーハウ ス北の宿	(有)シルバーハ ウス北の宿	H13.8.20
共愛会病院	(〒040-0014) 中島町7-21	有恵 邦洋	51-2903	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	H13.11.1
よしずみ	(〒040-0015) 梁川町1-10	北川 亮	55-8000	(株)吉住	(株)吉住	H14.8.5
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	山谷 公一	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	H15.4.1
あやめ湯	(〒040-0025) 堀川町10-4	平松 茂樹	54-3666	NPO)地域福祉支 援センターゆう ゆう	NPO)地域福祉 支援センターゆ ゆう	H15.5.9
秋桜	(〒040-0043) 宝来町14-25	酒井 孝則	23-7220	社医) 高橋病院	社医) 高橋病院	H15.9.1

施設名	区分	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
ベーネ函館		(〒041-0834) 東山町144-52	大倉 睦美	35-3333	(株) ハーモニー	(株) ハーモニー	H15.10.1
ハーモニー 大黒通り		(〒040-0051) 弁天町11-4	橋本 真実	23-0011	(株) テクノスコーフ	(株) テクノスコーフ	H15.10.20
わかば		(〒042-0942) 柏木町37-10	西谷千恵子	54-5566	(有)通所介護わ かば	(有)通所介護 わかば	H15.11.1
ここみ		(〒040-0081) 田家町7-14	齊藤 江	45-5008	(有) エルアンドエス	(有) エルアンドエス	H16.1.10
ひなたぼっこ		(〒041-0824) 西桔梗町783-8	中村 清秋	50-8883	(有)スイートホー ム	(有)スイート ホーム	H16.4.5
松濤		(〒040-0035) 松風町18-15	今 千尋	27-6616	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	H16.4.28
おおぞら		(〒042-0908) 銅山町12	大日向豊吉	36-1100	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	H17.4.19
ベルエキップ		(〒041-0841) 日吉町3-39-24	佐藤 正樹	53-4060	(有)ハーブ・ゼー リヒカイテン	(有)ハーブ・ゼー リヒカイテン	H17.11.18
もえ		(〒042-0932) 湯川町2-12-5	大山 紀子	57-3100	(有)大山	(有)大山	H18.4.21
あかね		(〒040-0003) 松陰町27-14	安田 京子	55-3634	生活協同組合 北海道高齢協	生活協同組合 北海道高齢協	H18.12.12
ケアパートナー 函館		(〒041-0841) 日吉町3-21-14	堀江 美果	33-4511	ケアパートナー (株)	ケアパートナー (株)	H19.3.1
来夢		(〒040-0043) 宝来町31-3	大和 京子	84-8124	(株)来夢	(株)来夢	H19.7.17
はこだてケアセ ンターそよ風		(〒042-0932) 湯川町2-14-22	清野 博子	36-7200	(株)ユニマット そよ風	(株)ユニマット そよ風	H19.9.20
平和の森		(〒041-0803) 亀田中野町349-1	増田 慶子	47-8001	平和興産(株)	平和興産(株)	H20.4.8
あんじゅう啄木		(〒040-0022) 日乃出町24-10	高橋 健太	33-1212	(株) あんじゅう	(株) あんじゅう	H20.6.1
ジャパンケア 函館富岡		(〒041-0811) 富岡町3-30-10	加藤 重晴	42-1051	(株)ジャパン ケアサービス	(株)ジャパン ケアサービス	H20.7.1
らいふ赤川		(〒041-0805) 赤川1-2-5	田村 明子	85-6068	NPO) りょうほく	NPO) りょうほく	H20.8.26
フルールハピネ スはこだて		(〒040-0046) 谷地頭町8-27	武田 直樹	27-3355	(株) 萌福祉サービス	(株) 萌福祉サービス	H20.12.20
寿樹		(〒042-0942) 柏木町5-23	中村美恵子	84-5111	(株)イトウ・ケア	(株)イトウ・ケア	H21.3.12
ながだい		(〒041-0841) 日吉町3-39-24	工藤 晃士	87-0939	(有)ハーブ・ゼー リヒカイテン	(有)ハーブ・ゼー リヒカイテン	H21.9.25
パワーリハ函館		(〒040-0062) 大縄町22-13	丸山 百里	62-5200	(株)高齢者リハビリ テーション研究所	(株)高齢者リハビリ テーション研究所	H21.9.29
よしずみ東山		(〒041-0835) 東山3-3-2	渡部 浩仁	35-5555	(株)吉住	(株)吉住	H21.10.1
高丘		(〒042-0955) 高丘町31-6	丸藤 秀幸	36-6030	(株) エムズジャパン	(株) エムズジャパン	H21.10.26
来人		(〒041-0812) 昭和2-23-15	斎藤 修	83-8474	(株)来夢	(株)来夢	H22.6.1
里のどか		(〒041-0801) 桔梗町427-43	高野 克也	46-8700	NPO) 介護福祉協会	NPO) 介護福祉協会	H22.10.1

施設名	区分	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
ここみ湯川		(〒042-0932) 湯川町2-25-21	土岐 江美	36-2700	(有)エルアンドエス	(有)エルアンドエス	H22.10.4
あい		(〒041-0851) 本通4-17-29	渡辺 秀仁	31-6001	(有)トリノ	(有)トリノ	H23.2.1
白ゆり富岡		(〒041-0811) 富岡町1-23-12	斉藤 久子	44-5757	(株)メディカルシャトー	(株)メディカルシャトー	H23.4.1
白ゆり美原		(〒041-0806) 美原2-50-2	佐藤 功樹	34-3234	(株)メディカルシャトー	(株)メディカルシャトー	H23.4.1
虹		(〒041-0843) 花園26-18	藪 皓一	55-7414	(有)ヘルパー ステーション虹	(有)ヘルパー ステーション虹	H23.5.10
つばさ		(〒041-0836) 山の手3-51-12	森 功	31-3050	(有)つばさ	(有)つばさ	H23.5.19
らいふ松陰		(〒040-0003) 松陰町24-2	石岡 千穂	84-1600	NPO)りょうほく	NPO)りょうほく	H23.7.1
湯の郷		(〒042-0932) 湯川町2-5-14	小野寺カンナ	36-5558	(有)あいりす	(有)あいりす	H23.7.1
赤とんぼ		(〒040-0034) 大縄町3-10	米澤 聡	23-4455	社福)青雲の森	社福)青雲の森	H23.7.1
宮前		(〒040-0073) 宮前町31-2	鈴木 文香	84-8100	(株)ハイサポート	(株)ハイサポート	H23.8.1
アースサポート 函館		(〒041-0811) 富岡町3-1-1	岩谷 太記	44-1900	(株)アースサポート	(株)アースサポート	H23.10.1
あーる		(〒040-0073) 宮前町10-9	名和 優子	41-9977	(株)ケア・アール	(株)ケア・アール	H23.10.14
まつかわ		(〒040-0074) 松川町41-17	赤松 敬友	83-6164	医療)鴻仁会	医療)鴻仁会	H23.12.1
のぞみ大門		(〒040-0036) 東雲町15-16	七崎のり子	27-3500	(有)ウジヤト	(有)ウジヤト	H23.12.5
てまり		(〒042-0954) 上野町7-30	奥川 安彦	59-5000	(株)福祉セン ター函館	(株)福祉セン ター函館	H24.2.17
出逢い		(〒041-0811) 富岡町1-9-4-1	葛西 直也	87-2217	(株)トータル サポート函館	(株)トータル サポート函館	H24.2.28
ふかせ		(〒040-0074) 松川町30-12	神 紘史	41-1221	医療)鴻仁会	医療)鴻仁会	H24.3.31
よしずみ高丘		(〒042-0955) 高丘町30-20	山下 紘史	36-2200	(株)吉住	(株)吉住	H24.4.9
カラダラボ`函館 赤川		(〒041-0805) 赤川1-2-1	鳴海 誠	47-8222	(株)ノースライ バル	(株)ノースライ バル	H24.9.5
ケアプラザ新函館・ よいあすセンター		(〒041-0805) 本通2-32-1	竹内 節子	31-8100	(有)ケアプラザ新 函館	(有)ケアプラザ新 函館	H24.9.7
いさりび		(〒042-0932) 湯川町1-5-18	藤井 諭	84-6182	(株)フジミ	(株)フジミ	H24.10.1
本通		(〒041-0851) 本通3-5-16	梶原 英樹	84-1425	(株)イトウ・ケア□	(株)イトウ・ケア□	H24.11.1
プラトールケアセン ター函館本店		(〒041-0821) 港町1-12-30	嵯峨 奈穂子	84-5219	(有)健メディカ ル・サポート	(有)健メディカ ル・サポート	H25.3.1
あねもね戸 倉ヶ丘		(〒042-0953) 戸倉15-10	小野寺 幸江	59-6501	(医療)富田病院	(医療)富田病院	H25.3.26
みずほ		(〒041-0806) 美原2-23-17	本村 秀平	84-8475	(株)ウェルフェア□	(株)ウェルフェア□	H25.4.8

区分 施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	設置(開始) 年月日
グランユニライフ サービスセンター函 館湯の川	(〒042-0932) 湯川町1-13-3	馬場 裕子	88-8170	(株)グランユニライフ ケアサービス北海 道	(株)グランユニライフ ケアサービス北海 道	H25.4.24
ひまわり	(〒041-0808) 桔梗2-1-32	水口 清貴	83-5623	(有)ティー・エス	(有)ティー・エス	H25.5.9
ほくおう桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-27-8	滝下 絵美	46-1060	(株)ほくおうサービ ス	(株)ほくおうサー ビス	H25.5.29
アースサポート 函館亀田港町	(〒041-0822) 亀田港町43-18	菊地 ひろみ	40-8311	アースサポート (株)	アースサポート (株)	H25.5.29
ほのぼの	(〒041-0806) 美原1-40-26	斉藤 直子	76-3482	(株)SAYA□	(株)SAYA□	H25.6.25
カラダラボ 函館 若松	(〒040-0063) 若松町26-7	金津政一郎	23-3688	(株)ノーストライ バル	(株)ノーストライ バル	H25.7.31

(5)生活支援ハウス

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
楳法華高齢者福 祉総合センター	(〒041-0611) 新浜町188-2	佐々木 貢	86-2811	市	社福)函館市 社会福祉協議会	17	H12.8.1
旭ヶ岡の家 生活支援ハウス	(〒042-0916) 旭岡町78	齋藤 憲正	50-3066	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	9	H13.8.1
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	齋藤 禎史	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	12	H15.4.1

(6)軽費老人ホーム

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認 可 年月日
ベリアニエス (ケアハウス)	(〒041-0841) 日吉町4-7-82	相馬 正子	31-3222	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	50	H5.5.1
ベレル旭ヶ岡の 家(ケアハウス)	(〒042-0916) 旭岡町76	齋藤 憲正	50-5656	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	15	H8.4.1
センテナリアン (ケアハウス)	(〒041-0801) 桔梗町557	加藤 征人	46-8255	社福) 敬聖会	社福) 敬聖会	80	H9.12.1
菜の花 (ケアハウス)	(〒040-0043) 宝来町14-26	向出 清治	23-7226	社福) 函館元町会	社福) 函館元町会	30	H13.5.1
おおぞら (ケアハウス)	(〒042-0908) 銅山町11-4	大日向勇人	57-3338	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	30	H14.9.1

(7)有料老人ホーム

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
旭ヶ岡の家 レジダント	(〒042-0916) 旭岡町79-1	齋藤 憲正	50-4611	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	21	H5.6.25
ベーネ函館 和楽	(〒041-0834) 東山町144-52	山上 優子	35-3333	(株) ハーモニー	(株) ハーモニー	64	H16.1.15
泰安の郷舟海	(〒040-0055) 船見町5-20	澤谷 明仁	24-0088	(株) サポートライフ	(株) サポートライフ	42	H16.9.13
ぼんだい	(〒040-0075) 万代町6-23	梶澤 麻衣	41-5141	(有)萬代	(有)萬代	36	H17.3.22
ワンズホーム	(〒041-0822) 亀田港町52-5	毛間内睦雄	62-5070	(有) ワンズホーム	(有) ワンズホーム	31	H19.1.1
かめだ	(〒040-0072) 亀田町3-13	山廣 苗子	41-5018	(有)萬代	(有)萬代	29	H19.5.22

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
あい	(〒041-0841) 日吉町2-22-12	竹原 瑞子	30-7355	(有)トリノ	(有)トリノ	29	H19.10.1
フルールハピ ネスはこだて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	清水 宏幸	27-3355	(株) 萌福祉サービス	(株) 萌福祉サービス	96	H20.10.1
みのり湯川	(〒042-0932) 湯川町1-11-6	筆村 一美	59-1294	(株) アクティブ・ケア	(株) アクティブ・ケア	48	H21.3.31
ベーネ函館 悠楽	(〒041-0802) 石川町141-6	飯田美智子	47-4165	(株) ハーモニー	(株) ハーモニー	90	H21.4.1
カーサ石川	(〒041-0802) 石川町149-9	佐藤 邦広	47-5873			29	H21.4.1
みやまえ	(〒040-0073) 宮前町7-15	曾我 睦	40-3883	(有)萬代	(有)萬代	96	H21.7.1
こん	(〒040-0011) 本町29-7	富澤 洋保	33-0777	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	29	H23.3.31
白ゆり	(〒041-0811) 富岡町1-23-12	斉藤 久子	44-5858	(株) メディカルシャトー	(株) メディカルシャトー	24	H23.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	岡田 美代	34-3239	(株) メディカルシャトー	(株) メディカルシャトー	73	H23.4.1
悠	(〒040-0061) 海岸町5-25	加賀谷貴美子	27-5035	(株)メディコジャ パン	(株)メディコ ジャパン	60	H23.4.20
あい美原	(〒041-0806) 美原3-13-32	能登谷喜昭	83-6165	(有)トリノ	(有)トリノ	29	H23.8.1
レリエンス ほくおう富岡	(〒041-0811) 富岡町3-22-3	水島 志津香	43-3500	(株)ほくおうサー ビス	(株)ほくおう サービス	54	H23.11.1
レリエンス ほくおう松風	(〒040-0035) 松風町13-15	森 大輝	27-1800			29	H24.2.1
てまり	(〒042-0954) 上野町7-31	奥川 安彦	59-4000	(株)福祉セン ター函館	(株)福祉セン ター函館	11	H24.3.2
ゆう	(〒041-0808) 桔梗町1-6-1	佐々木 エリカ	47-6161	社福) 七飯有隣会	社福) 七飯有隣会	29	H24.3.30
ふかせ(介護 付)	(〒040-0074) 松川町30-12	工藤 弘子	41-1221	医療)鴻仁会	医療)鴻仁会	10	H24.3.31
レリエンス ほくおう桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-27-8	前田ひろみ	46-1060	(株)ほくおうサー ビス	(株)ほくおう サービス	90	H24.4.1
ふかせ(住宅 型)	(〒040-0074) 松川町30-12	斉藤 丈夫	41-1221	医療)鴻仁会	医療)鴻仁会	36	H24.6.1
ハーモニーハ イツみなと	(〒041-0821) 港町3-4-2	寺谷 みち	43-0033	(株)テクノスコ ワ	(株)テクノス コワ	29	H25.1.17
こうじゆ	(〒040-0072) 亀田町7-1	上山 剛	41-5100	社福)函館鴻寿 会	社福)函館鴻寿 会	29	H25.3.25

(8) 老人福祉センター

区分 施設名	所在地	施設長	電 話	設置主体	経営主体	型	認 可 年月日
函館市湯川老人 福祉センター	(〒042-0932) 湯川町1-7-26	斉藤 広美	57-6061	市	セントラル警備 (株)	A	S45.4.1
函館市谷地頭老 人福祉センター	(〒040-0046) 谷地頭町13-18	帰山 彰	22-0264			A	S49.1.19
函館市美原老人 福祉センター	(〒041-0806) 美原1-29-19	渡部 司	43-5666			A	S56.4.8
総合福祉セン ター内 老人福祉セン ター	(〒040-0063) 若松町33-6	奥野 秀雄	23-5997		社福)函館市 社会福祉協議 会	B	H6.4.1

3 保護施設

(1) 救護施設

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館共働宿泊 所救護部	(〒042-0921) 新湊町261	越前 典洋	58-4040	社福)函館共働 宿泊所	社福)函館共働 宿泊所	100	S27.9.1
高丘寮	(〒042-0955) 高丘町3-1	石黒 司	57-7038	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	120	S39.3.11
明和園	(〒040-0022) 日乃出町21-17	本田 英孝	51-5281	社福)函館市民 生事業協会	社福)函館市民 生事業協会	90	S48.3.1

(2) 医療保護施設

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館五稜郭病院	(〒040-8611) 五稜郭町38-3	老松 寛	51-2295	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	533	S25.2.16

4 その他の社会福祉施設

(1) 無料低額診療施設

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館中央病院	(〒040-8585) 本町33-2	橋本 友幸	52-1231	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	527	S11.8.7
北海道社会事業 協会函館病院	(〒042-0935) 駒場町4-6	向谷 充宏	53-5511	社福)北海道社 会事業協会	社福)北海道社 会事業協会	286	S14.7.14
共愛会病院	(〒040-8577) 中島町7-21	福島 安義	51-2111	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	378	S33.3.5
道南勤医協函 館稜北病院	(〒041-0853) 中道2丁目51-1	及能 義広	54-3113	医療)道南勤労 者医療協会	医療)道南勤労 者医療協会	104	H21.4.1

(2) 総合福祉センター

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	設置 年月日
函館市総合福 祉センター	(〒040-0063) 若松町33-6	奥野 秀雄	22-6262	市	社福)函館市社 会福祉協議会	H6.4.1

(3) 地域療育センター

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	設置 年月日
おしま地域療 育センター	(〒041-0808) 石川町41-2	高野 和俊	46-6641	社福)侑愛会	社福)侑愛会	S60.4.1

(4) 福祉センター

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	設置 年月日
函館市恵山福 祉センター	(〒041-0523) 柏野町117-209	沢田 弘政	85-2800	市	市	S55.4.1

(5) 高齢者福祉総合センター

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	設置 年月日
函館市榎法華高 齢者福祉総合セ ンター	(〒041-0611) 新浜町188-2	奥野 秀雄	86-2811	市	社福)函館市社 会福祉協議会	H12.8.1

(6) 地域包括支援センター

施設名	区分 日常生活圏域	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
地域包括支援センターあさひ	西部地区	(〒040-0037) 旭町4-12	27-8880	医療)聖仁会	医療)聖仁会	H18.4.1
地域包括支援センターこん	中央部地区	(〒040-0012) 時任町35-24	33-0555	医療) 函館大庚会	医療) 函館大庚会	H18.4.1
地域包括支援センタープランチこん	中央部地区	(〒040-0061) 海岸町6-13	24-2223			H18.4.1
地域包括支援センター厚生院	東央部地区	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7740	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	H18.4.1
地域包括支援センタープランチ花園	東央部地区	(〒041-0843) 花園町31-4	56-5695			H18.4.1
地域包括支援センター西堀	北東部地区	(〒041-0853) 中道2-6-11	52-0016	医社) 仁生会	医社) 仁生会	H18.4.1
地域包括支援センタープランチ西堀	北東部地区	(〒041-0832) 神山1-25-9	52-0242			H18.4.1
地域包括支援センターよろこび	北部地区	(〒041-0821) 港町2-2-25	62-6161	医社) 向仁会	医社) 向仁会	H18.4.1
地域包括支援センター社協	東部地区	(〒041-0311) 浜町538-2	82-4700	社福)函館市社会福祉協議会	社福)函館市社会福祉協議会	H18.4.1
地域包括支援センタープランチかやべ	東部地区	(〒041-1611) 川汲町1520	25-6034			H18.4.1

(7) 火葬場

施設名	区分 所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	供用開始日
函館市斎場	(〒040-0055) 船見町27-1	佐藤 信行	22-3450	市	(株)マルゼンシステムズ	H4.2.1
函館市戸井斎場	(〒041-0305) 館町169-1	本間 聡	26-9335 (株)マルゼンシステムズ			H11.4.1
函館市椴法華斎場	(〒041-0613) 絵紙山町27-2	唐嶋田 健	26-9335 (株)マルゼンシステムズ			H13.12.21
函館市南茅部斎場	(〒041-1603) 尾札部町2457-1	梅田 晃司	26-9335 (株)マルゼンシステムズ			H1.12.5

介護保険施設等一覧

1 介護老人福祉施設

(平成25年7月1日現在)

施設名	区分	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
愛泉寮		(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福) 函館共愛会	160	H12.4.1
旭ヶ岡の家		(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福) 函館カリタスの園	83	H12.4.1
幸成園		(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福) 函館幸成会	110	H12.4.1
福寿荘さくら館		(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福) 函館仁愛会	80	H12.4.1
函館はくあい園		(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福) 函館松寿会	100	H12.4.1
函館百楽園		(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福) 函館厚生院	100	H12.4.1
戸井潮寿荘		(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福) 戸井福祉会	50	H12.4.1
恵楽園		(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福) 恵山恵愛会	50	H12.4.1
みなみかやべ荘		(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福) 函館共愛会	50	H12.4.1
シンフォニー		(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福) 禎人会	50	H15.4.1
松濤		(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福) 函館大庚会	50	H16.4.16
おおぞら		(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福) 函館愛育会	50	H17.4.25
ももハウス		(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3335	社福) 函館厚生院	60	H22.4.1

2 介護老人保健施設

施設名	区分	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
グランドサン亀田		(〒041-0802) 石川町191-4	46-3151	医療) 亀田病院	100	H12.4.1
ロイヤルヒルズ日吉		(〒041-0841) 日吉町4-7-81	31-3113	医療) 富田病院	100	H12.4.1
ジョイウェルス桔梗		(〒041-0801) 桔梗町557	46-8881	医療) 聖仁会	100	H12.4.1
ケンゆのかわ		(〒042-0932) 湯川町3-29-15	59-1211	社福) 函館厚生院	150	H12.4.1
響の杜		(〒041-0833) 陣川町91-4	31-8320	医療) 函館友愛会	100	H12.4.1
ゆとりろ		(〒040-0043) 宝来町14-27	23-7223	社医) 高橋病院	150	H12.4.1
やわらぎ苑西桔梗		(〒041-0824) 西桔梗町735-4	49-8555	医療) やわらぎ会	100	H17.3.29
住慶の郷		(〒040-0045) 住吉町2-13	22-3166	医社) 向仁会	188	H20.4.1
もも太郎		(〒041-0804) 赤川町388-1	47-5550	社福) 函館厚生院	100	H22.4.1

3 介護療養型医療施設

施設名	区分	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
竹田病院		(〒040-0054) 元町29-21	26-5811	医療) 尚仁会	60	H12.4.1
協立消化器循環器病院		(〒041-0806) 美原3-2-16	46-1300	医社) 協立消化器循環器病院	26	H12.4.1
森病院		(〒041-0801) 桔梗町557	47-2222	医療) 聖仁会	52	H12.4.1
函館おしま病院		(〒040-0021) 的場町19-6	56-2308	医療) 敬仁会	36	H12.4.1

施設名	区分	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
高橋病院		(〒040-0054) 元町32-18	23-7221	社医)高橋病院	60	H12.4.1
楳法華クリニック		(〒041-0611) 新浜町171-9	86-2807	医社)清邑会 楳法華クリニック	12	H17.4.1

4 短期入所施設

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
幸成園		(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	21	H12.4.1
福寿荘さくら館		(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	10	H12.4.1
旭ヶ岡の家ベレル		(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福)函館カリタスの園	30	H12.4.1
旭ヶ岡の家		(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福)函館カリタスの園	7	H12.4.1
函館共愛会愛泉寮		(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	6	H12.4.1
みなみかやべ荘		(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	2	H12.4.1
永楽荘		(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	9	H12.4.1
函館百楽園		(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	20	H12.4.1
函館はくあい園		(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	6	H12.4.1
恵楽園		(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	10	H12.4.1
戸井潮寿荘		(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福社会	2	H12.4.1
グランドサン亀田		(〒041-0802) 石川町191-4	46-3151	医療)亀田病院	空床利用	H12.4.1
ロイヤルヒルズ日吉		(〒041-0841) 日吉町4-7-81	31-3113	医療)富田病院	8	H12.4.1
ジョイウェルス桔梗		(〒041-0801) 桔梗町557	46-8881	医療)聖仁会	10	H12.4.1
ケンゆのかわ		(〒042-0932) 湯川町3-29-15	59-1211	社福)函館厚生院	空床利用	H12.4.1
響の杜		(〒041-0833) 陣川町91-4	31-8320	医療)函館友愛会	10	H12.4.1
ゆとりろ		(〒040-0043) 宝来町14-27	23-7223	社医)高橋病院	15	H12.4.1
森病院		(〒041-0801) 桔梗町557	47-2222	医療)聖仁会	空床利用	H12.4.1
高橋病院		(〒040-0054) 元町32-18	23-7221	社医)高橋病院	空床利用	H12.4.1
こうじゅ		(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	30	H12.5.10
シンフォニー		(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	10	H15.4.1
ベーネ函館		(〒041-0834) 東山町144-52	35-3333	(株)ハーモニー	6	H16.1.15
松濤		(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	13	H16.4.28
やわらぎ苑西桔梗		(〒041-0824) 西桔梗町735-4	49-8555	医療)やわらぎ会	空床利用	H17.3.29
楳法華クリニック		(〒041-0611) 新浜町171-9	86-2807	医社)清邑会 楳法華クリニック	空床利用	H17.4.1
おおぞら		(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	10	H17.4.28
はこだてケアセンターそよ風		(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7201	(株)ユニマットそよ風	20	H19.9.20
らいふ赤川		(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO)りょうほく	20	H20.8.22
いしかわ		(〒041-0802) 石川町149-22	34-3351	医社)飯田内科クリニック	39	H21.3.31
ももハウス		(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3979	社福)函館厚生院	10	H22.4.1
もも太郎		(〒041-0804) 赤川町388-1	47-5550	社福)函館厚生院	10	H22.4.1

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
白ゆり美原		(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3235	(株)メディカルシャトー	29	H23.4.1
のぞみ大門		(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジヤト	38	H23.12.5
こん		(〒040-0012) 時任町35-24	33-1233	医療)大庚会	20	H24.3.27
あんじゅう啄木		(〒040-0022) 日乃出町24-10	33-1077	(株)あんじゅう	20	H25.3.1
くうら		(〒041-0812) 昭和4-33-10	87-2388	(株)くうら	20	H25.4.30

5 特定施設入居者生活介護

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
ペーネ函館和楽		(〒041-0834) 東山町144-52	35-3333	(株)ハーモニー	64	H16.1.15
センテナリアン		(〒041-0801) 桔梗町557	46-8255	社福)敬聖会	80	H16.3.30
泰安の郷舟海		(〒040-0055) 船見町5-20	24-0088	(株)サポートライフ	42	H16.9.13
ばんだい		(〒040-0075) 万代町6-23	41-5141	(有)萬代	36	H17.3.22
永楽荘		(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	150	H18.10.1
みのり湯川		(〒042-0932) 湯川町1-11-6	59-1294	(株)アクティブ・ケア	48	H21.3.27
まろにえ		(〒042-0915) 西旭岡町3-239-2	84-6645	社福)函館共愛会	120	H22.3.31
レリエンスほくおう桔梗		(〒041-0808) 桔梗1-27-8	46-1060	(株)ほくおうサービス	90	H22.6.1
みやまえ		(〒040-0073) 宮前町7-15	40-3883	(有)萬代	96	H23.2.28
白ゆり		(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-5858	(株)メディカルシャトー	24	H23.4.1
悠		(〒040-0061) 海岸町5-25	27-5035	メディコジャパン(株)	60	H23.4.19
レリエンスほくおう富岡		(〒041-0811) 富岡町3-22-3	43-3500	(株)ほくおうサービス	54	H23.11.1
ふかせ		(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	10	H24.3.29

6 小規模多機能型居宅介護

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	登録 定員	指定年月日
潮太郎		(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3211	社福)戸井福祉会	25	H19.8.1
あい		(〒041-0841) 日吉町2-22-12	30-7011	(有)トリノ	25	H19.10.1
ゆのかわわとな		(〒042-0932) 湯川町1-2-9	36-1520	(有)ウィズ	25	H21.3.25
あい戸倉		(〒042-0953) 戸倉町161-1	36-5656	(有)トリノ	25	H22.3.30
光風園		(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7513	医療)鴻仁会	25	H22.4.30
平和の森美原		(〒041-0806) 美原3-53-30	47-8899	平和興産(株)	25	H22.10.29
あいある小安		(〒041-0251) 小安町692-1	83-8814	(有)時館	25	H22.11.29
こん		(〒040-0011) 本町29-7	33-0888	社福)函館大庚会	25	H23.3.30
あい美原		(〒041-0806) 美原3-13-32	83-6166	(有)トリノ	25	H23.7.28
ききょうわとな		(〒041-0808) 桔梗4-34-9	34-2270	(有)ウィズ	25	H23.11.30
ほくおう松風		(〒040-0035) 松風町13-15	27-1800	(株)ほくおうサービス	25	H24.1.31
ゆう		(〒041-0808) 桔梗1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	25	H24.3.30

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	登録定員	指定年月日
なでしこ		(〒040-0062) 大縄町20-19	45-7111	一般社団)元町会	25	H24.12.1
海翔		(〒041-1611) 川汲町586-1	84-1277	(株)あんじゅう	25	H25.6.10
とよかわ		(〒040-0065) 豊川町1-5	87-0365	医療)鴻仁会	18	H25.6.10

7 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員(名)	指定年月日
シルバービレッジ函館あいの里		(〒041-0803) 亀田中野町278-34	47-4331	社福)函館光智会	17	H12.4.1
シルバービレッジ函館あいの里・泉		(〒041-0803) 亀田中野町278-53	47-4331	社福)函館光智会	18	H12.4.1
街		(〒040-0012) 時任町35-3	33-1317	医療)大庚会	9	H13.3.28
ききょう		(〒041-0801) 桔梗町557	47-8033	社福)敬聖会	36	H13.4.26
よろこびの家		(〒040-0041) 栄町16-16	23-2777	医社)向仁会	45	H13.8.31
あねもね		(〒041-0841) 日吉町4-7-83	32-3223	医療)富田病院	18	H14.3.27
こんはこだて		(〒040-0012) 時任町35-4	33-1234	社福)函館大庚会	9	H15.2.28
高丘		(〒042-0955) 高丘町53-8	36-7772	(有)ベストケアサービス	18	H15.2.28
あい		(〒041-0812) 昭和3-29-47	62-2246	(有)トリノ	18	H15.4.25
第3やわらぎ		(〒041-0801) 桔梗町379-48	47-7725	医療)やわらぎ会	18	H15.4.28
そよかぜ		(〒040-0035) 松風町14-7	23-1130	(有)ウイズ	18	H15.7.18
秋桜		(〒040-0043) 宝来町14-25	23-7228	社医)高橋病院	27	H15.8.26
のぞみ		(〒041-0822) 亀田港町60-28	62-5550	(有)ウジャト	18	H16.4.14
海笛の家		(〒040-0063) 若松町22-1	22-1717	一般社団法人 帆の歌	18	H16.8.17
おもひで		(〒041-0835) 東山3-2-4	32-5595	(有)ハマダコーポレーション	9	H16.9.30
さらさの杜		(〒041-1612) 安浦町364-2	25-5800	(有)北邦	18	H17.5.26
おもひで・懐		(〒041-0836) 山の手2-5-16	30-1122	(有)ハマダコーポレーション	18	H17.10.7
かがやき		(〒041-0811) 富岡町2-21-7	44-1515	(株)ノア	18	H17.11.29
のぞみ2号館		(〒041-0822) 亀田港町60-23	43-7001	(有)ウジャト	18	H18.2.15
よろこびの家葉景		(〒040-0003) 松陰町1-43	32-7070	医社)向仁会	18	H18.2.22
にしぼり		(〒041-0844) 川原町5-1	54-0015	医社)仁生会	18	H18.2.27
香雪園		(〒042-0955) 高丘町41-12	36-5500	(有)ベストケアサービス	18	H18.3.1
泰安の郷海願		(〒040-0061) 海岸町9-30	62-5577	(株)サポートライフ	18	H18.3.3
よろこびの家日吉		(〒041-0841) 日吉町3-20-25	33-0505	医社)向仁会	18	H18.3.8
よろこびの家住慶		(〒040-0046) 谷地頭町31-8	24-0808	医社)向仁会	18	H18.3.24
にしぼり神山		(〒041-0832) 神山1-25-9	52-0247	医社)仁生会	18	H21.8.25

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
ニチイケアセンター函館桔梗		(〒041-0808) 桔梗3-22-10	34-5911	(株)ニチイ学館	18	H21.10.1
あい戸倉		(〒042-0953) 戸倉町161-1	36-5700	(有)トリノ	18	H22.3.30
光風園		(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7512	医療)鴻仁会	18	H22.4.30
あいある小安		(〒041-0251) 小安町692-1	83-8814	(有)時館	18	H22.11.29
まつかわ		(〒040-0074) 松川町41-17	41-1300	医療)鴻仁会	18	H23.3.25
白ゆり		(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-7200	(株)メディカルシャトー	18	H23.4.1
こん松濤		(〒040-0023) 宇賀浦町16-20	30-2277	医療)大庚会	18	H24.3.26
ふかせ		(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	18	H24.3.30
はこだて乃木		(〒042-0943) 乃木町4-32	33-4480	日総ふれあいケアサービス(株)	18	H24.7.1
グース		(〒041-0843) 花園町24-3	56-6730	日総ふれあいケアサービス(株)	18	H24.7.1
ふるさと		(〒041-0811) 富岡町1-54-17	43-8333	(株)秀	8	H24.9.1
まつかげ		(〒040-0003) 松陰町15-5	33-5551		18	H24.9.1
とみおか		(〒041-0811) 富岡町1-51-20	43-5300		18	H24.9.1
なでしこ		(〒040-0062) 大縄町20-19	45-7045	一般社団法人 元町会	18	H24.12.1
いしかわ		(〒041-0802) 石川町149-9	46-8500	(株)ハーモニー	18	H25.2.15
ひなた園		(〒042-0932) 湯川町2-16-1	36-1056	(株)メディカルオフィス・創健	18	H25.3.13
あねもね戸倉ヶ丘		(〒042-0953) 戸倉町15-10	59-6500	(医療)富岡病院	18	H25.3.26
恵		(〒041-0405) 川上町457-1	84-2383	(株)心香	18	H25.3.29
ほくおう鍛冶		(〒041-0852) 鍛冶2-35-22	33-5600	(株)ほくおうサービス	18	H25.5.29

8 地域密着型特定施設入居者生活介護

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
かめだ		(〒040-0072) 亀田町3-13	41-5018	(有)萬代	29	H19.5.22
あい		(〒041-0841) 日吉町2-22-12	30-7355	(有)トリノ	29	H19.10.1
平和の森美原		(〒041-0806) 美原3-53-30	47-8899	平和興産(株)	29	H22.10.29
こん		(〒040-0011) 本町29-7	33-0777	社福)函館大庚会	29	H23.3.30
あい美原		(〒041-0806) 美原3-13-32	83-6165	(有)トリノ	29	H23.7.28
レリエンスほくおう松風		(〒040-0035) 松風町13-15	27-1800	(株)ほくおうサービス	29	H24.1.31
ゆう		(〒041-0808) 桔梗1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	29	H24.3.30
ハーモニーハイツみなと		(〒041-0821) 港町3-4-2	43-0033	(株)テクノスコーワ	29	H25.1.16
カーサ石川		(〒041-0802) 石川町149-9	47-8000	(株)ハーモニー	29	H25.2.15
こうじゅ		(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	29	H25.3.25
花水季		(〒040-0041) 栄町7-4	22-8884	(株)清野	29	H25.4.12

9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
福寿荘		(〒041-0802) 石川町191-1	46-1123	社福)函館仁愛会	20	H19.3.30

10 複合型サービス

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
恵		(〒041-0405) 川上町457-1	84-2383	(株)心香	25	H25.3.29

社会福祉法人一覧

1 函館市が所轄庁となる社会福祉法人

(平成25年7月1日現在)

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館共働宿泊所	(〒042-0921) 新湊町261	越前政子	S27. 5. 8	58-4040
函館市民生事業協会	(〒040-0022) 日乃出町21-17	本田英孝	S27. 5.17	51-5281
函館国の子寮	(〒042-0958) 鈴蘭丘町38-7	柏倉正	S34. 7.10	50-3267
奉仕会	(〒041-0812) 昭和3-15-10	山口勝彦	S39. 3.28	42-6218
函館市社会福祉協議会	(〒040-0063) 若松町33-6	奥野秀雄	S42. 1.24	23-2226
育星園	(〒040-0025) 堀川町30-3	松本啓	S42.11. 7	51-8736
函館聖パウロ会	(〒040-0054) 元町15-13	安達純子	S46. 1.27	22-8558
貞信福祉会	(〒042-0941) 深堀町27-2	野又肇	S47. 1.14	33-0033
育栄会	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井隆	S47. 3.30	54-8916
ドルカス福祉会	(〒040-0001) 五稜郭町7-22	島田真澄	S47. 3.31	51-7664
函館若葉会	(〒040-0084) 大川町4-27	兼子政子	S52.11.28	43-8161
函館愛育会	(〒042-0914) 上湯川町45-29	大日向豊吉	S53.10.11	57-2586
函館カリタスの園	(〒042-0916) 旭岡町78	齋藤憲正	S54. 7. 2	50-2121
函館松英会	(〒042-0915) 西旭岡町1-29-10	渡辺重雄	S54.11.27	50-2688
函館常光会	(〒041-0806) 美原3-31-6	尾崎邦男	S55.12.15	46-9923
函館幸成会	(〒041-0801) 桔梗町435-28	廣正賢治	S56. 8.20	47-1113
函館一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	尾形永造	S57.10.29	50-3777
函館仁愛会	(〒041-0802) 石川町191-1	蒲池珠實	S57.11.18	46-1123
恵山恵愛会	(〒041-0523) 柏野町117	田中博	S58.12.16	85-2893
戸井福祉会	(〒041-0252) 釜谷町605-1	新谷義克	S62.11.6	82-3535
函館松寿会	(〒040-0077) 吉川町3-16	松本里江	H 2. 5.23	45-5250
函館つくしっこ会	(〒041-0803) 亀田中野町57-15	野田禮子	H 5. 1.22	46-8874

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館光智会	(〒041-0803) 亀田中野町278-34	林崎光弘	H7.3.31	47-4331
敬聖会	(〒041-0801) 桔梗町557	森久恒	H8.10.24	46-8255
函館鴻寿会	(〒040-0072) 亀田町7-1	池見厚一	H11.9.29	41-5100
函館恭北会	(〒042-0903) 東畑町141-13	富田恒一	H11.10.1	58-1985
函館元町会	(〒040-0054) 元町32-18	高橋肇	H12.9.11	23-7221
かいせい	(〒040-0071) 追分町5-23-2	松田由美子	H14.3.12	40-8989
禎人会	(〒042-0912) 中野町74-1	齋藤修	H14.7.19	58-2000
函館大庚会	(〒040-0035) 松風町18-15	今均	H14.12.27	27-6555
函館緑風会	(〒041-0262) 古川町441-3	石田勉	H25.4.1	58-3776
心侑会	(〒041-0822) 亀田港町456-1	大倉健治	H25.6.7	57-9301

2 函館市内の社会福祉法人で北海道が所轄庁となるもの

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館厚生院	(〒040-0011) 本町33-2	高田竹人	S27.5.17	51-9588
函館共愛会	(〒040-0014) 中島町7-15	福島安義	S27.5.17	55-3366
函館カトリック 社会福祉協会	(〒040-0022) 日乃出町27-3	尾崎文彦	S39.3.4	54-1333
函館緑花会	(〒042-0932) 湯川町1-31-1	渡邊佐岐子	S45.12.15	77-7345
つぐみ園	(〒041-0851) 本通2-37-1	佐々木正人	S51.8.18	54-6206
函館杉の子園	(〒040-0011) 本町9-23	藤井譽了	H10.9.16	51-7561

3 函館市外の社会福祉法人で市内に社会福祉施設を有するもの

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
北海道社会事業協会	(〒060-0004) 札幌市中央区北4西6-1-1	高橋 透	S27. 5.17	(011) 221-0611
侑 愛 会	(〒049-0101) 北斗市追分140-74	大場 公孝	S36. 6.17	49-2581
ろ う ふ く 会	(〒060-0041) 札幌市中央区大通東4-5-1	古川 隆之	S43.12.28	(011) 210-0181
七 飯 有 隣 会	(〒041-1135) 亀田郡七飯町緑町3-1-18	工藤 勝	H6.3.14	66-6677